

17
A
E

先進国援助機関調査（ドイツ）

1. 援助の目的と制度

A. 開発援助政策

1. 法的枠組

開発援助政策の基本概念（次頁に述べる）に関する方針は、様々な公式文書で表明されているが、法的に強制力のある全体的な方針は制定されておらず、援助配分の唯一の法的根拠は毎年の財政（予算）法となっている。

援助政策は経済協力省（BMZ）が立案し、内閣の承認を受ける。ドイツ政府は1986年3月19日に「連邦政府開発政策指針（“General Outline for the Development Policy of the Federal Republic of Germany”）」を制定した。

また、連邦政府は開発援助政策に関して一連の基本的な方針を策定しており、BMZはその枠内で重要な分野やコンセプトについての、セクター別アウトラインを設定している。

出典：『日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策』（1992）

2. 目的と理念

ドイツの開発援助政策の核となる伝統的な概念は、次に挙げる通りである。

- ①二国間関係の重視
- ②地理的、部門別配分にあたっての「撒水タンク(watering can)原則」（資金を
広範な国、部門／活動領域に配分すること）
- ③「自助を助ける」原則
- ④「民間優先」原則
- ⑤プロジェクト援助重視

出典：『日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策』（1992）

3. 援助の重点政策

近年財政事情が更に厳しくなったことおよび東西対立の終焉によりイデオロギーが援助戦略の要素でなくなったとの新たな認識の下、援助全体の大幅な見直しが行われており、その一環として1991年10月に新たな援助基準がBMZにより打ち出された。同基準は①人権の尊重、②政策決定過程への住民参加、③法の支配、④市場

指向型経済の創出、⑤貧困緩和の5つであり、開発援助を供与する重要な基準として設定されたものである。

それに加えて、途上国の過度の防衛費の削減を推進することを目的として、援助対象国の軍事支出と社会インフラ関連予算との間のバランス、そして輸入に占める武器輸入の割合の管理強化の必要性を基準として強調している。

出典：『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)

4. 援助対象国

二国間援助の地域的配分については、アフリカ、アジアの最貧国が中心的な受取国であり、援助予算の平均して約3分の1はサハラ以南アフリカ向けであり、対アジア援助は約20%強となっている。

分野別では、環境保護、民間部門の振興、構造調整が重視されている。特に構造調整については、87年には、世銀・IMFとの協調のための新基金が設立されており、91年予算ではこれに1億5,000万ドルが充てられている。

国別援助計画は現段階では試験的に作成されているが、この計画に従って案件が発掘されているわけではない。これはBMZの地域担当課により1992年現在約40カ国を対象に作成されており、政策決定のための準備資料的色彩が強い。同計画はBMZの内部資料であり公開はされておらず、また策定の過程で相手国との協議も行われてはいない。作成にあたっては、復興金融公庫(KfW)、ドイツ技術協力公社(GTZ)からの情報の他、世銀・IMF等のレポートの情報が活用されている。15ページ前後の比較的簡単な資料であり、経済全般の分析、援助の実績と今後の協力の可能性、セクター分析、他の援助供与国の動向等の内容からなる。GTZ、KfWはBMZの国別援助計画作成に協力しており、独自には作成していない。

出典：『我が国の政府開発援助』上巻(1993)

「先進国援助機関・国際機関における開発調査実施方法に関する調査報告書」(1987)

「JICA在外事務所報告」(1993.9.24)

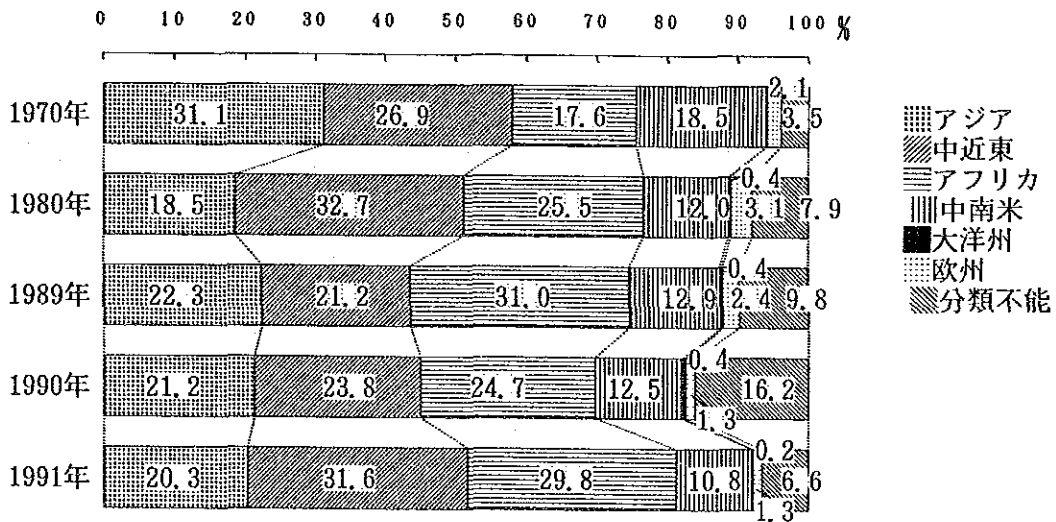
1991年度ドイツの二国間ODA上位10カ国

(支出純額ベース、単位：百万円、%)

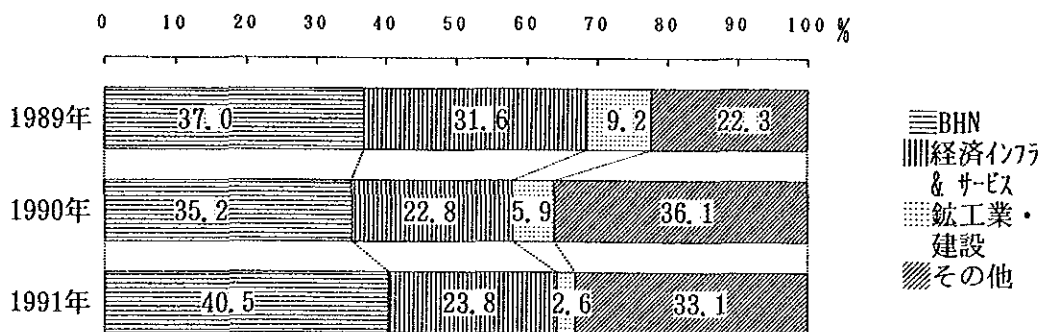
順位	国名	ODA計	シェア
1	イスラエル	422.9	9.2
2	インド	262.7	5.7
3	エジプト	185.3	4.1
4	トルコ	174.0	3.8
5	インドネシア	135.8	3.0
6	ザイール	132.1	2.9
7	ガーナ	124.7	2.7
8	ジョルダン	119.8	2.6
9	ザンビア	113.1	2.5
10	中国	107.1	2.3
10位の合計		1,777.4	38.9
二国間ODA合計		4,575.2	100.0

出典：『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)

ドイツの二国間援助地域別配分の推移



ドイツの二国間援助分野別割合

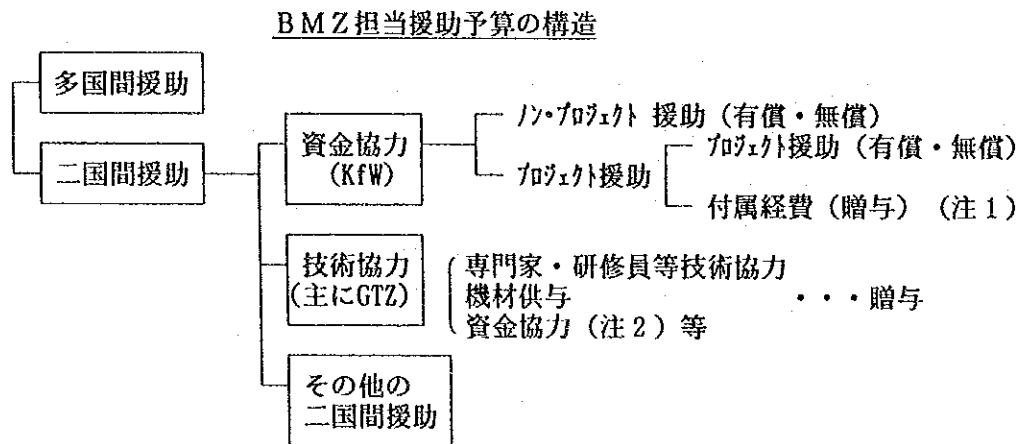


出典：『我が国の政府開発援助』上巻 (1993)

B. 開発援助予算

1. 概要と特徴

ドイツの援助予算は外務省に計上される災害・緊急援助予算等を除いてBMZに計上されている。予算は原則として単年度制であり、当該年度の予算額はこれまでコミットされた案件のうち当該年度に支払うものの合計となっている。この場合は、当該年度にコミットする金額と当該年度予算との間には具体的関連はない。当該年度中に支出負担行為を行わない場合、繰越は可能である。個別プロジェクトに関しては、当該年度内にすべて支出する必要はなく、プロジェクトの進捗に応じ、完成までに多年度にわたり各年毎の必要経費を支出できるシステムとなっている。ドイツの援助予算の内訳は、基本的に多国間援助と二国間援助に分かれている。二国間援助はさらに資金協力と技術協力に分かれており、また資金協力はプロジェクト型とノン・プロジェクト型に分けられる。



注1：資金協力のプロジェクト援助の中の付属経費とは“Study and Expert Fund”と“Technical Assistance”があり、前者はFeasibility Study(F/S)等の必要な調査及び専門家派遣に使用され、後者はプロジェクト実施中の受取国の人員のトレーニングに使われている。

注2：GTZの資金協力は、技術協力を直接関連する資機材を援助対象国が自ら調達するための援助である。

出典：『主要先進国の無償援助』（1989）

ドイツのODAの1992年実績は、対前年比11.8%増の75.72億ドルで、対GNP比は0.39%であった。多国間援助のODA全体に対する比率は、ほぼ一定しており平均して3割前後である。一方、二国間援助においては技術協力の比率が非常に高く、全体の約3分の1を占めている。また、二国間援助の約15%は混合借款供与と

なっているため、贈与比率は72.2%と高くないが、借款条件の緩和を進めているため、グラント・エレメントは85.3%(1991-91年平均)となっている。

出典：『主要先進国の無償援助』(1989)
「JICA在外事務所報告」(1993.9.24)

なお、ドイツの開発途上国および国際機関への資金フローは以下の通り。

ドイツ連邦共和国の開発途上国及び国際機関への資金フロー

	1991		1992	
	百万円 ^a	百万ドル ^a	百万円 ^a	百万ドル ^b
1. 政府開発援助(ODA) ^{#1}	11,446.6	6,897.6	11,825.8	7,572.4
(1) 二国間援助	7,601.3	4,580.5	8,174.9	5,234.6
a) 無償資金協力	6,518.3	3,927.9	6,938.7	4,443.0
技術協力 ^{#2}	2,879.7	1,735.3	3,103.2	1,987.1
その他の協力	3,638.6	2,192.6	3,835.5	2,456.0
b) 借款及び その他の資金協力	1,083.0	652.6	1,236.3	791.6
(2) 多国間援助	3,846.3	2,317.7	3,650.9	2,337.8
a) 国際機関への 無償資金協力	2,703.2	1,628.9	2,460.2	1,575.3
b) 国際機関への 分担金及び出資金	1,160.8	699.5	1,210.0	774.8
c) その他の融資	-18.7	-11.3	-19.3	-12.4
2. 輸出信用	3,103.6	1,870.2	722.3	462.5
(1) 二国間援助	3,100.6	1,868.4	717.4	459.4
a) 復興金融金庫(KfW) の輸出信用	628.6	378.8	312.8	200.3
b) 経済省のリアイツ	2,327.8	1,402.7	145.8	93.4
c) その他の融資	144.2	86.9	258.9	165.8
(2) 多国間援助	3.0	1.8	4.8	3.1
3. 非営利団体による贈与 ^{#3}	1,266.9	763.4	1,335.0	854.8
4. 民間の経済協力	5,935.5	3,576.7	28.7	18.4
(1) 二国間援助	8,163.3	4,919.1	3,262.6	2,089.1
a) 投資その他の資本投下	5,348.8	3,223.1	153.2	98.1
b) 輸出信用	2,814.5	1,596.0	3,109.4	1,991.0
(2) 多国間援助	-2,223.8	-1,340.0	-3,234.0	-2,070.8
5. 全体額	21,756.6	13,110.3	13,911.7	8,908.0
6. 資金フロー全体の 対GNP比(%)	0.77	0.46	0.46	0.29
7. ODAの対GNP比 (%)	0.41	0.25	0.39	0.25
8. ODAにおける多国間 援助シェア(%)	33.6	20.2	30.9	19.8

注1：二国間及び多国間の無償資金協力及びソフトな条件の借款とその他の資金協力

注2：1984年以降開発途上国からの学生のための奨学金が含まれる。

注3：NGOの自己資金による開発途上国への無償資金協力(例：協会、教会、財団法人)

注4：a IMF 1991年平均交換レートを(1US\$=1.65957円)を参考に算出。

注5：b IMF 1992年平均交換レートを(1US\$=1.56177円)を参考に算出。

出典：「JICA在外事務所報告」(1993.9.24)をもとに作成。

1992年度ドイツODAの実績

(1) 量的側面の特徴

支出純額ベース	
1. ODA実績総額 (億ドル)	
91年 (名目ベース)	68.9
92年 (名目ベース)	75.7
2. 対GNP比 (%) (91年)	0.40
(92年)	0.39
3. DAC諸国全体に占めるシェア (92年、%)	12.3
4. 自国通貨建てでの対前年比伸び (91→92年、%)	▲ 5.9
5. 91年のコミット類 (債務救済を含む) (億ドル)	85.7
6. 多国間援助のシェア (90～91年平均、%)	31.5
下段：EECに対する拠出を除く	16.2
7. 配分 (90～91年平均、%)	
・対LLDC	25.2
・対LICs	60.9

(2) 質的側面の特徴

約束額ベース	(単位：%)
1. ODA全体のGrantエレメント (90～91年平均、除：債務返済)	85.3
2. 二国間借款のGrantエレメント (90～91年平均、除：債務返済)	55.6
3. 二国間ODA対LLDC Grantエレメント (90～91年平均、除：債務返済)	100.0
4. 贈与比率 (90～91年平均、除：債務返済)	72.2
5. 二国間の贈与比率 (90～91年平均、除：債務返済)	64.9
6. 二国間タイングタイド (91年) (除：行政経費)	
・アンタイド	45.8
・部分アンタイド	-
・タイド	54.2
・二国間借款のアンタイド状況	45.2

出典：『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)

2. 無償資金協力

1992年の政府開発援助に占める二国間協力の無償資金協力額は、69.387億マルク(44.43億ドル)*である。(※ IMF 1992年平均変換レート 1US\$=1.5617 マルクを参考)

ドイツにおいては、無償資金協力は元本・利息(返済)がゼロの借款、と位置づけられている。案件発掘からE/N(交換公文)締結、L/A(借款契約)またはG/A(贈与契約)まで無償、有償とも合意形成までの手続き上に実質的な差はない。ただし、資金協力と技術協力の連携につき、実施担当機関がそれぞれKfWとGTZと別れているため諸々困難な場合がある。このため資金協力を実施している案件をより効果的に推進する上で技術協力が不可欠、と判断される場合には資金協力によってファイナンスされる枠内で技術協力が実施されることになる。

ドイツは、LLDCに対しては無償資金協力を原則としており、借款は供与していない。実際にどの国に供与するかは、BMZおよび外務省等の政策的判断に基づいている。

なお、特別な形態の無償資金協力として、途上国の各公館に年間6万マルクの小規模無償が認められており、1件当たりの供与限度額は1.5万マルク(US\$8,690)*で、年間2~300万マルク(US\$1.16~1.74 million)*を支出している。(※ 1993.12.31 現在IMF 交換レート(1US\$=1.7267マルク)を参考) この小規模無償は技術協力の一環として位置づけられている。

出典:「JICA在外事務所報告」(1993.9.24)

『主要先進国の無償援助』(1989)

3. 技術協力

ドイツの技術協力の形態として、①専門家の派遣、②原材料の供給、③その他サービス(特に研修)、④プロジェクト・パートナー向けの基幹要員のプロジェクトに直結した訓練、に大別されている。

1992年の政府開発援助に占める二国間協力の技術協力額は、31.032億マルク(19.871億ドル)*である。(※ IMF 1992年平均交換レート 1US\$=1.5617マルクを参考)

制度的に、かつ予算においても、技術協力は、狭義の技術協力(GTZを通じる

技術協力とほぼ一致する)とNGOによって供給される援助をも含んだ広義の技術協力とに区別されている。狭義の技術協力では、概念的には特定の技術分野に関するノウハウの重要性が組織的、管理的ノウハウに比べて相対的に低下しており、制度の発展と構造調整、民間イニシアティブの促進がキーワードになりつつある。広義の技術協力には、狭義のものに加えてさらに多様な方策が含まれている。これらの方策は狭義の技術協力に比較して、連邦政府側ができるだけ多くの社会グループを開発協力に参加させようとする点に特徴がある。

広義の技術協力には、技術協力資金総額のほぼ50%が割当られ、政治財団と教会が最大のシェアを占めている。

出典：「JICA在外事務所報告」(1993.9.24)

『日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策』(1992)

4. 借款

1978年以降、借款援助は返済義務のない無償(non-redeemable grant)援助が制度化され、LDCにも適用可能となっている。

1992年度のODAに占める借款(及びその他の資金協力)の割合は約10%であり、金額は12,363億マルク(7,916億ドル)である(輸出信用は除く)。(IMF 1992年平均レート(1US\$=1.5617マルク)を参考)。

出典：「JICA在外事務所報告」(1993.9.24)

JICA在外事務所報告 *OFFICIAL DEVELOPMENT ASSISTANCE(ODA)*

5. 国際機関を通じてのODA

国際機関への資金協力については、機関の援助効果に加えて、その機関の開発政策がドイツの開発政策の目標と一致しているかどうかを基準とする。

1990年度のドイツの多国間協力フローは次の様な配分となっている。

国連機関	12.8%	世銀グループ	28.9%
EC	42.6%	地域銀行	10.7%

国際機関別にドイツの占める資金協力の割合は次のとおりである。

機関名	金額(million)	割合(%)	年度
International Bank for Reconstruction & Development (IBRD)	US\$152.3(billion)	5.74	1991.6.7 ~92.6.6
Global Environment Facility (GEF)	aprx. DM260(billion)	?	?
International Development Association (IDA)	US\$8.1(billion)	11.3	by mid-1991
International Finance Corporation (IFC)	US\$1.072(billion)	6.37	1991
Multilateral Investment Guarantee Agency	?	5	1991.6.30
Asian Development Bank	US\$927	4.8	1991.12.31
African Development Bank	DM424.4	10.54	?
Interamerican Bank of Development (IDB)	US\$340.5	0.99	?
Interamerican Investment Corporation (IIC)	US\$6.3	3.1	?
United Nations Development Program (UNDP)	DM130	7.5	1991
United Nations World Food Program	DM45.0	?	1991
International Fund for Agricultural Development (IFAD)	US\$38.1	?	?
United Nations Children's Fund (UNICEF)	DM17.0		
United Nations Population Fund (UNFPA)	aprx. DM39.7	?	1991
United Nations Industrial Development Organization	DM14.3	8.89	1992
European Union	US\$2.9(billion)	?	1990

出典：J I C A 在外事務所報告 *OFFICIAL DEVELOPMENT ASSISTANCE (ODA)*
を元に作成

ドイツの多国籍援助¹⁾

	1990	
	百万マルク	百万US\$ *
1. 贈与/拠出金		
1a 国連機関と基金	481.1	297.8
内訳 : UNDP	130.0	80.5
UNFPA	39.1	24.2
WFP	45.0	27.9
WHO	31.6	19.6
UNIDO	19.0	11.8
UNICEF	17.0	10.5
UNEP	10.2	6.3
1b EC	1,266.8	784.1
内訳 : EDF	655.3	405.6
EC援助	347.9	215.3
EC食糧援助	253.6	157.0
その他 ²⁾	0.2	0.1
1c 他機関 ³⁾	48.1	29.8
2. 資本シェア/寄付		
2a 世銀グループ	859.9	532.2
2b 地域銀行	309.0	191.2
2c 他機関 ⁴⁾	28.3	17.5
3. BIB/CBD/BCIEへの信用	-18.0	-11.1
全多国間援助	2,974.9	1841.2

注1 : ベルリン (西) を含む1990年10月3日以前のドイツ連邦共和国に関する数字

注2 : EIBへの利子補給を含む

注3 : 国際農業調査とIMFへの利子補給を含む

注4 : IFADとESAF含む

* IMF 1990年平均交換レート(1US\$=1.6157 マルク)を参考に算出。

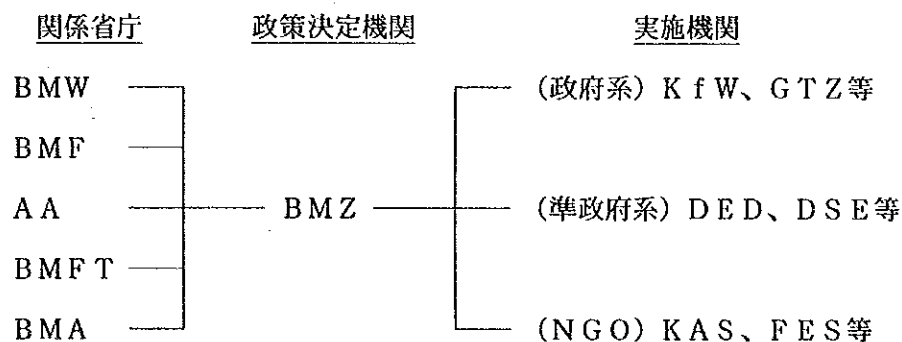
出典 : 『日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策』(1992)

C. 国レベル実施体制

1. 全体の機構

援助計画の立案・決定・管理および他省庁の方策との調整を経済協力省（BMZ）が行う。援助実施は政府系機関レベルでは、二国間資金・技術協力を直接あたる機関（資金協力はドイツ復興金融公庫〈KfW〉およびドイツ開発公社〈DEG〉、技術協力にはドイツ技術協力公社〈GTZ〉）と特定の課題を担当する機関（研修にはドイツ国際開発財団〈DSE〉、ボランティア・プログラムにはドイツ開発奉仕部隊〈DED〉、開発研究、助言、将来の開発行政担当官の研修にはドイツ開発政策研究所〈DIE〉）があげられる）が、民間レベルでは、民間部門の機関（コンサルタント）と非政府機関（NGO）がある。

実施体制：

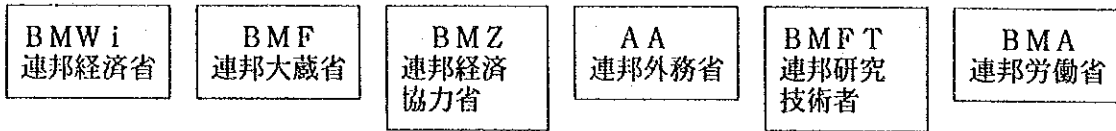


(機関名については次頁の図を参照のこと)

なお、ドイツは伝統的に海外援助の代表を各国の大使館内に置いている。これは、あらゆる援助に関連した問題を大使の責任に一元化するためである。

ドイツの援助実施体制（カッコ内は監督機関）

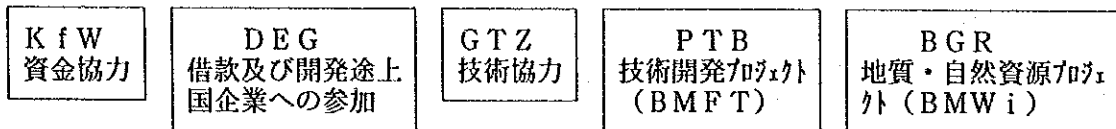
関係省庁



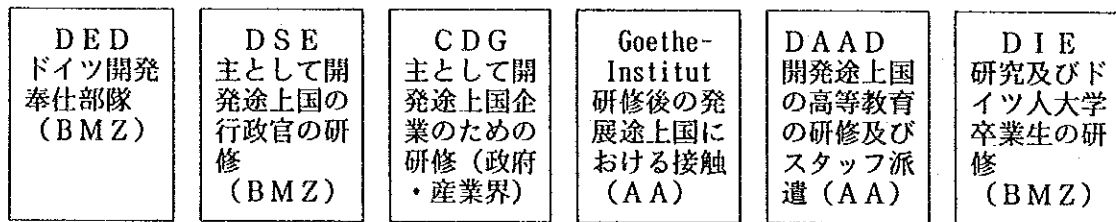
政府系実施機関

主として資金協力

主として技術協力



準政府機関



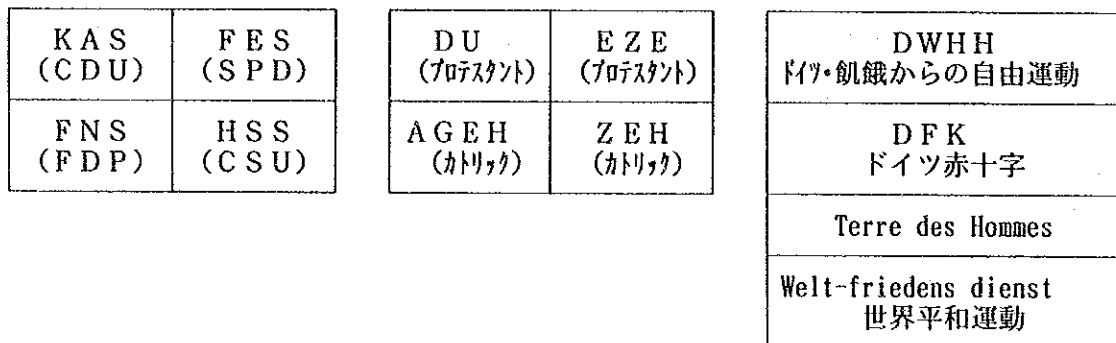
政治財団

協会組織

その他組織

人員補給 機材補給

政府資金を受け取っているNGO



出典：『日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策』（1992）

2. 政策立案体制と実施機関の関係

BMZが援助政策の企画・立案を所掌しており、個々のプロジェクトの決定に当たっては、外交政策の面から外務省と、予算面から大蔵省と、その他案件ごとに経済省等の省庁と協議する。実施は資金協力については復興金融公庫（K f W）、技術協力についてはドイツ技術協力公社（G T Z）が中心となって行っている。

技術協力の実施機関については、相手国内で展開されるプロジェクト協力に対してはG T Z、ドイツ国内で実施される研修員受入事業は研修実施機関（P F S）と呼ばれる国際開発財団（D S E）、カールデュイスベルグ協会（C D G）、アカデミック交換サービス（D A A D）が実施しており、G T Zのカウンターパート研修もこれらP F Sに委託実施されている。

ドイツの場合、連邦政府の他、州政府も技術協力を行っている。こうした地方自治体の協力はBMZと調整して実施され、かつ殆どの場合がG T Zからのアドバイスを受けて実施されている。

援助実施に関するBMZと実施機関（K f W、G T Z）との協力体制は以下の通りである。

①BMZとK f Wの関係

連邦政府とK f Wは「一般契約」を結んでいる。その主な内容は次の通りである。

- ・ K f Wは、連邦政府との協定又は決定に従って、援助対象国に対して貸し付けを行う。
- ・ 連邦政府は、K f Wの任務実行に必要な権限を与える。
- ・ K f Wは連邦政府に対して、プロジェクトに関する情報・結果等を報告する。

②BMZとG T Zの関係

連邦政府とG T Zは「一般契約」を結んでおり、その主な内容は次の通りである。

- ・ G T Zは第三者からも技術協力の受託ができる。
- ・ G T Zの受託は再委託できる。（サブコントラクト）
- ・ BMZは、必要に応じて、G T Zのスタッフの交代、召還を要求できる。
- ・ G T Zは委託業務の実施状況についてBMZに報告する。

出典：「先進国援助機関・国際機関における開発調査実施方法に関する報告書」（1987）

3. 技術協力実施機関概略

a) 関連技術協力機関とその関連機構図

I. B. 1の援助予算の構造の図に準ずる。

b) 機関別概要およびその役割

①経済協力省 (BMZ)

開発協力における全ての資金および技術面において責任を持つ。しかし、援助実施は行わず、業務内容は援助計画の立案・調整・管理等が中心となっている。

②復興金融公庫 (KfW)

1948年に公的企業として設立され、BMZの指導の下、借款・無償援助を通してFCプログラム (Financial Cooperation: 資金供与により相手国の経済・社会インフラを含む生産能力の改善を図ることを目的とする) の実施に責任を有する。

③技術協力公社 (GTZ)

1975年に民間株式会社として設立され (但し全て政府資金で賄われている)、技術協力で最大の責任を負っている。

その他開発援助において活動的な役割を果たし、BMZが支援する機関には以下のものが挙げられる。

- ・カール・デュイスベルグ財団 (CDG)
- ・ドイツ国際開発財団 (DSE)
- ・ドイツ開発奉仕部隊 (DED)
- ・ドイツ開発政策研究所 (DIE)
- ・German Academic Exchange Service (DAAD)
- ・Senior Expert Service (SES)
- ・States of the Federal Republic of Germany

II. 主要援助機関の概要と実施システム

A. 主要援助機関の概要

経済協力省

(Das Bundesministerium für Wirtschaftliche Zusammenarbeit (B.M.Z.))

1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等

1961年1月に設立。1972年12月25日の首相告示および議会での首相声明までは、その機能は調査業務に限られており、具体的な援助計画から実務管理までは各省開発委員会（E A）が決定していた。しかしそれ以降は、B M Zは経済協力に関する最高機関として権限強化され、各省に分散していた経済協力関係予算をほぼ一元化、二国間の資金協力および技術協力、多国間援助のほとんどを掌握している。

2. 所掌業務

B M Zの業務には、資金協力、技術協力に関する政策の企画立案、決定、技術協公社（G T Z）、復興金融公庫（K f W）への業務委託・監督などがある。

その主な業務内容は次の点に要約できる。

- ①経済協力政策策定
- ②二国間援助窓口
- ③先進国機関、国際機関との援助調整
- ④経済協力関係予算の確保

3. 機構

a) 本部

B M Zの職員は1992年12月現在で 592人。B M Zの組織は3局で構成され、第1局が地域開発政策、二国間資金協力及び技術協力の計画作成等を担当、第2局が多国間援助、開発政策における国際協力等を担当、そして第3局が一般管理（旧東ドイツの援助機関の統合調整およびN G Oとの協力を含む）等を担当している。

B M Zの職員は主な援助対象国内の在外公館（現在インドネシア、インド、ケニアなど15カ国程度）および国連、O E C D（経済協力開発機構）、E C等の国際機関に派遣されており、いずれも外交官待遇を受けている。

BMZの人員構成等

機 構	担 当 業 務		職 員
第1局 (4部21課) 〔地域担当局〕	地域開発政策、二国間経済技術協力計画、同調整	二国間 プロジェクト	(1)行政官 約 360人 1局 約 120人 2局 約 120人 3局 約 120人 (2)その他 (秘書等) 約 230人 <hr/> 計 約 590人
第2局 (4部21課) 〔セクター担当局〕	開発政策の目標・計画、多国間協力、部門別開発計画		
第3局 (4部19課)	一般管理(人事、法務、予算・会計等) 国内公的・私的機関との連絡		

注：在外：インドネシア、ケニア等、主な援助対象国在外公館（全体で約15カ国程度）及び国連、OECD、EC等の代表部BMZ職員を派遣。（外交官待遇）
BMZを含む在外公館における経済協力関係部局員数は217人である。（1992年12月現在）

出典：「JICA在外事務所報告」（1993.10.1）

b) 海外事務所等

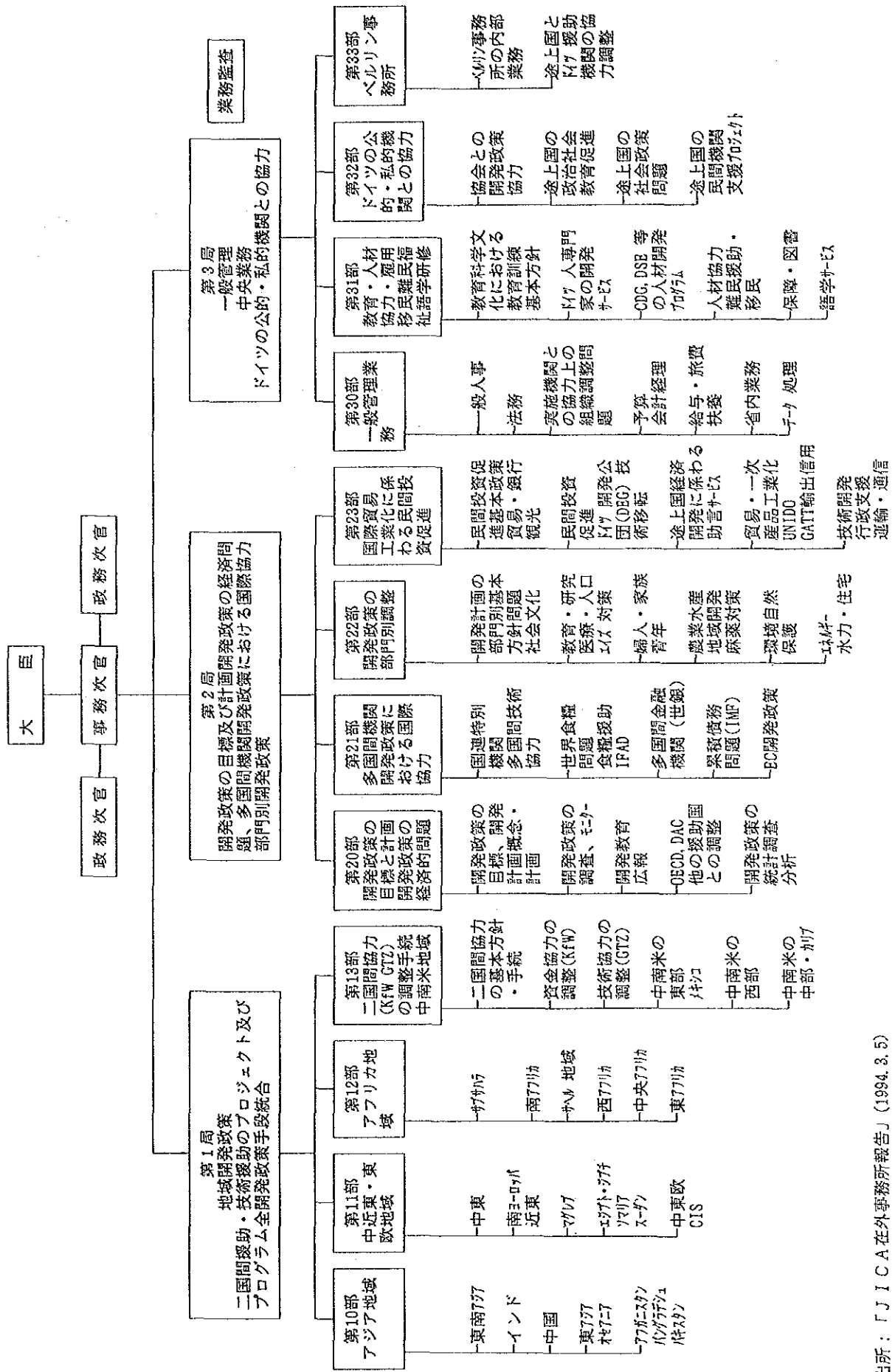
海外事務所はなく、全て在外公館員、外交官として出向の形をとっている。

4. 方針・重点項目・実績等

I. A. 3で述べてあるように、1991年10月新たな援助基準が打ち出された。その基準は①人権の尊重、②政策決定過程への住民参加、③法の支配、④市場指向型経済の創出、⑤貧困克服 の5つである。

BMZは約40ヶ国を対象に、試験的に国別援助計画を作成しているが、この計画に従って案件が発掘されている訳ではない。

ドイツ経済協力省 (BMZ) の組織図 (1992年6月現在)



出所：「JICA在外事務所報告」(1994.3.5)

BMZ 組織図

復興金融公庫 (Kreditanstalt für Wiederaufbau (KfW))

1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等

復興金融公庫 (KfW) は、第2次大戦後のマーシャル・プランによる援助資金を主要財源として、国内産業の復興のために中・長期資金を供給することを目的として、1948年11月にKfW設置法 (銀行法の規定を免除される代わりに大蔵大臣を通じた政府の直接監督下に置かれる。) に基づき設立された政府系金融機関である。当初は西独国内の経済復興のみを目的としていたが、1958年からは外国政府などに対する直接借款を開始し、1961年10月のKfW法改正によってドイツの開発途上国に対する資金協力を担当する中心的機関となった。

2. 所掌業務

KfWはBMZの下で二国間資金協力等を行う政府系金融機関であり、BMZの政策的判断の枠内において各案件の技術的・経済的・財務的及び社会的側面からの事前審査を行う。最終的にはKfWの事前審査結果を元にBMZが実施案件を決定し、KfWが資金協力を実施することになる。

KfWはもともと第2次大戦後の復興を目的とした金融公庫であり、1992年度でもKfWの業務の約61%は国内向けの融資、18%は輸出信用・アンタイドローン、残りの約20%がODAである。

KfWの主な業務は次の通りである。

- ①国内金融 (主として中小企業の助成、合理化、構造改善)
- ②輸出金融 (1959年以降、外国輸入者向け金融を開始)
- ③海外投資金融
- ④保証業務
- ⑤資金協力 (連邦政府からの委託に基づく実施業務で、連邦政府との間に相互の権限を規定した「一般契約」の締結がある。1992年承諾実績中、資金協力は19%を占め、うち有償が60%、無償40%である。)

3. 機構

a) 本部

K f Wの組織は次頁の機構図のとおりである。

K f Wの援助実施体制は、経営調整局、地域局、技術局の担当者が一つのワーキング・グループ（審査チーム：経営調査局からのリーダー、地域局からのエコノミスト、技術局からのエンジニアにより編成。場合によって外部コンサルタントも参加する。）として資金協力手続きの全過程を担当している点に特徴がある。

経営調整局 (国際信用)	BMZ政策等調整 審査、評価等のガイドライン作成 借款業務手続き管理
地域局	審査、入札書類・契約書チェック 資金請求時の書類チェック等
技術局	各分野の専門家による技術面からの審査及び入札書類・契約書チェック

K f Wの職員構成は以下の通りとなっている（1992年現在）。

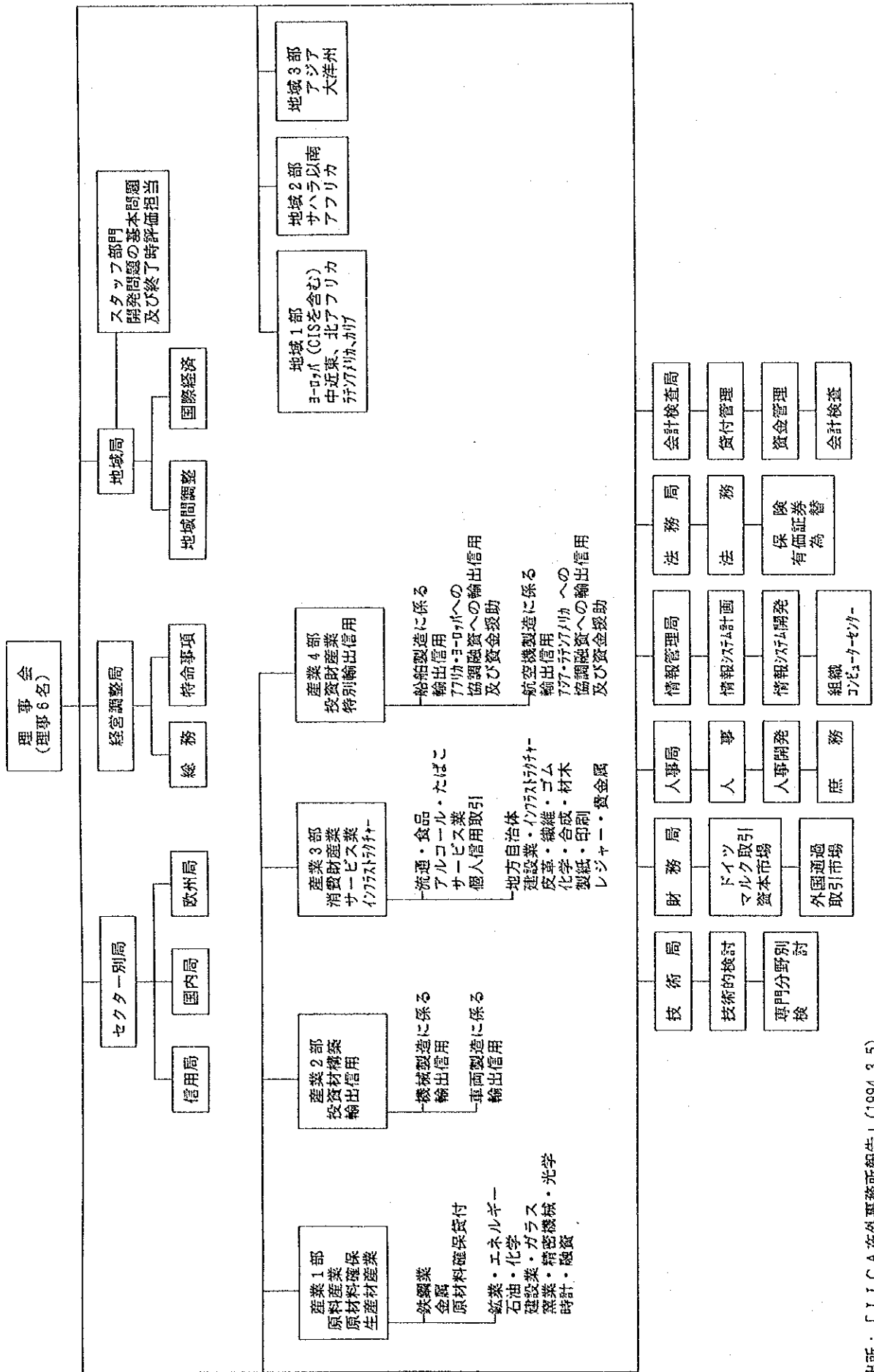
職員 合計1,109名	—	管理・スタッフ部門	375名
		国内金融、輸出・投資金融等部門	370名
		途上国援助部門	364名
		うち、援助関係専門職員	約 300名
		(loan officer, regional officer)	

出典：「JICA在外事務所報告」（1993.9.24）

K f Wの職員育成制度は次のようになっている。

- ①期限なし契約雇用での終身勤続が通常。（採用は毎年、新規・中途合わせて20名内程度）
- ②1971年の機構改革以降、部門間人事移動（かつてはスペシャリスト指向で少なかった）により各種の業務をローテーションで経験させる制度を導入。
- ③したがって、新卒はジェネラリストを採用、1年間研修生として各部門を廻らせOJTを実施。

復興金融公庫 (K f W) 機構図 (1993年6月現在)



出所：「J I C A 在外事務所報告」(1994. 3. 5)

b) 海外事務所等

外交の二元化を避けるため、海外事務所の設置は基本的に認められておらず、K f Wには海外事務所はない。

出典：「J I C A在外事務所報告」(1993. 9. 24)

4. 方針、重点項目、実績等

K f Wの途上国に対する実績は次の通りである。

(国別配分ー上位10か国、1992年)

1位 エジプト	6位 ザンビア
2位 インド	7位 イエメン
3位 イスラエル	8位 ガーナ
4位 中国	9位 フィリピン
5位 バングラデシュ	10位 ボリビア

出典：「J I C A在外事務所報告」(1993. 9. 24)

K f Wの途上国援助実績（融資及び贈与承諾額）

1. 資金協力

	1991		1992	
	百万円	百万ドル*1	百万円	百万ドル*2
プロジェクト	2,235	1,346.8	2,274	1,456.1
ノンプロジェクト	892	537.5	689	441.2
（内商品援助）	(757)	(456.2)	(280)	(179.3)
（内構造調整）	(135)	(81.3)	(409)	(261.9)
合計	3,127	1,884.3	2,963	1,897.3
（融資）	1,904	1,147.3	1,878	1,202.5
（グラント）	1,223	737.0	1,085	694.8

2. 資金協力（贈与及び一部の技術協力を含む）の地理的配分

	1991		1992	
	百万円(%)	百万ドル*1	百万円(%)	百万ドル*2
アジア	1,296 (41)	781.0	1,241 (42)	794.6
アフリカ	1,199 (38)	722.5	1,355 (46)	867.6
中南米	248 (8)	149.4	255 (9)	163.3
ヨーロッパ	384 (13)	231.4	112 (3)	71.7
計	3,127(100)	1,884.3	2,963(100)	1,897.3

3. プロジェクト関連援助（贈与及び一部の技術協力を含む）のセクター別配分

	1991		1992	
	百万円(%)	百万ドル*1	百万円(%)	百万ドル*2
経済インフラ（電力、道路、鉄道）	1,327 (59)	799.6	807 (35)	516.7
社会インフラ（保健、水道）	429 (19)	258.5	568 (25)	363.7
生産セクター（工業、農業、漁業）	345 (15)	207.9	704 (31)	450.8
その他（林業）	134 (7)	80.7	196 (9)	125.5
計	2,235	1,347.4	2,275	1,456.7

*1 IMF 1991年平均交換レート（1US\$=1.6595円）を参考に算出。

*2 IMF 1992年平均交換レート（1US\$=1.5617円）を参考に算出。

出典：「JICA在外事務所報告」（1993.10.1）

技術協力公社

Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit: G T Z

1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等

開発援助事業団（B f E）と開発途上国援助促進公社（G A W I）が合併して1975年1月に設立された全額政府出資の非営利会社で、BMZの委託を受けて、政府ベースの技術協力の大半を実施している。

G T Zの組織形態は民法(private law)によって規定されている。

出典：「J I C A在外事務所報告」(1993.9.24)

2. 所掌業務

G T Zの主な業務は次の通りである。

- ①技術協力プロジェクトの計画、審査、実施、調査
- ②他の援助機関に対する技術的助言
- ③技術協力専門家の養成、確保、派遣
- ④技術協力実施に必要な機材の調達
- ⑤有償技術協力（注）

注：(1)連邦政府からの委託に基づく実施業務。（連邦政府との間に相互の権限を規定した「一般契約」の締結あり。更に個別プロジェクト毎に「プロジェクト契約」を締結。）

(2)G T Zは連邦政府以外の第三者（州政府、中東産油国等）からの技術協力も受託。

(3)G T Zの受託は再委託可能。（例：プロジェクトC/P研修）

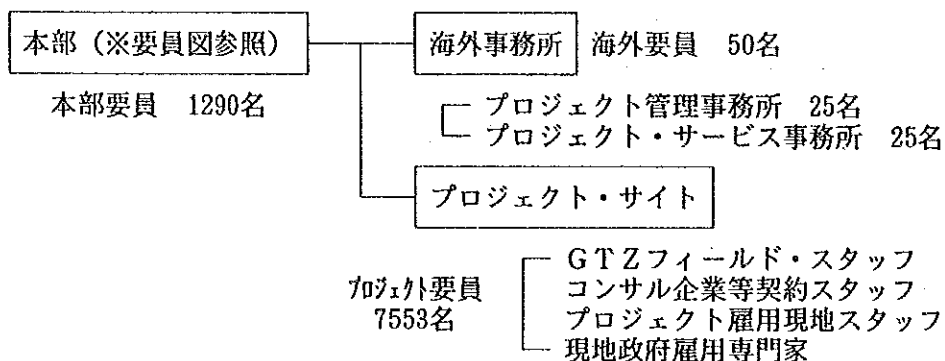
出典：「J I C A在外事務所報告」(1993.9.24)

3. 機構

a) 本部

G T Zの組織・要員構成は以下の通りとなっている。

(人数: 1992年現在)



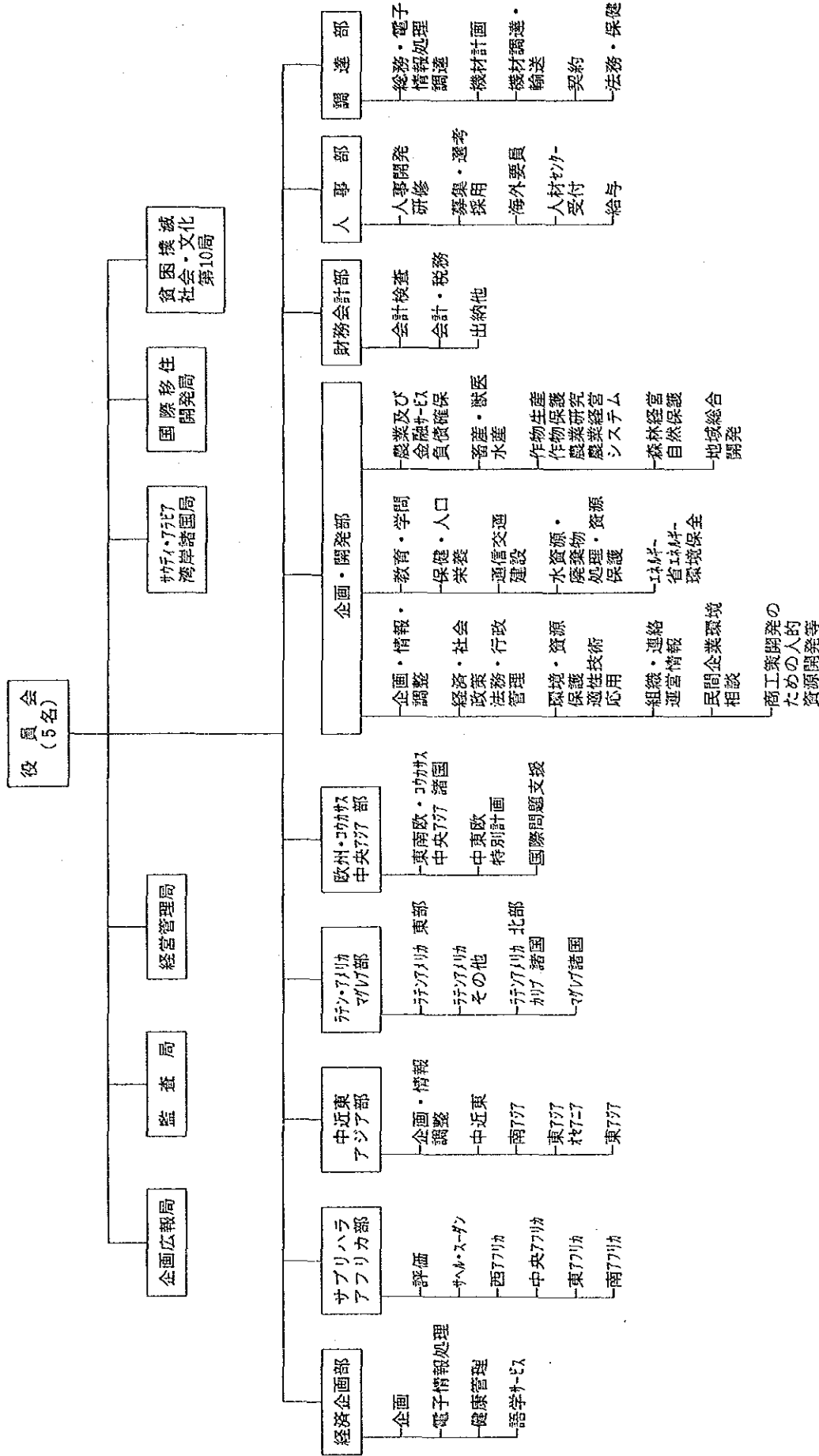
※G T Z本部の要員は次の通りとなっている。

本部要員の状況

部 門	雇用形態別人数 (人)			職 種 別 構 成 (%)
	職 員	研 修 生 (学生/ 企業)		
	終 身	期 限 付 け		
役員付き、 総務局	124	26	1	管理職 19.1 特務担当職員 (プロジェクト管理 企画、情報処理等) 24.1
有償技術協力 局	16	1		専門職 (一般業務) (技術計画等) 23.3 専門職 (特殊業務) (会計等) 8.8
国別事業部 計画・開発部	491	78	16	秘書等 5.7
調達、法務、 財務、経理	354	12	2	事務一般、タピスト等 15.9 サービス 3.0
人事部	141	10	18	計 100.0
計	1,126	+ 127	+ 37	= 1,290 人

出典: 「J I C A在外事務所報告」(1993. 9. 24)

ドイツ技術協力公社（GIZ）の機軸図（1998年5月現在）



出典：「JICA在外事務所報告」（1998.9.24）

b) 海外事務所等

ドイツの場合、外交の二元化を避けるため、G T ZおよびK f Wに対し基本的な海外事務所の設置を認めておらず、G T Zの場合50数カ所の海外事務所は援助プロジェクト調整事務所として設置されているものがほとんどである。その形態は以下の通りに分類される。

①プロジェクト管理事務所 (Project Administration Services)

—— 本部と連絡を取りながら受入国機関との協議調整を担当

②プロジェクトサービス事務所 (Project Service Offices)

—— 主として現地における各プロジェクトへの便宜供与、連絡等を担当

4. 方針、重点項目、実績等

G T Zは援助国の中でも最も徹底した参加型開発援助を実施している。

“Annual Report 1991”に見られるG T Zの重点事項は、次の通りとなっている。

①貧困の緩和

②環境の保護

③自助努力の重視

④持続的発展および適正技術の重視

⑤制度面の改善 (Institutional Development)

⑥他の援助機関等との協調 (特にE Cおよび世銀)

⑦受入国機関、N G O等との連携

⑧中東欧に対する政策面での助言

⑨政治的、社会的混乱 (特にアフリカ) 時の協力の継続

⑩難民への食料・輸送等の支援

出典：「J I C A在外事務所報告」(1993. 9. 24)

GTZの地域別、国別援助実績および形態別援助実績は次の通りとなっている。

1. GTZの地域別援助実績

	1992年		シェア (%)
	DM million	US\$ mill. *	
アフリカ	542.0	347.1	37.1
アジア・オセアニア	382.4	244.9	26.2
ラテンアメリカ	237.6	152.1	16.3
ヨーロッパ	298.3	191.0	20.4

出典: *Annual Report 1992 GTZ*

2. GTZの国別援助実績

	1992年	
	DM million	US\$ mill. *
中国	59.5	38.1
クロアチア	50.0	32.0
C I S	37.4	23.9
インドネシア	31.5	20.2
フィリピン	30.4	19.5
タンザニア	29.9	19.1
パキスタン	29.8	19.1
ケニア	29.5	18.9
インド	28.3	18.1
ボリビア	28.3	18.1

出典: *Annual Report 1992 GTZ*

3. GTZの形態別実績

	1992年	
	DM million	US\$ mill. *
二国間技術協力	1,200.8	768.9
ビジネス協力	34.7	22.2
食料援助プログラム	40.8	26.1
世界食糧計画	30.0	19.2
専門家養成	63.9	40.9
その他	182.7	117.0
(小計)	1,552.9	994.4
有償技術協力	144.8	92.7
合計	1,697.7	1,087.1

出典: *Annual Report 1992 GTZ*

* IMF 1992年平均交換レート(1US\$=1.5617 DM)を参考に算出。

B. 意思決定と実施システム

注：これ以降の援助実施機関に関する記述はドイツ国としてのものであり、特定の機関について述べる場合は、その旨を明記することにする。

1. 意思決定システムと役割

a) 本部

各援助実施機関のⅡ. A. 3. a) 及びb)を参照のこと。

b) 海外事務所等

各援助実施機関のⅡ. A. 3. a) 及びb)を参照のこと。

2. 外部機関との契約等

①調達の条件

一般的に資材の調達、土木工事については国際競争入札が原則となっているが、対象を①ドイツ国籍の企業であり、②ドイツで主な営業を行い、③これら企業から提供される資材および役務が他国産にその大勢を依存していない、という条件を満たすものに限り入札する場合もある（特に船舶、航空機はタイドになる場合が多い）。小規模調達や、技術的理由などにより調達先を途上国に限定するケースもある。技術的・経済的理由により随意契約が必要な場合には、入札に図ることはない。

一方、コンサルタントについてはタイドが原則となっているため、国内企業間の競争入札によって契約されている。

②ディスバースメント

ディスバースメントの方式にはラインバース方式、ダイレクトペイメント方式、およびL/C（レター・オブ・クレジット）方式の3方式が採用され、K f Wにより実施されている。また、施設建設の場合には、出来高払いが原則となっている。

出典：「主要先進国無償資金協力実施手続調査報告書」（1988）

C. 関係機関との連携

1. 関連機関との関係

I. C. 1 参照

2. NGOとの連携

a) 協力関係にあるNGOの種類

ドイツ（旧西独）は先進国の中でもNGOによる援助活動が極めて盛んな国の一つであり、早くから政府とNGOの協力体制を確立させた国である。ドイツのNGOは、教会（プロテスタント、カトリック）、4つの政党系開発援助財団、およびその他の数百の民間援助団体に分類され、現在約200～270団体が活動を行っており、1991年には約3,100名がボランティアとして海外に派遣された。

NGOの活動分野は、グループによって若干の差異がある。教会の活動は主に教育関係、医療、厚生、農林・水産業開発に、政党の開発援助団体は政治財団の援助や労働組合の組織化促進に、その他の私的団体は農地開発、基礎医療援助等を中心に実施されている。

出典：『我が国の政府開発援助 上巻』（1993）

専門技術をもった民間NGOとしては以下のものが主に挙げられる。

Andheri Aid, Association of Emergency Children's Relief
Association of German Doctors, German Adult Education Association
German Agro-Action, German Caritas, German Development Association for
Social Housing and Settlement (D E S W O S), Germany Leprosy Relief,
German Red Cross, Medico International,
Organization for Rehabilitation through Training (O R T)
Terre des Hommes, Workers Welfare

また、開発援助分野で顕著な活動を行っている宗教ベースのNGOは次の通り。

カトリック
Central Agency for Development Assistance
Misereor
Working Group for Development Assistance

プロテスタント
Central Protestant Agency for Development Assistance
Bread for the World
Church Development Service
Overseas Service

出典：DONOR PROFILES (1990)

b) 当該援助機関との関係

NGOが行う開発協力や第三世界支援のロビー活動に対しては、連邦政府から多額の補助金が出されている（1989年で6億7000マルク：3億5638万米ドル（IMF 1989年平均交換レート の1US\$=1.88 マルク を参考に算出））が、その補助率は一般規則上は75%、残りの25%についてはNGOの自己負担となっている。

出典：『我が国の政府開発援助 上巻』（1993）

3. 地方自治体との関係

地方自治体による技術協力に関して、特に法的な根拠や規制等はないが、連邦政府は財政法上、地方政府の活動に対して資金援助を行うことを許されていない。

開発援助政策は国の政策であって、基本的には連邦政府の責任に属すが、州政府もBMZと調整しながら、かつ殆どの場合GTZからアドバイスを受けて、技術協力を実施している。とりわけ教育と文化に関しては州の独自性が高いため、この分野では開発途上国からの研修員の受入れに大きな役割を果たしている。その他、州はドイツの主要な開発援助実施機関に補助金を支出したり、開発教育を促進する業務を行っている。また、国の開発援助活動に専門家を出向させて連邦政府を支援したり、開発途上国で独自のプロジェクトも実施している。

なお州の援助供与額は、連邦政府に比べるとはるかに小さく、1990年には1億1400万マルク(7056万USドル)*となっている。

* IMF 1990年平均交換レート (1US\$=1.6157マルク)を参考に算出)

出典：『日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策』（1992）

4. 外国機関、国際機関との連携

ドイツは多国間援助に関しては後発国と位置づけられる。その開発援助は二国間が主で、それが多国間援助に拡大し、更に遅れてヨーロッパの援助にもコミットしたという経緯をたどっている。

国際機関では第2の、ECにとっては第1の資金拠出国としてドイツは貢献しているが、これら機関に対してドイツは財政面を除いて積極的なイニシアティブは取っていない。これは過去の歴史の教訓と国際機関でのキャリアが自国で職業経歴として有利にはならないという背景、そして従来から二国間援助指向であったドイツが多国間援助では後発国であったためである。

多国間援助においてドイツは世銀を重視し、特にIDA(International Development Association: 国際開発協会)に多額の払込を行っている。

なお、ドイツのODA総額に占める多国間援助の割合は、1970年代からずっと約30%を占めており、1990年は29.1%となっている。

出典：『日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策』（1992）

III. 主要援助機関における技術協力

注：これ以降の援助実施機関に関する記述はドイツ国としてのものであり、特定の機関について述べる場合はその旨を明記することにする。

A. 技術協力実績

GTZの二国間技術協力の地理的配分

	1991		1992	
	百万マク(百万US\$)*1/千円		百万マク(百万US\$)*2/千円	
サブサハラ	449.8 (271.0)	37.0	499.0 (319.5)	41.6
アジア・中近東	332.0 (200.1)	27.3	293.8 (188.1)	24.5
中南米/ヨーロッパ/アジア	341.8 (206.0)	28.0	271.7 (174.0)	22.6
その他	93.6 (56.4)	7.7	136.3 (87.3)	11.3
合計	1,217.2 (733.5)		1,200.8 (768.9)	

*1 IMF 1991年平均交換レート(1US\$=1.6595マク)を参考に算出。

*2 IMF 1992年平均交換レート(1US\$=1.5617マク)を参考に算出。

出典：Annual Report 1992 GTZ

B. 技術協力サイクル

①プロジェクトの発掘

BMZは海外公館に派遣されている職員による援助対象国政府との日常の接触等により情報を収集し、必要に応じプロジェクト・ファインディング・ミッションの派遣を行っている。このようなプロセスにより候補案件が決まれば、援助対象国政府は外交ルートを通してBMZに援助要請書を提出する。BMZは開発援助政策との整合性を確認の上、仮決定を行い、GTZに対し第一回目の予備審査とプロジェクト評価のためのプロポーザルの提出を求める。

②プロジェクト審査と決定

提出されたプロポーザルをもとに、BMZはGTZとプロジェクト評価の契約を行う。GTZは関係する専門家のために業務説明書を準備し、現地で作業する可能性のあるカウンターパートと共に計画されているプロジェクトの徹底した詳細な調査を行う。さらに具体的なプロジェクトの細部が共同のワークショップの枠組みの中で検討される。この共同プロジェクト・プランニングの結

果をもとに、BMZに評価レポートとプロジェクト実施のプロポーザルが提出される。BMZはプロジェクト評価の審査を行い、各省庁との調整後、GTZとプロジェクト実施の契約を結ぶ。

③政府の合意

プロジェクト実施に関する政府間協定が相手国との間で締結される。この中でプロジェクトの共通概念（目標、サービスと業務、スケジュール）が決められる。技術協力に適用される一般的な条件（特に専門家と現地パートナーの権利や責任など）は通常別途締結される一般協定で決められている。従って、プロジェクト実施に関する協定では、個々のプロジェクトの固有の問題についての合意がなされる。特定の場合（資金協力や有償の技術協力など）にはプロジェクト実施が詳細に取り決められている政府合意をもとに、別途GTZが援助対象国と契約を結ぶ。

④実施と管理

GTZはカウンターパート機関の責任者と共同で技術協力の実施を指示、監督する。必要とあれば、GTZはカウンターパート機関が自らモニタリング、評価、報告といったプロジェクト管理を始めたり、改善したりするのを支援する。

GTZは人材と物資を提供し、費用の管理を行う。BMZはGTZからの定期レポートをもとに、プロジェクトの実施状況を管理し、必要に応じて評価または検査を行う。

GTZは、連邦政府にプロジェクト実施結果のファイナル・レポートを提出、BMZはそれをもとにプロジェクト実施の評価を行う。

出典：JICA在外事務所報告 *OFFICIAL DEVELOPMENT ASSISTANCE (ODA)*

C. プロジェクト等の運営管理手法

G T Zは全プロジェクトの中にZ O P P（目的指向プロジェクト・プランニング）方式を採用することが義務付けられている。これは、プロジェクトの全過程で関係する諸団体（特に地方政府、N G O、ターゲット・グループ）が協議し、問題の明確化及び解決方法を模索し、互いの妥協点を見出すように努めるというもので、もし、問題解決の為に関連諸団体の間で妥協点がどうしても見つからなかった場合には、当該プロジェクトからG T Zが一時撤退することもある、といった徹底したものである。

D. 専門家等の援助要員

1. 技術協力要員養成・確保

a) 養成

(1) 養成機関

ドイツにて研修を行っている機関には以下のものがある。

①ドイツ国際開発基金(Deutsche Stiftung für internationale Entwicklung : D S E)

ドイツと途上国との関係を促進する目的で設立された公益法人で、セミナーおよび国際会議の開催、途上国人材の研修、ドイツ人派遣専門家の派遣前研修等の事業を実施しており、各地に次のような研修センターを持っている。

ボン	教育・科学・刊行物センター
ベルリン	経済社会開発センター
	開発情報センター
	行政振興センター
バドホネフ	地域適応センター
マンハイム	工業振興センター
フェルダーフィン	食糧農業開発センター

②カール・デュイスベルグ協会 (Carl Duisberg Gesellschaft)

国際的職業継続教育、及び人格開発を目的とする公益法人。個別研修員のO J Tを行うドイツ最大の民間研修実施機関である。

③ドイツ開発政策研究所 (German Development Institute: DIE)

経済技術協力分野の開発行政官の養成を目的として設立された非営利組織。国際開発問題に携わろうという希望を持つ人々を対象に研修事業を実施している。

(2) 養成システム

KfWでは異なる部門の各種業務を体験し、幅広い視野と業務上の知識を身に付けて将来の幹部を育成する目的で、1年間のOJTを実施している。

GTZでは後継者養成のためのプログラムとして以下の①②がある。

①学生のための実務研修計画

GTZ本部の各部に学生を2～8か月配属し、GTZスタッフの指導の下、開発援助業務の実務を担当させる。

②プロジェクトへの学生ゲスト制度

海外のGTZプロジェクト現場に学生ゲストを派遣（最低3か月）し、プロジェクト実施の実務に関する研修に従事させる。

このほか、GTZの若手人材登用制度として③④がある。

③プロジェクト・アシスタント制度

1987年には33名の若い新人職員に対し、本制度による養成を実施している。このうち25名は年度内に修了し、そのうち17名に対しては直ちにプロジェクトへのアサインメントが行われ、6名はGTZ本部での業務に従事している。

④新任現場スタッフへの派遣前研修

GTZのプロジェクト現場への新任スタッフを対象にDSEの地域適応センターにおける派遣前研修とは別に、2週間の初級コースおよびGTZプロジェクト・マネジメント・コースを実施し、新任の専門家が現場プロジェクトに短期に適応可能なように研修プログラムを実施している。

ドイツ開発政策研究所（D I E）は援助にかかる人材の養成、特に援助機関、援助実施機関の中核スタッフとなるべき人材の養成を図るため、大学卒業者を対象とする研修コース（36週間）を実施している。

b) 確保

(1) 人材状況

K f Wにおいては、一般的に人の出入りは少なく、通常一旦期限なしの契約を交わすとキャリアを通してK f Wで働き続ける。したがって毎年の新規および中途採用者も少ない。

一方G T Zでは、海外で援助プロジェクトに携わるG T Z要員のほとんどは2～5年の期限付きコントラクト保持者である。またG T Zからの海外プロジェクト参加者数は、現地の人材を積極的に活用していこうとするG T Zの方針を反映して減少している。

ドイツODAによる専門家およびボランティア活用数の推移

	1990	1991
1. ドイツボランティア機関よりの専門家		
ドイツ開発奉仕部隊(DBD)	954	1,057
カトリック開発援助協会(AGBH)	320	301
プロジェクト 海外サービス(DU)	186	185
国際キリスト教奉仕団(BIRBNE)	23	24
世界平和奉仕団(WFD)	15	10
国際キリスト専門家集団(CFI)	22	33
その他(個人)	691	771
小計	2,211	2,381
2. 政府援助実施機関等よりの専門家		
ドイツ技術協力公社(GTZ)	1,412	1,406
地球科学・原材料庁(BGR)	85	50
物理技術庁	5	1
民間コンサルタント	388	353
政党財団		
・コンラート・アドナウアー財団(KAS)	76	75
・フリードリヒ・エーベルト財団(FBS)	115	122
・フリードリヒ・ナマン財団(FNS)	54	65
・ハンス・ザイデル財団(HSS)	53	53
その他民間機関	52	54
小計	2,240	2,179
3. 復興金融公庫によるプロジェクト専門家 (内現地雇用専門家)		
	2,000	1,856
	(900)	(980)
4. 途上国からの雇用専門家		
途上国からの訓練専門家	221	283
途上国における訓練専門家	140	140
途上国からの給与補填専門家	94	43
途上国におけるプロジェクトアシスタント	1	2
小計	456	468
5. GTZプロジェクトローカルスタッフ		
熟練専門家	3,006	3,398
補助スタッフ	1,641	2,173
民間機関補助金スタッフ	31	65
民間ローン補助スタッフ	289	57
小計	4,620	5,571

出典：「JICA在外事務所報告」(1993.9.24)

GTZのプロジェクト要員数 (1992年)

職 種	雇用形態等	人数 (人)
GTZ フィールド スタッフ	国内でリクルート、GTZ 本部と契約、本部より派遣 〔リクルート：専門家データベース（約1万人が登録）から適任者を選定。不在の場合は公募あるいは大学・研究機関を通じた個別接触〕	1,541 (有償技術協力 専門家 134人を 含む)
コンサル企業等 契約スタッフ	コンサル企業や研究機関への委託プロジェクトにおいて受託企業/ 機関が派遣するスタッフ	345
プロジェクト雇用 現地スタッフ	プロジェクト現地国内でリクルート。プロジェクト実施期間中のみの契約。給与、手当等はプロジェクト経費から支出	4,833
現地政府雇用専門家	国際移住・開発センター(CIM) の専門家養成確保事業(特に開発途上国の専門家育成に力点)により育成された専門家で途上国政府と雇用契約を締結してGTZ の協力プロジェクトに従事(GTZが給与を補填)	834
	計	7,553

[参考] 実施中プロジェクト (1992年現在)

	(件)
GTZスタッフによるプロジェクト	659
コンサル企業等スタッフによるプロジェクト	305
評価者によるプロジェクト	298
資金的貢献	223
トレード・フェア・プロモーション	261
物資・機材供与	103
その他	411
	計
	2,260

出典：「JICA在外事務所報告」(1993.9.24)

(2) 確保システム

K f Wの場合、新規及び中途採用は人事担当の部を通して行われる。実務経験のない大学卒業生については見習い職員(trainee)として、新聞広告やドイツ開発政策研究所(D I E)での説明会を通して毎年新規に採用されており、採用後すぐに1年間の研修プログラムに参加することになっている。採用方法は応募者の書類審査後、面接と心理テストを行い合否を判定する。一方、中途採用者についても、採用方法は書類審査と面接であるが、応募者が空席のあるポストに必要な専門知識・経験を持っているかどうかを確認される。

G T Zの場合、一般的には本部、海外ともに欠員が生じた場合に人事部が適任者を採用する。募集・採用の手順としてはまず新聞広告を掲載するところから始まるが、G T Z内部専門部局から候補者について指名を受ける場合も多く、募集形式は多様化している。履歴書の検討・選考の後、面接で専門性、適応力、語学力等が問われ、更に配属先のスタッフとの面談を含む第2次面接に残った候補者に健康上問題がない場合、採用となる。

また、ドイツにおける代表的な開発調査・研究・研修機関としてドイツ開発政策研究所(D I E)があるが、そこでのプロフェッショナル・スタッフは定員に欠員が生じた時のみに募集が行われ、雇用形態は試用期間終了時点で終身雇用となる。募集方法は様々で新聞等への広告、大学・研究機関や個人的ネットワークを通じて行われ、書類選考・面接で専門分野での知識、実績、語学力、途上国経験等を考慮の上決定される。新規採用は書類選考、面接を通して毎年上位20名が合格となる。

その他の技術援助実施組織として、ドイツ・ボランティア・サービス(D E D)では、派遣ボランティアの採用はメディアへの広告や説明会等を通してプログラム部で行われており、書類選考・面接で専門生、適応力、熱意等の点から採用が決定される。

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」(1990)

2. 専門家及び職員の安全対策及び福利厚生

a) 過去の被害状況

未調査

b) 安全対策

法的、对人的な問題は外務省の領事部と在外公館の所掌範囲となっている。特に助けが必要なドイツ国民の援助、投獄された人々のケア、法的保護、病気や死亡、災害等における行方不明者の確認等である。在外公館は“Home Agencies”として、多くの海外在住のドイツ人のパスポートの問題、年金、社会的援助、遺産問題等の問題に対応している。専門家は緊急時には大使館と緊密な連絡をとるようになっており、危険地区では無線を完備し、警備員雇用、防犯対策を行っている。

専門家の健康診断については、定期的に2年に1回巡回診断を行っている。公的保険でカバーされない事故や疾病についても、派遣先国の特殊な状況下で発生したものについては救済されている。フライングドクター制度は10年以上前から実施されている。

The Development Assistant Law は、社会的に開発援助に携わる人々を保護する法律であり、公的に認められた開発サービスのコントラクトを結んでいる人は全て対象となっている。開発援助関係者はその他の法律によっても保護されている。

c) 保障制度

専門家の所属については、公務員の場合は所属先との契約が中断し、プロジェクトでの業務終了後、復職する。公務員以外は登録者または一般から公募するなどして契約した専門家であり、所属先を別途有しつつ2重の契約を結ぶことは認められない。

雇用契約については、G T Zは専門家と直接雇用契約を結んでいる。G T Zの場合被雇用者（海外において技術協力に従事する職員）の利益を代表する公務員・交通運輸労働者組合およびドイツ給与所得者労働組合と雇用条件について3者

協定を締結しており、個々の雇用契約書についてもこの協定内容が準用される旨明記されている。この協定書の項目には、社会保険や休暇、つなぎ手当（雇用契約終了後、他の職業に就けなかった場合に受けられる手当）等詳細な雇用条件が規定されている。

出典：「先進国技術協力実施状況調査報告書」（1988）

J I C A 在外事務所報告 *OFFICIAL DEVELOPMENT ASSISTANCE (ODA)*

3. 第3国専門家等の活用状況

a) 特徴および活用システム

第3国専門家についての特別の規定はない。国籍による差別はなく、通常の契約と全く変わらない。第3国専門家の場合、パスポートは一般旅券で、それに書類を添付して、特権付与、所得税免除等を受けている。

BMZの一般的な規則では、専門家の派遣は途上国に必要な人材が見つからず、かつ、それをリクルートする財政的余裕がない場合に実施される。途上国のプロジェクト実施機関は、プロジェクトに有効であると判断された場合にのみ、援助資金によりローカルの専門家を雇用することができる。このローカル専門家の業務内容、任期その他についてはプロジェクト内容によって様々であるが、GTZと途上国の実施機関（専門家の配属先）との合意に基づき、途上国の実施機関との間で締結された契約内容に責任を負うこととなる。またローカル専門家への給与は、途上国の労働市場と給与体系との兼ね合いで設定される。

その他の専門家としてGTZが現地で雇用するかあるいは契約ベースで活用する者をローカルスタッフといい、現地在住のドイツ人かその国の国籍を有する者となっている。また、資金援助でまかなわれる専門家は、一般的な規則に従い、途上国政府かその代行機関により任命されるが、原則的にドイツ国籍は求められていない。

GTZの開発調査等への外国人コンサルタント活用は、全体の10%程度を占めている。ローカルコンサルタントについても、必要に応じて活用している。

なお、GTZの専門家養成確保事業としてCIMがあるが、ここではプロジェクトの継続的、自立的運営のための人材を確保し、技術移転を促進するため、特に途上国出身の専門家の育成に努めている。

b) 実績

第三国専門家の活用実績に関する資料は入手不可。

III. D. 1. b) (1)参照

出典：「先進国技術協力実施状況調査報告書」(1988)

「先進国援助機関におけるコンサルタント契約実態調査（ヨーロッパ班）
報告書(1988)

E. 資金協力との連携

ドイツにおける資金協力と技術協力の連携については、実施担当がそれぞれKfWとGTZに分かれているため、困難な場合が多い。そのため、資金協力を実施している案件をより効果的に推進する上で技術協力が不可欠と判断される場合には、資金協力によってファイナンスされる枠内で技術協力が実施される。

IV. 開発援助調査研究

A. 主要な研究機関

1. 研究機関概要

ドイツでは開発援助に関する調査・研究は各大学およびベルリンのドイツ開発政策研究所（D I E）のような研究所において実施されている。

2. 研究内容

収集した資料ではデータ入手不可。

B. 援助機関と研究機関との関係

収集した資料ではデータ入手不可。

V. 新しい援助課題と今後の展望

A. 地球的課題・新規課題への対応

①W I D

ドイツではプロジェクトができるだけ多くのセクターに女性のニーズを反映するよう、1986年に“Guidelines on Development Policy”を發布し、W I Dを優先項目の1つとし、B M Z内にW I D局を設置した。このガイドラインは、高いローン（work loans）や女性の収入削減といった、女性に対するネガティブな影響を出来るだけ防ぐ役割を果たすことが目的になっている。また、女性開発分野の二国間援助の割合増加が図られている。

G T Zでは1992年3月に、2年間という期限付で、“Poverty Reduction, Socio-Cultural Issues, Women in Development”というユニットを設置し、内部のこれらのグループの意見を反映しようとしている。この目的は、これらの分野の概念およびワークプランを開発し、G T Zの機構、実施過程に取り込み、今後効果的に実施することである。

②環境

BMZは実施されている全ての環境影響評価を基に、今後二国間援助プロジェクトの環境との適合性を評価する各種手法を有しており、1988年“Environmental Impact Assessment”の手順がプロジェクト計画、評価、モニタリングの全段階に取り入れられている。

出典：*Annual Report 1992 GTZ*

DONOR PROFILES (1990)

B. 現体制の問題点

C. 今後の対応

1992年6月リオ・デ・ジャネイロで行われたUNCEDで採択された行動計画アジェンダ21はドイツの開発援助政策にとっても重要な意味を持っており、ドイツの1992年度の主要目標である貧困緩和、環境保護、教育改善といった目標が確認され、今後もこの方向でドイツの開発政策がすすめられることになる。

認可された開発協力（融資、技術協力とも）基金の約50%はベーシック・ヒューマン・ニーズ関連のものであり、食糧改善や雇用創出だけでなく、ヘルス・ケア・システムや人口家族計画の改善等にも向けられている。

中期的な展望によると、ドイツのODA総額及び対GNP比がここ数年は減少する可能性がある。特に1997年までの連邦の財政計画(financial planning)に見られる開発予算の規模では、予想される開発援助予算以外の対外援助額の減少を緩和するのは難しい。

出典：JICA在外事務所報告*OFFICIAL DEVELOPMENT ASSISTANCE (ODA)*

参考文献・資料リスト (ドイツ)

文 献 名	発行年	著者・発行所
我が国の政府開発援助 (上巻)	1993	外務省経済協力局編 (財)国際協力推進協会発行
主要先進国の無償援助	1989	外務省経済協力局監修 (株)国際開発ジャーナル社発行
日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策	1992	アジア経済研究所
先進国援助機関・国際機関における開発調査 実施方法に関する調査報告書	1987	国際協力事業団 国際協力総合研修所
主要援助国無償資金協力手続調査報告書	1988	外務省経済協力局 無償資金協力課 国際協力事業団企画部
先進国技術協力実施状況調査報告書	1988	国際協力事業団
先進国援助機関におけるコンサルタント契約実態 調査 (ヨーロッパ班) 報告書	1988	国際協力事業団調達部
主要先進国における援助要員の確保に関する 調査報告書	1990	(財)国際開発センター
J I C A 在外事務所報告 (1994. 3. 5 付)	1994	J I C A
J I C A 在外事務所報告 (1993. 9. 24付)	1993	J I C A
J I C A 在外事務所報告 (1993. 10. 1付)	1993	J I C A
<i>GTZ Annual Report 1992</i>		G T Z
<i>DONOR PROFILES</i>	1990	U N D P
J I C A 在外事務所報告 ・ <i>OFFICIAL DEVELOPMENT ASSISTANCE (ODA)</i> <i>of the Federal Republic of Germany</i>	1994	J I C A

英
國

先進国援助機関調査（英国）

1. 援助の目的と制度

A. 開発援助政策

1. 法的枠組

1929年の“The Colonial Development Act”によって、当時の英国政府の植民地に対する継続的な責任が初めて確認された。

出典：JICA在外事務所報告 *UK Overseas Aid*

2. 目的と理念

英国海外援助の最大の目的は、途上国の生活水準を改善し貧困を緩和するため継続した経済的、社会的開発と「良い政府(good government)」を促進することである。この「良い政府」とは、①経済的に限られた資源を有効に用いて持続的成長を推進し、社会的には社会構成員の福祉を公平、均等に向上せしめ、②開かれた、しかも責任の所在が明らかであり、③人権と法の支配を尊重する制度である。

出典：『我が国の政府開発援助 上巻』（1993）

Discussion Paper 307 (1992)

3. 援助の重点政策

開発援助の目的を達成するため、援助政策の主な重点は以下に示される通りとなっている。

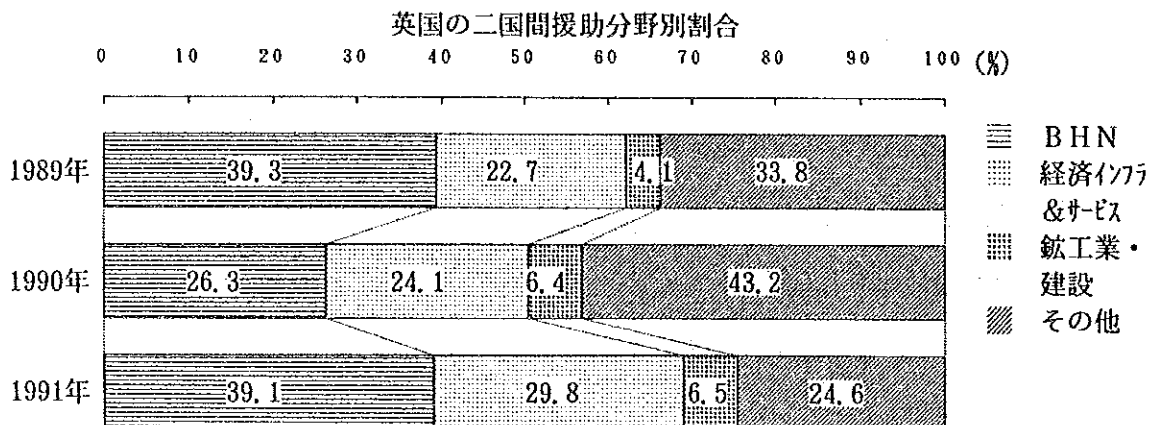
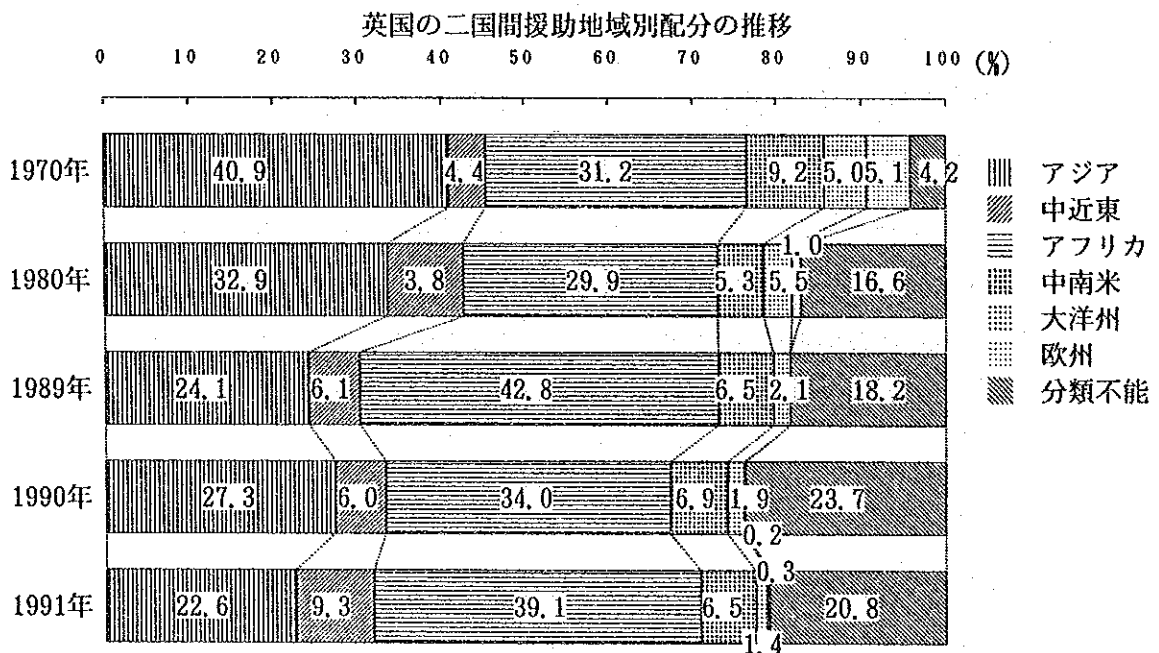
- ①経済改革の促進
- ②「良い政府」の支援
- ③貧困の緩和
- ④人材育成：教育、保健（家族計画を含む）の促進
- ⑤環境問題への取組み

出典：JICA在外事務所報告 *UK Overseas Aid*

4. 援助対象国

二国間援助の地域別配分を見ると、英国はかつて広範な地域に植民地ないし自治領を有した歴史的背景から、現在でも英連邦諸国(The Commonwealth)に対する援助を重視している。特に最貧国重視の政策から、80年代を通じてサハラ以南アフリカに対する割合が増加しており、91年には39.1%にまで上がっている。従来の援助重点地域であった南アジアの配分は逡減しており、右を反映し、アジア全体の割合は30%以下22.6まで下がっている。

出典：『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)



出典：『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)

1991/92年度英国の二国間ODA上位10カ国

順位	国名	援助額	
		£ thousand	US\$ million *
1	インド	128,546	227.4
2	バングラデシュ	54,121	95.8
3	ジンバブエ	36,680	65.0
4	ガーナ	31,504	55.7
5	ケニア	29,300	51.8
6	ザンビア	27,967	49.5
7	ウガンダ	25,530	45.2
8	タンザニア	25,067	44.4
9	インドネシア	21,200	37.5
10	中国	21,036	37.2
10位の合計		400,951	709.4
二国間ODA合計		922,957	1,633.1

* IMF 1991年平均交換レート(1£=US\$1.7694)を参考に算出。
出典: *British Aid Statistics 1987/88-1991/92* より作成

援助政策については、1970年初頭までは主要援助対象国45カ国についてむこう4年間にわたる国別援助政策書(Country Policy Paper)が作成されていたが、手間がかかるわりに有効性が低いということで廃止された。

現在は、18カ国程度の重要な援助対象国についてのみ、外務・英連邦省(The Foreign and Commonwealth Office: FCO) と海外開発庁(Overseas Development Assistance: ODA) 内部で、“Country Policy Review Papers: CPRP” という国別政策書が作成されている。

ODAはこのCPRPの中に示されている援助対象国のマクロ経済分析、開発援助政策および英国との二国間関係等を総合的に判断し、援助実施のプライオリティを決定している。また、CPRPは援助資金を計画・管理する上でODAにとって欠かせない手段であるAid Framework(事業別援助予算計画書)による援助金額の用途についても、重点的に明確にしている。

①Country Policy Review Paper (CPRP)

CPRPでは、特定のプロジェクトの達成目標や目的、およびそのプロジェクトが達成されるための手段、特にAid Frameworkによる援助金額の用途を重点的に明らかにし、Aid Frameworkによる援助金額を十分に使うことができるような説得力のある計画を述べる形を取っている。

②Aid Framework

FCO、大蔵省、貿易産業省、イングランド銀行による協議の後、ODAによってディスパースメント・ベースで作成されている事業別援助予算計画書であり、
a. 二国間資金協力（これについてのみ国別表示）、b. 技術協力、c. 多国間協力への拠出、d. 連邦開発公社(Commonwealth Development Corporation: CDC)への貸付等の主要項目により構成されている。ここでは個々の国ないし事業の開発需要や可能性が考慮されると共に、政治的、商業的見地からも検討が行われ、向こう3年間の予算額をカバーしている。

③Know How Fund

中東欧、旧ソ連複数政党民主主義と市場経済への移行支援を目的として1989年度に新設された。主に、金融、民主化、小規模企業振興、経営指導、農業、エネルギー効率化、ヘルスケア部門で実施される。政府間の援助ではないので、政府機関以外の種々の組織及び個人が利用できる。1993-94年度予算には£54.3百万が計上されている。

a)対象国

アルバニア、ブルガリア、旧チェコスロバキア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロヴェニア、ロシア、バルチック3国、カザフスタン、ウクライナ、その他の旧ソ連地域

b)スキーム

- ・対象地域への英国系企業の投資支援

投資前フィージビリティスタディの50%を持つものと現地経営者の訓練を行うものがある。

- ・ 中間経営者の英国での研修プログラム
- ・ 環境ノウハウファンド
- ・ ボランティア組織支援を行うチャリティノウハウ
- ・ 地方自治研修
- ・ ビジネス、経営に関する書籍購入補助
- ・ 大蔵大臣金融セクタースキーム（BCによって実施）

1995年までに旧ソ連地域からの1000名の若者が、英国の金融、保健関連企業で研修を3～10カ月間受ける計画である。英国企業に配置される前に1か月のオリエンテーションを受け、その後企業に配属される。企業からは給与が支払われる。

出典：『基金調査季報』（1985 NO. 50）

『主要先進国の無償援助』（1989）

「先進国援助機関・国際機関における開発調査実施方法に関する調査報告書」

「主要援助国無償資金協力実施手続調査報告書」（1988）

「JICA在外事務所報告」（1994. 9. 7）

JICA在外事務所報告 *THE AID FRAMEWORK* (1993. 9. 3)

B. 開発援助予算

1. 概要と特徴

英国の予算・財政制度は単年度予算制であり、援助予算は基本的に当該年度の支出ベースの予算である。繰越については、原則として財務当局との協議により1,500万ポンド(US\$2200万)*を超えない範囲で次年度に繰り越すことができる(特別の事情がある場合はそれ以上の繰越も可能である。)

英国のODAは原則として無償であり、贈与比率は98.9%、グラント・エレメントは98.9%(いずれも90/91年平均)と非常に高い。しかし、その調達には英国企業・製品に限られる場合が多く、タイピング率はDAC諸国の中でも高いものになっている。政府の1993年公的支出報告によると、開発途上国向けの政府開発援助予算は対GNP比で0.31%(1992年)、援助額は1993/94年度の21億3300万ポンド(US\$31億5900万相当)*から、1994/95年度には21億8200万ポンド(US\$32億3200万相当)*に引き上げられた。

* IMF 1993年12月31日現在の交換レート(1£=US\$1.481)を参考に算出。

1992年度英国ODAの実績

※ 量的側面からの比較

支出純額ベース	(単位: %)
1. ODA実績総額(億ドル)	
91年(名目ベース)	32.0
92年(名目ベース)	32.0
2. 対GNP比(%) (91年)	0.32
(92年)	0.31
3. DAC諸国全体に占めるシェア(92年、%)	5.2
4. 自国通貨建てでの対前年比伸び(91→92年、%)	0.5
5. 91年のコミット類(債務救済を含む)(億ドル)	39.9
6. 多国間援助のシェア(90~91年平均、%)	43.6
下段: EECに対する拠出を除く	21.3
7. 配分(90~91年平均、%)	
・対LLDC	30.3
・対LICS	59.2

※ 質的側面からの比較

約束額ベース	(単位: %)
1. ODA全体のグラント/エレメント(90~91年平均、除: 債務返済)	98.9
2. 二国間借款のグラント/エレメント(90~91年平均、除: 債務返済)	n. a.
3. 二国間ODA対LLDCグラント/エレメント(90~91年平均、除: 債務返済)	100.0
4. 贈与比率(90~91年平均、除: 債務返済)	98.9
5. 二国間の贈与比率(90~91年平均、除: 債務返済)	98.2
6. 二国間タイピング率(91年)(除: 行政経費)	
・アンタイド	n. a.
・部分アンタイド	n. a.
・タイド	n. a.
・二国間借款のアンタイド状況	n. a.

出典: 『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)

英国の開発援助は様々な公的資金を通して行われているが、その大半はODA (海外開発庁) プログラムによるものである。OECD開発援助委員会(DAC)に対する開発途上国向け公的資金の流れの報告は、海外開発援助(Oda -Net Overseas Development Assistance)と、その他の純公的資金の流れ(OOF -Net Other Official Flows) とに区分して毎年行われている。

ODA (政府開発援助) およびOOFの区分

O D A P r o g r a m e s G r o s s E s t i m a t e d P e n d i n g A i d	(海外 開発 庁)	Assistance to Eastern Europe and Former Soviet Union from Other Central Government Departments			
		Attribution of EC Budgetary Spending on Assistance to Eastern Europe and Former Soviet Union			
		O D A V o t e d F u n d s	(海外 開発 庁)	Assistance to Eastern Europe and Former Soviet Union	
		Global Environmental Assistance			
		CDC Exchequer Advances			
		Portion of UK Subscription to FAO not Reckoned as Aid for Developing Countries			
		World Bank and Regional Development Bank Promissory Notes - Encashments			
		Other Bilateral and Multilateral Aid for Developing Countries		} ODA (政府開発 援助)	
		Attribution of EC Budgetary Spending on Aid for Developing Countries			
		Official Debt Cancellation - Interest			
		Official Debt Cancellation - Principal			
		Other Debt Reorganisation			
		Official Development Assistance Flows from Other Central Government Departments			
		CDC Investments - Equity and Concessional Loans			} OOF
		CDC Investments - Non Concessional Loans			
ECGD Interest Stabilisation Grants					
World Bank and Regional Development Bank Promissory Notes - Deposits	} ODA (政府開発 援助)				

出典：JICA在外事務所報告 UK Overseas Aid

1991/92 年度英国開発援助の公的支出の内訳

	援助額	
	£ thousand	US\$ million *
開発途上国向け二国間援助		
ODAプログラム		
プロジェクト援助	703,739	1,245.2
資金援助 (ATPを除く)	170,843	302.3
技術協力 (ATPを除く)	431,713	763.9
(注) ATP	101,183	179.0
プログラム援助	88,205	156.1
人道的援助	70,942	125.5
債務救済	489	0.9
その他技術協力	59,582	105.4
その他プログラム		
プロジェクト援助	125,136	221.4
債務救済	31,655	56.0
開発途上国向け多国間援助		
ODAプログラム		
EC	413,422	731.5
世銀グループ	228,194	403.8
地域開発銀行	33,826	59.9
国連機関	131,206	232.2
その他	17,637	31.2
その他プログラム		
国連機関	28,988	51.3
EC	22,903	40.5
その他技術協力	1,366	2.4
ODA運営費	49,135	86.9
その他運営費	14,845	26.3
開発途上国向け公的支出総額	<u>2,021,270</u>	<u>3,576.4</u>
条件 (Terms)		
無償資金協力		
資金	1,329,248	2,352.0
技術協力	498,264	881.6
運営費	63,980	113.2
無償資金協力合計	<u>1,891,492</u>	<u>3,346.8</u>
借款及び類似のフロー		
政府間	6,351	11.2
連邦開発協力 (CDC)	109,474	193.7
Equity Participation (CDC)	13,953	24.7
借款及び類似のフロー合計	<u>129,778</u>	<u>229.6</u>

注: Aid and Trade Provision (援助貿易準備資金)

* IMF 1991年平均交換レート(1£=US\$1.7694)を参考に算出。

出典: *British Aid Statistics 1987/88-1991/92*

2. 無償資金協力

1991/92 年度の無償資金協力の合計額は、18億9149万 2 千ポンド(US\$3346. 8 million) であり、次のように分類される。(借款についても同様であるが、現在英国の資金協力は殆ど無償化されている。)

二国間援助に占める無償資金協力の割合

	金 額	
	£ 1,000	US\$ mil. *
① プロジェクト援助	703,739	1,245.2
② 資金援助 (A T P を除く)	170,843	302.3
③ 援助貿易準備資金 (A T P)	101,183	179.0
④ プログラム援助	88,205	156.1
⑤ 人道的援助	70,942	125.5
⑥ 債務救済	489	0.9

出典: *British Aid Statistics 1987/88-1991/92* より作成

* IMF 1991年平均交換レート(1£=US\$1,7694) を参考に算出

無償資金協力と借款供与の基準は、援助対象国の 1 人当たり G N P で分類しており、I D A (国際開発協会) 無利子融資適格国の基準により、1987年度においては、1985年世銀統計の 1 人当たり G N P が 790ドル以下の開発途上国を無償資金協力、790ドル以上の途上国を借款供与の対象国としている。

ただし、1 人当たり G N P が 790ドル以上であるジャマイカ、ヨルダンに対しても、英国との関係を考慮して無償資金協力を実施しているなど、基準は二国間関係、政策的見地から、必要に応じて柔軟性に適用されている。食糧援助と災害援助については、貧困国でしかも災害、旱魃などの困難を抱えている国に供与しており、所得基準は設定されていない。

なお、無償資金協力には次の特別な形態のものがある。

①英国産業の利益となる援助 (A T P: Aid and Trade Provision)

英国産業の利益になることが期待されているプロジェクトに対する資金協力および技術協力を目的として、援助予算の中に特別に割り当てられている。②文化関係に対する無償資金協力

英語学習に関する専門家の派遣・研修員の受入れが技術協力ベースで行われている他、英国文化協力のプログラムの一部が O D A に含まれている。

③小規模無償資金協力

通常のプロジェクト援助などでは対象になり難い分野を対象に、迅速で柔軟な対応をし、通常のプロジェクト援助を補完するためのもので、援助の対象は公的機関だけでなく、民間セクター、NGOに対しても供与を行っている。

出典：『主要先進国の無償援助』(1989)

3. 技術協力

技術協力には、以下のような形態がある。

①人的協力

コンサルタント、技術協力員（ODAと短期契約を結ぶ専門家、Ⅲ. D. 1. b) 参照）、ボランティア等を含む各種専門家の派遣。

②トレーニング

人材の出身国、英国、もしくは第三国のいずれかにおいて実施。

③短期訪問

英国の援助プロジェクトに関して援助対象国政府の要人が英国を訪問。

④Heads of Mission Gift Schemeおよびその他小規模のプロジェクトスキーム

途上国のミッションの団長といくつかの英国に依存する地域(Dependent Territories)のGovernorsに開発や福祉を目的としたギフトを提供する権限を与えるもの(比較的小額の規模)。

⑤プログラム支援コストおよびフィールドマネジメント

効果の高い援助プログラムに伴ういくつかの間接費や管理費用を支援。

⑥機材供与(tools of tradeを含む)

⑦セクター別技術協力

国別には計画されないタイプの二国間援助。

a)天然資源、教育、保健/人口、エンジニアリング、経済、社会に関する二国間セクタープログラム

b)調査

c)ボランティア(団体、個人)支援

d)評価を含む援助プログラムへのサービス

出典：JICA在外事務所報告 *UK Overseas Aid*

1991/92年度 英国の技術協力の内訳

	援助額	
	£ thousand	US\$ million *
専門家等の人材	154,222	272.9
トレーニング	132,270	234.0
資材供与(書籍等)	26,776	47.4
調査・開発プログラム	47,931	84.8
調査	2,498	4.4
NGO等ボランティア団体	55,703	98.6
国際ボランティア団体	8,600	15.2
その他無償協力	30,687	54.3
その他	39,577	70.0

* IMF 1991年平均交換レート(1£=US\$1.7694)を参考に算出。
出典: *British Aid Statistics 1987/88-1991/92* より作成。

4. 借款

無償資金協力と借款供与の区別は、援助対象国の一人当たりのGNPによって分類されている。国際開発協会(International Development Association: IDA)の融資基準に達しない国は無償、基準を越える国は借款供与の対象国としている。ただしこの原則は二国間関係政策的見地から柔軟に対応されている。

5. 多国間援助

英国は様々な国際機関に貢献しており、1992/93年度のODAプログラムに占める多国間協力の割合は44%である。その中でもODAが支援する主な機関は下記の通りとなっている。

1992/93年度の英国多国間協力

	金額	
	£ thousand	US\$ 1,000*
ヨーロッパ共同体(EC)	399,115	704,638
世銀グループ	249,681	440,812
地域開発銀行	38,252	67,534
国連機関	144,659	255,395

* IMF 1992年平均交換レート(1£=US\$ 1.7655)を参考に算出。

出典: JICA在外事務所報告 *UK Overseas Aid*

C. 国レベル実施体制

1. 全体の機構

英国では海外開発庁 (Overseas Development Administration: ODA) が援助政策の立案から実施までの全過程に責任を有している。ただし、実際の業務はブリティッシュ・カウンシル (British Council: BC)、クラウン・エージェンツ (Crown Agents: CA)、英連邦開発公社 (Commonwealth Development Corporation: CDC) 等の機関が実施しており、ODAはこれら機関を監督している。

2. 政策立案体制と実施機関の関係

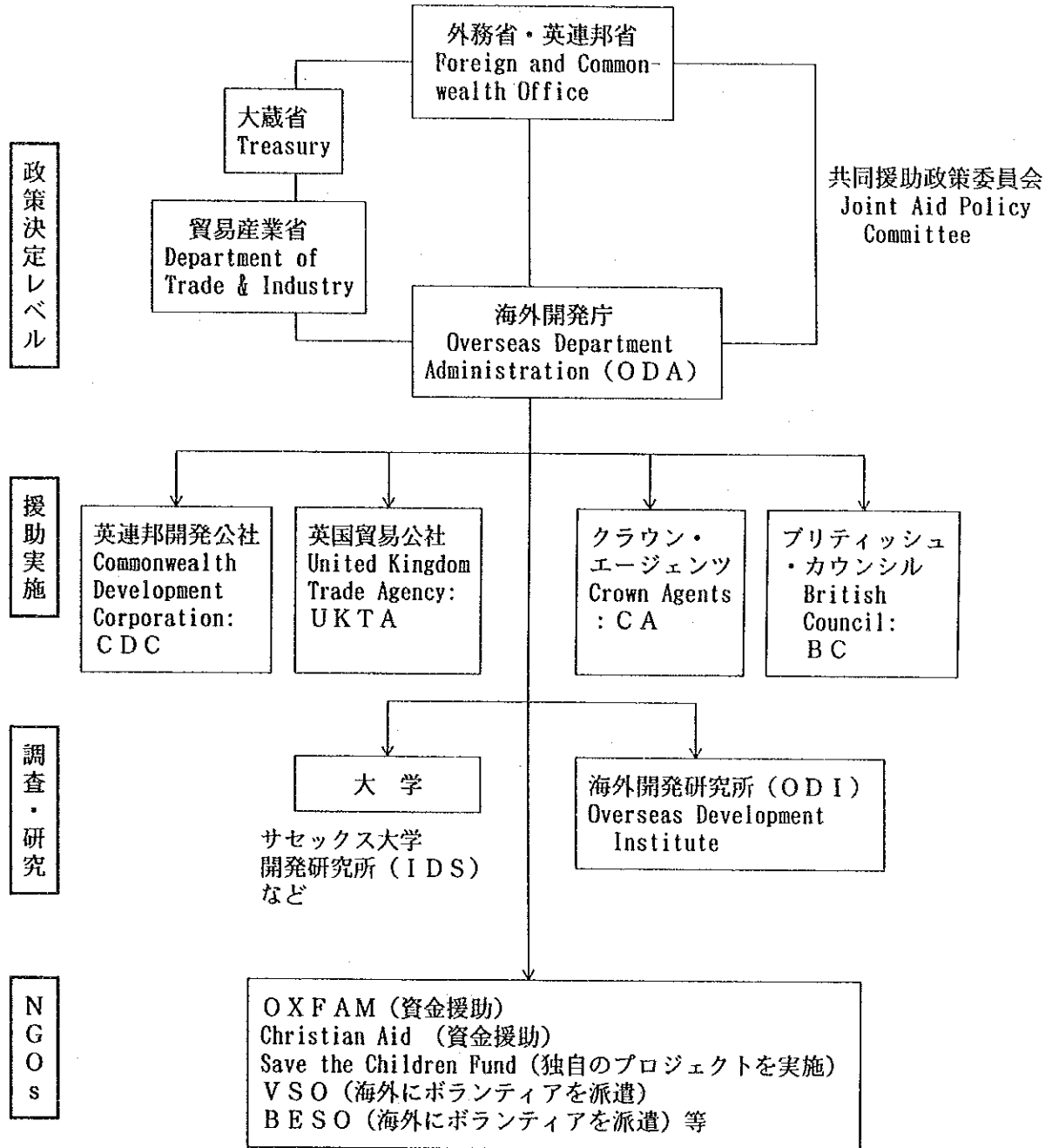
政策決定レベルではODA、外務・英連邦省 (Foreign and Commonwealth Office: FCO)、貿易産業省 (Department of Trade and Industry)、大蔵省 (Treasury) が共同援助政策委員会 (Joint Aid Policy Committee) を構成し、国・地域別の具体的な主要援助政策を検討しており、援助政策立案に関してはODAが中心的役割を果たしている。

ODAは外務・英連邦省 (FCO) の傘下であり、公式には外務・英連邦相が援助関係を含む外交全般に関して議会で責任を負っているものの、実際には、援助行政のほとんどの権限はODAに委譲されている。ODAは行政スタッフであるジェネラリストと、援助プロジェクトの発掘、計画、事後評価に携わるスペシャリストの共同によって、援助政策を企画・立案している。

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」(1990)

『主要先進国の無償援助』(1989)

英国における主要援助機関関連図



出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」(1990)

3. 技術協力実施機関概略

①クラウン・エージェンツ (Crown Agents : CA)

法律によって設立された公社であり、途上国政府や国際機関などの代行機関 (Agent) として援助関連の財・サービスの購入・調達を行っている。事業内容は広範にわたっており、ODA など援助機関による有償・無償資金協力の執行の代行、物資の輸送・保険サービス、援助プロジェクトの入札手続きの代行、金融・財政政策へのアドバイス、マンパワー養成、開発プロジェクトの施行監理などがある。なお、CA は外国政府や国際機関からの専門家の派遣要請を受けて、医療・農業・エンジニアリング、漁業・教育分野などを中心に、技術者や行政官を派遣している。

ODA との関係は単に商業ベースの委託契約で結ばれている部分が多いため、両者の間に権限委譲の問題はない。

②ブリティッシュ・カウンシル (British Council: BC)

英国の対外文化・広報活動の中心機関である。同カウンシルは文化面のみならず援助面でも活発な事業を展開しており、ODA の委託事業として途上国において教育・研修分野での技術協力を実施している。

BC は FCO から直接政府補助金が出資されており、文化、教育、科学分野に関する ODA 委託の技術協力の実施機関であると同時に、ODA に助言を行っている。

③英連邦開発公社 (CDC)

CDC は、投資を通じて途上国の経済開発を促進する目的で 1948 年に Act of Parliament により創設された。投資活動の重点は途上国における天然資源の開発に置かれており、投資資金は ODA や国民貸付基金 (National Loan Fund) からの貸付と民間企業からの出資により構成されている。

CDC は、ODA に計上された援助予算から長期・低利の借入金によって賄われているため、予算執行面で ODA の監督を受ける (少額案件については CDC 独自の判断で投資ができる。) 。

④英国貿易公社（UKTA）

同社はロンドン商工会議所に本部を置き、途上国の輸出促進業務を行っている。具体的には、途上国の輸出機関や輸出業者の対EC向け輸出を促進するため、市場調査、貿易研修の実施、見本市への参加などを推進している。

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」（1990）

*Foreign & Commonwealth Office including Overseas Development
Administration, Departmental Report 1993*

II. 主要援助機関の概要と実施システム

A. 主要援助機関の概要

海外開発庁 (Overseas Development Administration: ODA)

1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等

1964年10月労働党政権は英国の対外援助機構を一元化するため、それまでの技術協力省の技術協力部門と外務・英連邦省の援助担当部門などを集約して、海外開発省 (Ministry of Overseas Development : ODM) を設立した。ODMはその後1970年11月、保守党政権成立により海外開発庁 (ODA) として外務・英連邦省の一外局に編入され、1974年 3月労働党政権誕生時に再度海外開発省 (ODM) として独立した省になった後、1979年11月、労働党から保守党への政権交代に伴い再び外務・英連邦省の外局に戻り現在に至っている。しかしながら、このような変遷は ODAの実務上の運営にはあまり影響を与えてはいない。

2. 所掌業務

ODAの業務内容としては以下のものが挙げられる。

- ①各種援助計画 (二国間/多国間援助、資金援助、技術援助) の立案と調整
- ②上記援助計画の運営、管理
- ③多国間援助機関に対する出資・拠出
- ④援助分野で活動しているNGOとの連携 (贈与を含む)
- ⑤債務救済
- ⑥保護領に対する財政援助
- ⑦食料援助
- ⑧災害救済援助

3. 機構

a) 本部

ODAは外務・英連邦省の外局として、外務・英連邦大臣の監督下であり、閣外務大臣（FCO Minister of State）でもある海外開発大臣（The Minister for Overseas Development）がODAの日常業務および通常の議会関係事項を外務大臣からの授権により処理している。

ODAの組織構成は次のようになっている。

本部は2カ所に分かれており、LondonとEast Kilbrideにある。

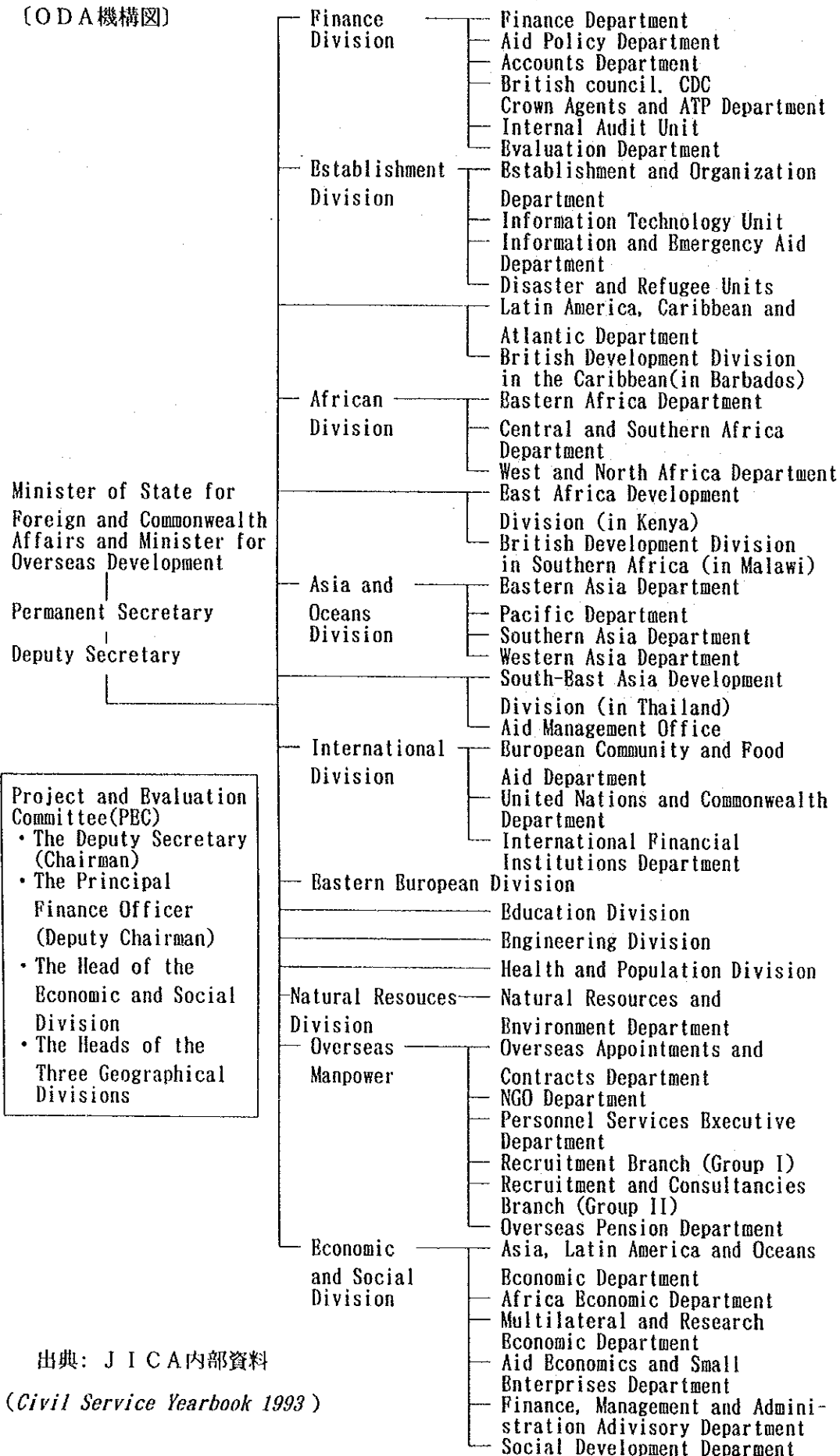
Londonは二国間、多国間援助を、East Kilbrideは専門家のリクルート・派遣業務を行っている。海外事務所は、ケニア、マラウイ、タイ、バルバドス、バングラデシュ、南アフリカの6カ所に設置され、各地域の援助の立案・実施に関して現地に即した提言を行っている。

ODA本部は、地域局（アフリカ、アジアおよび大洋州、東ヨーロッパ、ラテンアメリカ・カリブ海・大西洋）、国際局、専門職部門（資源・環境、教育、エンジニア、保健人口、経済）および管理部門で構成される。

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」（1990）

なお、ODAの機構図を次に示す。

(ODA機構図)



出典: J I C A 内部資料

(Civil Service Yearbook 1993)

ODAの職員は外務・英連邦省などからの一部の出向者を除けば、大半は国家公務員(Home Civil Service)試験を経て採用されたスタッフである。タイピストなど事務補助職員を除き、本部職員は管理スタッフである「ジェネラリスト」とキャリアと専門性をもつ「スペシャリスト」から構成されている。

ODAの職員数

(1993年 4月現在)

Staff in Post (counted)				Staff deployed elsewhere (not counted)					
	Permanent	Casual Agency	BIB	OSAS/TC	DS	HCS	SLWOP (Assign)	SLWOP (Other)	
Headquarters									
London	649.8	17.0	0	10	17	0	15	14	
East Kilbride Development Division	506.8	22.5		9	1	0	4	17	
Sub-total	1,201.6	39.5	0	19	18	0	19	31	
HRI	436.0	36.0	1	36	40	0	4	6	
GRAND TOTAL	1,637.6	75.5	1	36	59	18	0	23	37
Total staff in post	1,713.1			Total staff deployed elsewhere 137					

出典: JICA内部資料 *Overseas Development Administration Manpower Statistics* (1993)

b) 海外事務所等

海外事務所の機能には、英国政府の省庁との援助に関するコンサルティング、カントリー・プログラムの運営や財政管理、本部からの経済・技術援助の調整、CAやBCおよび国際開発機関等との協調、技術協力員やコンサルタントのリクルート支援等が挙げられる。

各海外事務所には管理スタッフ、援助専門家(スペシャリスト)及び現地の地域に関連した問題を扱うアドバイザー・グループが配置されている。

出典: JICA在外事務所報告 *UK Overseas Aid*

「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」(1990)

「先進国技術協力実施状況調査報告書(英国)」(1988)

ODA 海外事務所

British Development Division
in the Caribbean
Collymore Rock
St Michael (PO Box 167)
Bridgetown
Barbados
Tel : Barbados 4369873
Fax : Barbados 4262194
Telex: WB 2236 (a/b DEV
DIV BAR WB 2236)

British Development Division
in the Central Africa Overseas
Development Administration
PO Box 30059
Capital City
Lilongwe 3
Malawi
Tel : Lilongwe 782400
Fax : Lilongwe 781010
Telex: 44727 (a/b 4727
UKREPLI MI)

British Development Division
in Eastern Africa Overseas
Development Administration
c/o British High Commission
PO Box 30465
Bruce House
Standard Street
Nairobi
Kenya
Tel : Nairobi 335944
Fax : Nairobi 340260
Telex: NAIROBI 22219
(a/b 4727 UKREP NRB)

South East Asia Development
Division Overseas Development
Administration
SEADD
c/o British Embassy
1031 Wireless Road
Bangkok 10330
Thailand
Tel : Bangkok 253-0191
Fax : Bangkok 253-7124
Telex: 82263 (a/b
PRODROM TH)

Aid Management Office
British High Commission
United Nations Road
Baridhara
Dhaka
Bangladesh
Tel : 880-2-882705

British Development Division
in Southern Africa (Pretoria)
Overseas Development
Administration
Suite 303
Infotech Building
1090 Arcadia Street
Hatfield 0083
Pretoria
South Africa
Tel : 010-27-12-3423360
Fax : 010-27-12-3423429

出典 : *British Overseas Aid Annual Review 1992* を元に作成

4. 方針、重点項目、実績等

1991/92年度のODAによる援助対象国の上位10カ国は次の通りである。

1991/92年度のODAによる援助対象国の上位10カ国

Country	援助額		Country	援助額	
	£million	US\$ million*		£million	US\$ million*
① India	129	228	⑥ Zambia	28	50
② Bangladesh	54	96	⑦ Uganda	26	46
③ Zimbabwe	37	65	⑧ Tanzania	25	44
④ Ghana	32	57	⑨ Indonesia	21	37
⑤ Kenya	29	51	⑩ China	21	37

* IMF 1991年平均交換レート(1£=US\$1.7694)を参考に算出。

出典: JICA在外事務所報告 *UK Overseas Aid Annual Review 1992*

1991年の英国の二国間援助地域配分では、アジア22.6%、中近東は9.3%、アフリカ39.1%、大洋州1.4%、欧州0.3%となっている。

ODAは保健・人口、教育、インフラ整備から農業、環境と様々な分野のプロジェクト支援を行っている。

1990/91年度のODAによる主要支援プロジェクト例 (£5 million 以上)

		金額	
		£ million	US\$ million*
Bangladesh	Rural Advancement Committee(BRAC)	7.8	14.0
	Commodity Aid	15.0	26.8
Ghana	Water Rehabilitation	6.1	10.8
India	Vijayawada Slum Improvements	16.7	29.8
	Andhra Pradesh Schools Health Project	9.0	16.1
Indonesia	Gas Consultancy 3	5.5	9.8
Kenya	Moi University Library	8.4	14.9
Malawi	Programme aid	10.0	17.8
Mozambique	Programme aid	7.5	13.4
Nepal	E. R Roads Maintenance	15.5	27.7
Nigeria	Programme aid	45.0	80.3
Pakistan	Kotri Barrage	10.1	18.0
Poland	UK/Polish Agro Processing Development Fund	15.0	26.8
Sri Lanka	Forestry	11.1	19.9
Tanzania	Programme aid	15.5	27.7
Uganda	Programme aid	10.0	17.8
Zambia	Central Province District Development Programme Phase 2	5.3	9.4
	Programme aid	30.0	53.5
	Transport and Road Research Laboratory	6.9	12.3
	Institute of Development Studies	6.9	12.3

* IMF 1990年平均交換レート(1£=US\$1.7847)を参考に算出。

出典: *British Aid at a Glance*

クラウン・エージェンツ (Crown Agents : C.A.)

1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等

クラウン・エージェンツは1833年植民地に対する物資調達、船積、海上保険などのエージェンツ業務を提供するために、従来の代理機関を統合して設立された。1954年に現在の名称に改められ、植民地以外の独立国のエージェンツ業務も実施可能になった。1980年1月1日よりクラウン・エージェンツは、「クラウン・エージェンツ法1979 (Crown Agents Act 1979)」の公布施行に基づきODA傘下の国営企業(statutory corporation)として再編され、従来のエージェンツ業務に加えて海外開発庁(ODA)の代行機関としても活動することになった。(1985年の時点ではサッチャー首相の政策により、2年以内に民間資本を導入して、英国の民間企業の一般的形態であるpublic limited company (plc:日本の株式会社に相当)になる予定であったが、それに関して最新の情報が無いため確認はできていない。)

出典：『基金調査季報』(No. 50 1985)

2. 所掌業務

クラウン・エージェンツは英国政府・政府機関のほか100を超える外国の中央政府、地方政府、および300を超える公共機関(大学、中央銀行等)や世銀等の国際機関を顧客として、物資調達、船積、保険業務から技術供与、コンサルタント業務、金融・証券業務、さらには切手やコインの販売業務に至る広範な代理業務を行っている。これらの様々な業務の中に海外援助関連業務の占める割合は約50%であり、具体的な業務内容は次のように、大きく2つに分類される。

①海外開発庁(ODA)の代行機関としての業務

有償・無償資金協力業務(入札評価、契約承認、支払実行の認定・管理、承諾および貸付前の資金枠のチェック)、F/S、仕様作成、工事監理、運営などのコンサルティング・サービスや技術的な検査および評価等

②援助対象国の代行機関としての業務

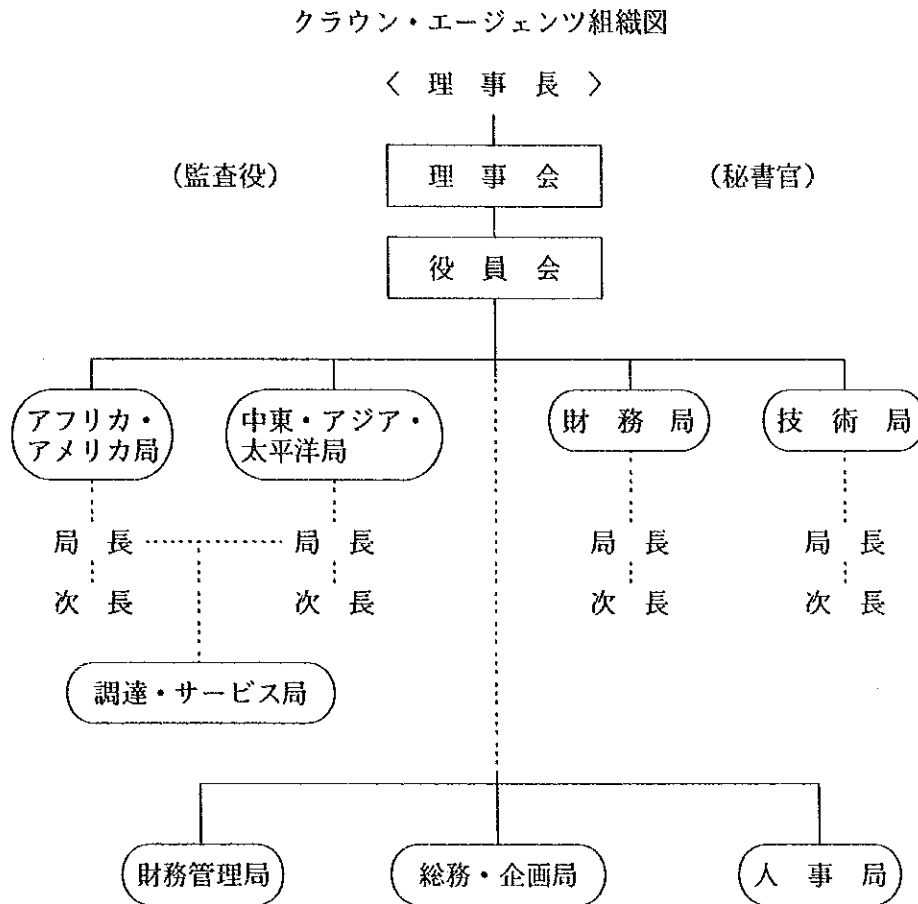
借款・贈与に関する書類の受領・チェック、契約者、英国内の銀行等への支払いおよび関連書類の事前作成と提出、受入国に代わる資金の受入、借款・贈与協定で定められた資金の管理等

出典：『基金調査季報』(No. 50 1985)

3. 機構

a) 本部

クラウン・エージェンツの組織は、理事会の下に役員会があり、さらにアフリカ・アメリカ局、中東・アジア・太平洋局、財務局、技術局、財務管理局、総務・企画局、人事局等の各部署に分かれる。



出典：『基金調査季報』(No. 50 1985)

クラウン・エージェンツの職員数 (1992年末現在)

常勤/終身	627人	(内海外 20人)
非常勤/期限付	79人	
海外事務所ローカルスタッフ	133人	
合計	839人	

なお、この内ODA関係業務に従事している要員はフルタイム換算で約300人程度である。

出典：「JICA在外事務所報告」(1993.7.1)

b) 海外事務所等

クラウン・エージェンツは海外に14カ所の駐在員事務所(Representative Offices)と5カ所の調達・検査事務所(Supplies and Inspection Offices)を有している。

駐在員事務所は以下の国に設置されている。

バーレーン (マナマ)、バルバドス (ブリッジタウン)、ガーナ (アクラ)、インドネシア (ジャカルタ)、ケニア (ナイロビ)、マレーシア (クアラルンプール)、ナイジェリア (ラゴス)、パプアニューギニア (ポートモレスビー)、シンガポール、タンザニア (ダルエスサラーム)、タイ (バンコク)、ウガンダ (カンパラ)、アメリカ (ワシントンD. C.)、ジンバブエ (ハラレ)

調達・検査事務所は以下の国に設置されている。

バングラデシュ (ダッカ)、香港、インド (バンガロール)、シンガポール、日本 (神戸)

出典：『基金調査季報』(No. 50 1985)

4. 方針、重点項目、実績等

未調査。

ブリティッシュ・カウンシル (The British Council: B.C.)

1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等

ブリティッシュ・カウンシル (B.C.) は、外国との文化交流の促進 (特に英語を世界共通語として普及すること)、および海外での教育プロジェクトを管理することを目的として、ODA と外務・英連邦省の共同出資により 1934 年に設立された特殊法人 (Associated Organization) である。

1992/93 年度は B.C. 内部のリストラにより、大規模な組織変更が行われた。

B.C. の財源は英国政府からの助成金と自己収入で賄っているが、その他に教育と研修の分野で英国政府のプログラムを管理して得られる収入もある。1990/91 年度の予算は 3 億 6,200 万ポンドであった。

出典：「先進国技術協力実施状況調査報告書 (英国)」(1988)

The British Council Annual Report and Accounts 1992/93

2. 所掌業務

英国の二国間援助プログラムの約 8% は B.C. によって行われているが、B.C. 内部および外部の専門家を通じて行われるサービスには次のものがある。

- ① 政策、F/S、トレーニングのニーズに関する分析
- ② プロジェクトの設計・準備・管理
- ③ Resource Identification
- ④ Service procurement
- ⑤ プロジェクト評価
- ⑥ 国内プロジェクト管理トレーニング (in-country project management training)

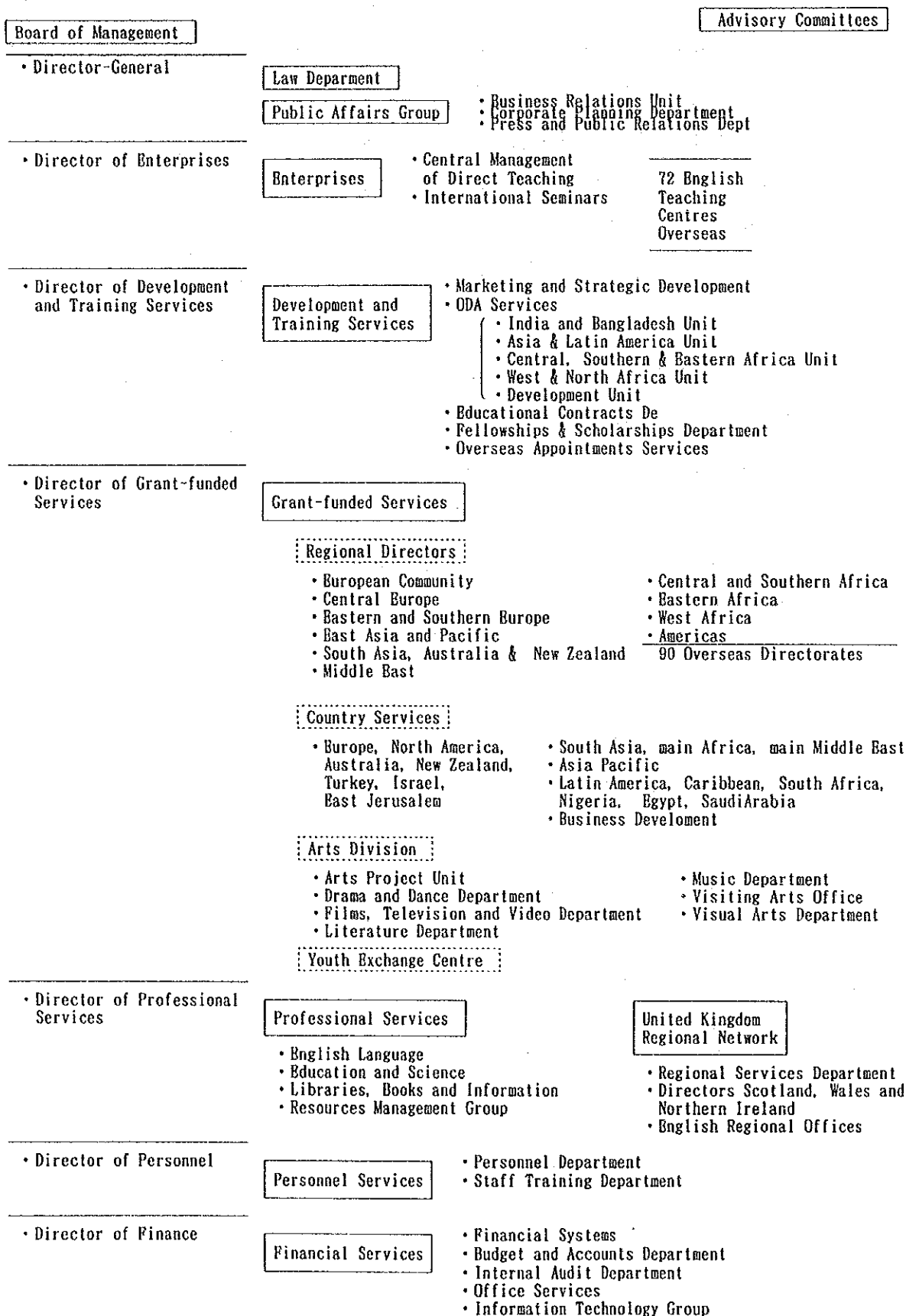
出典： *The British Council Annual Report and Accounts 1992/93*

3. 機構

a) 本部

B.C. の機構図は次頁の通りである。

Corporate Structure (as of 1 Oct. 1993)



出典 : *The British Council Annual Report and Accounts 1992/93*

BCの要員数は次の通りとなっている。

ブリティッシュ・カウンシル要員数

本 部		
職員数	(関係要員数)	3,135人 (約 200人)
その他	常勤/終身	2,885人
	非常勤/期限付	約 250人
在 外		
職員数	(関係要員数)	3,403人 (約 300人)
その他	本部派遣正職員	310人 (行政・管理部門)
	語学教師等契約スタッフ	1,518人 (英国から派遣)
	ローカル・スタッフ	1,578人
職員数合計 (関係要員数合計)		6,538人 (約 500人)

出典: 「JICA在外事務所報告」(1993.6.30)

a) 海外事務所等

BCは以下の海外99カ国に事務所を設置しており、長年このネットワークを通して各国の様々な組織および機関との連絡をとっている。

Albania	Czech Republic	Japan	Norway	Sudan
Algeria	Denmark	Jordan	Oman	Swaziland
Argentina	East Jerusalem	Kenya	Pakistan	Sweden
Australia	and Gaza	Korea	Peru	Syria
Austria	Ecuador	Kuwait	Philippines	Taiwan
Bahrain	Egypt	Latvia	Poland	Tanzania
Bangladesh	Estonia	Lebanon	Portugal	Thailand
Belgium and	Ethiopia	Lesotho	Qatar	Trinidad
Luxembourg	Finland	Lithuania	Romania	Tunisia
Botswana	France	Malawi	Russia	Turkey
Brazil	Germany	Malaysia	Saudi Arabia	Uganda
Brunei	Ghana	Malta	Senegal	Ukraine
Bulgaria	Greece	Mauritius	Serbia and	United Arab
Burma	Hong Kong	Mexico	Montenegro	Emirates
Cameroon	Hungary	Morocco	Sierra Leone	United States
Canada	India	Mozambique	Singapore	of America
Chile	Indonesia	Namibia	Slovakia	Venezuela
China	Ireland	Nepal	Slovenia	Yemen
Colombia	Israel	Netherlands	South Africa	Zambia
Croatia	Italy	New Zealand	Spain	Zimbabwe
Cyprus	Jamaica	Nigeria	Sri Lanka	

出典: *The British Council Development and Training Services 1993-94*

4. 方針、重点分野、実績等

BCは世界的規模のパートナーシップを築き、国際的な理解を深めるため、教育、トレーニング、書籍、英語、芸術、科学、技術等の便宜供与を行い、協力の促進を図っている。それと同時に 1992/93年のBC内部のリストラに見られるように、BCの資金の1/3強がODAと外務・英連邦省から出ていることから、従来の教育分野と共にODAのエージェントとして英国の援助プログラムの実施（特に人権、女性、環境等）に力を入れる方針を示している。

BCの活動地域および活動分野は以下の通りとなっている。

BC地域別・分野別活動の内訳

Expenditure by Region 1992/93 (estimate)

Total expenditure: 408 million (US\$ 720 million)*

European Community	18%
Central Europe	6%
Eastern & Southern Europe	4%
East Asia & Pacific	16%
South Asia, Australia & New Zealand	16%
Middle East	8%
Central & Southern Africa	12%
Eastern Africa	6%
West Africa	6%
Americas	8%

Expenditure by activity 1992/93 (estimate)

Total expenditure: 408 million (US\$ 720 million)*

Arts	5%
Libraries, books & information	12%
Science & education	16%
English Language	17%
Interchange of people	50%

* IMF 1992年平均交換レート(1£=US\$ 1.7655)を参考に算出。

出典: *The British Council Annual Report and Accounts 1992/93*

ブリティッシュ・カウンシルの過去の実績例を以下に示す。

分野	プロジェクト名	国名	金額 (£1,000)
English language and book development	Library Development	Oman	700
Education	Andhra Pradesh Primary Education Project	India	32,000
Industry and training	Industrial Training	Turkey	6,000
Agriculture	Agricultural Education Programme	Philippines	331
Health	Orissa Health and Family Welfare Project	India	26,000
Environment	Conservation Education	India	517
Programme management and recruitment services	Teachers for Botswana Recruitment Scheme	Botswana	260
IT and Management Information Systems	Information Technology Projects	Czech Republic and Slovakia	2,200
Management and Social Sector	Employment Services	Romania	740
Finance	Chancellor's Financial Sector Scheme	Former Soviet Union	5,700

出典: *The British Council Development and Training Services 1993-94*

B. 意思決定と実施システム

(これ以降の援助実施機関に関する記述はODAのみを対象としている。)

1. 意思決定システムと役割

a) 本部

本部は二国間、多国間援助を担当するロンドンと、専門家のリクルート・派遣業務等を行うBast Kilbride の2ヵ所に分かれている。

英国の援助案件は、英国大使館やODA海外事務所の日常業務を通して発掘され、それに従い、海外事務所はODA本部の担当官との検討を行い、実施予定案件を選定する。意思決定のレベルは、案件の規模により異なっている(2500万ポンド以上は案件評価委員会、1500~2500万ポンドは担当地域の次官補、1500万ポンド以下はODA本部長、大使などによって行われる。)

b) 海外事務所等

各海外事務所の主な業務内容とその役割を例に挙げると以下ようになる。

(ただし、全ての海外事務所が以下の全ての機能を果たす訳ではない。)

- ・援助政策の策定やCRPの起草
- ・援助の優先度を決定し、それらの関連分野の要請を支援
- ・援助プロジェクトおよびプログラムの発掘、審査、設計
- ・援助の合意等に関する交渉
- ・ODA内外からの経済面・技術面の助言の調整
- ・要員のレビュー
- ・Key Fact Sheets と技術協カトレーニングに関する準備と合意
- ・プロポーザルを提出する予定の派遣専門家や英国企業に対する委託条件の準備
- ・案件の提出準備(PEC用のものも含む)および援助プロジェクトの進捗状況のモニタリング
- ・国際援助機関のスタッフと情報の交換
- ・海外のドナーや援助対象国との援助活動の調整など

なお、各海外事務所は、管理スタッフ、援助専門家(スペシャリスト)及び現地の地域に関連した問題を扱うアドバイザー・グループが配置されている。

出典：JICA在外事務所報告 *UK Overseas Aid*
DONOR PROFILES 1990

2. 外部機関との契約等

①調達の条件

物品調達については、二国間援助では食糧援助、債務救済援助などを除き基本的にタイドである。コンサルタントサービスについては、英国か援助対象国に本社を置く企業でなければならない。ただし、英国からの調達が困難な場合には援助対象国およびその周辺国からの調達も可能である。

②ディスバースメント

ディスバースメントの過程として、交換公文（E/N）締結後、援助対象国がCAに対して特別口座の開設を依頼する。具体的なディスバースメントは、下記のいずれかによる。

a. ダイレクト・ペイメント方式

契約者（サプライヤー等）から支払い請求書がCAに送付されると、CAはその内容を吟味した後、ODAに資金交付を請求、これを受けた後、特別口座から契約者に支払いを行う。

b. リンバースメント方式

契約者に対する支払いの後、リンバースメントの請求に基づき、ODAからCAを通じ、資金交付が行われる。

c. アドヴァンス・ペイメント方式

前もって契約者にある程度の資金をCA内の特別口座から支給し、その後は契約者の需要によりODAから資金の上積みと具体的な契約者への支払い後の請求に基づくCA内の特別口座からの支出を繰り返す方式。

英国内の調達はほとんどがa.の方式（一部b.）、また援助対象国内での調達はローカル資金が不足していることもあり、c.の方式がよく用いられる。

出典：『主要先進国の無償援助』（1989）

「主要援助国無償資金協力実施手続調査報告書」（1988）

C. 関係機関との連携

1. 関連機関との関係

ODAはFCO、CA、BC、CDCともそれぞれ異なった形態で、協力関係を保っている。(詳細はI. C. 3を参照のこと。)

2. NGOとの連携

a) 協力関係にあるNGOの種類

ODAの支援の下、途上国へボランティア派遣員をリクルートするNGOは、以下の4つの機関である。

- Voluntary Service Overseas (VSO)
- The Catholic Institute for International Relations (CIIR)
- Skillshare Africa
- The United Nations Association International Service (UNAIS)

チャリティと呼ばれる英国のNGOには、古い歴史を持ちかつ堅固な組織基盤をもった世界的に有名な団体が存在し、それぞれ活発に活動している。現在英国には約100以上のNGOがあり、約1,700人が海外でのボランティア活動に従事しているが、それらを活動内容から分類すると以下の通りになる。

- ① 純粋に資金援助を行う団体
 - OXFAM (The Oxford Committee for Famine Relief)
 - Christian Aid
 - CAFOS (Catholic Fund for Overseas Development)
- ② 各途上国内で「独自」のプロジェクトを実施する団体
 - SCF (Save the Children Fund)
 - War on Want
- ③ 開発教育や援助関係でロビー活動を行うNGO
 - SEAD (World Development Movement Scottish Education and Action for Development)
 - 3W1 (Third World First)
- ④ 海外にボランティアを派遣する団体
 - VSO (Voluntary Services Overseas)
 - BESO (British Executive Service Overseas)

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」(1990)
JICA在外事務所報告 *UK Overseas Aid*

b) 当該援助機関との関係

英国は援助対象国の貧困層などの特定層や、通常の政府開発援助ではカバーが十分できない地域や分野において「草の根」の援助活動を行う英国のNGOに、ボランティア派遣経費、案件実施経費の一部を負担しているほか、NGOの開発教育活動に対しても支援を行っており、1992年度には約1億2,400万ポンド〔2億1,892万ドル；IMF 1992年平均交換レート(1£=US\$1.7655)を参考に算出〕(災害援助、緊急人道援助を含む)の財政的支援を行った。

また、極めて稀ではあるが、ODAがNGOプロジェクトの実施のためにスタッフを短期間NGOに出向または派遣して協力する場合がある。

ODAのNGO海外活動に対する資金援助には主に①Joint Funding Scheme、②Britain's Volunteer Programme、③Emergency Relief Aidの3通りの方法がある。①はNGOのスポンサーによる長期の海外開発プロジェクトをODAが原則的に支援する手段である。ODAは各プロジェクトに対し、通常コストの50%を負担、最高500,000ポンドまで出資することができる。

このような政府とNGOとの協力関係が成立している一方、NGO側には独立の組織として政府とは一線を画す姿勢がみられる。例えば、多くのNGOは海外在住の英国人専門家を雇用せずに、むしろ現地のNGOがプロジェクトを実施できる能力をつけさせることに重点を置いており、通常これらのNGOは、途上国にある「姉妹機関」を通じてプロジェクトを実施している。

出典：JICA在外事務所報告 *UK Overseas Aid*

「主要先進国における援助要員の人材養成、確保に関する調査」(1989)

3. 地方自治体との連携

英国では、地方自治体が財政的に大きく中央に依存しているため、地方自治体自ら自分の費用で研修員を受け入れることはない。しかし研修員受入れの要請があれば、要請元が費用負担する条件で受け入れている。

研修は全国の大学、研究所で直接受け入れていることが多いため、地方自治体の参加は少ない。

地方自治体による活動は姉妹都市程度であるが、これも小規模のものである。

出典：「先進国技術協力実施状況調査報告書（英国）」（1988）

4. 外国機関、国際機関との連携

ODAは国際機関との連携については、それぞれの国において共通のアプローチを必要とする場合にのみ行っている。国際機関との連携の為の特別な政策は有しておらず、共同プロジェクトの実施に際しても、通常の二国間援助のスキームで実施している。また、国際機関への専門家派遣の実績はない。

他の援助国とは緊密な情報交換を行っているが、特に定期的に協議の場を設定している訳ではない。

CAについては、国際機関との関係が強いが、その関係はコマーシャル・ベースによる機材調達が発端である。

なお、ODAの多国間協力関連の支出については、“British Aid Statistics 1987/88-1991/92”を参照のこと。

出典：「先進国技術協力実施状況調査報告書（英国）」（1988）

Ⅲ. 主要援助機関における技術協力

(ODAのみ)

A. 技術協力実績

技術協力は、物資やサービス（トレーニング等の個人に対する支払いを含む）に対してODAが支払うものを指す。全てのODAの技術援助はグラントとなっている。

出典：JICA在外事務所報告 *UK Overseas Report*

1992/93年度のODA技術協力の実績

	金額	
	£	US\$ *
専門家派遣	151,908	268,194
研修員受入	127,351	224,838
物資	30,111	53,161
年金	9,051	15,980
技術開発/調査	58,184	102,724
各種調査	3,845	6,788
ボランティア組織	54,452	96,135
国際ボランティア組織	13,928	24,590
その他無償	32,469	57,324
評価	807	1,425
その他	39,148	69,116
合計	521,254	920,274

* IMF 1992年平均交換レート(1£=US\$1.7655)を参考に算出。
出典：JICA在外事務所報告 *UK Overseas Aid*

B. 技術協力サイクル

《発掘から決定》

①案件発掘

援助対象国関係者と英国の大使館およびODAの海外事務所との間の日常の業務に関する接触等を通じ、当該国で特に支援の必要なセクターなどが明らかにされる。それをもとにP/I (Project Identification) のためのミッションが派遣され、実施可能な個別のプロジェクトが発掘され、ODA地域局の当該国担当官 (Project Manager) と海外事務所により、実施予定案件の絞り込みが行われる。なお援助案件の発掘、実施には、主に(1)Country Policy Review Paper(2)Aid Frame Work (3)Project Evaluation Committee Paperの3つの資料が基本的な枠組みとなる。

②援助対象国の要請と優先順位

援助実施については、案件発掘段階から援助対象国との緊密な協議をおこなっているため、各案件については要請があるといえるが、特に正式な要請フォームがあるわけではない。また各援助の優先順位も、援助対象国関係者とODA海外事務所、ODA地域局の当該国担当官との間の協議を通じて決定されており、援助対象国のイニシアチブによるものではない。

③案件の選定

基本的にODAが実施案件を選定しており、財政当局、議会などは特に関与していない。案件が2500万ポンド(US\$3700万程度) 以上の場合は、案件評価委員会 (Project Evaluation Committee: PEC) の資料を財政当局に提示しているが、財政当局には拒否する権限はない。

④基本的合意文書

援助案件実施のため相手国政府との交換公文(Exchange of Notes E/N) 締結の最終決定は、案件規模に応じて、PEC、ODA地域局など、各々のレベルで行われる。

《実 施》

ODAは援助政策の立案から実施までの全過程に責任を有しているが、実際の援助の実施は、援助内容によって各実施機関（CA、BC、CDC、UKTA）に委ねられている。

これらの機関の分担は、CAがエージェントとしての援助関連の財・サービスの購入・調達、BCが教育・研修分野での技術援助、CDCは投資を通じた天然資源中心の経済開発、UKTAは途上国の輸出促進業務の実施となっている。

《評 価》

援助の事後評価はODAの評価部（専門官であるエコノミストと行政官により構成）によって行われているが、主として、①年間約20の評価案件の計画と実施、②評価結果のフィードバック・プログラム作成、③他の援助機関の評価担当部局との連絡、の3つが業務の中心となっている。

ODAはフィードバックのための方策として以下の方法を実施している。

- (1) EVSUMと呼ばれる評価報告書要旨を作成、地域デスクに配布する。
- (2) PECにODAと他の援助機関（世銀、ADB等）の評価結果をブリーフィング。
- (3) ODAの内部執務要領を評価結果に基づき随時改訂。
- (4) セクター・マニュアルを作成、評価結果の集大成とする。
- (5) 受入国に対し評価業務への参加を求める（受入国へのフィードバック）等。

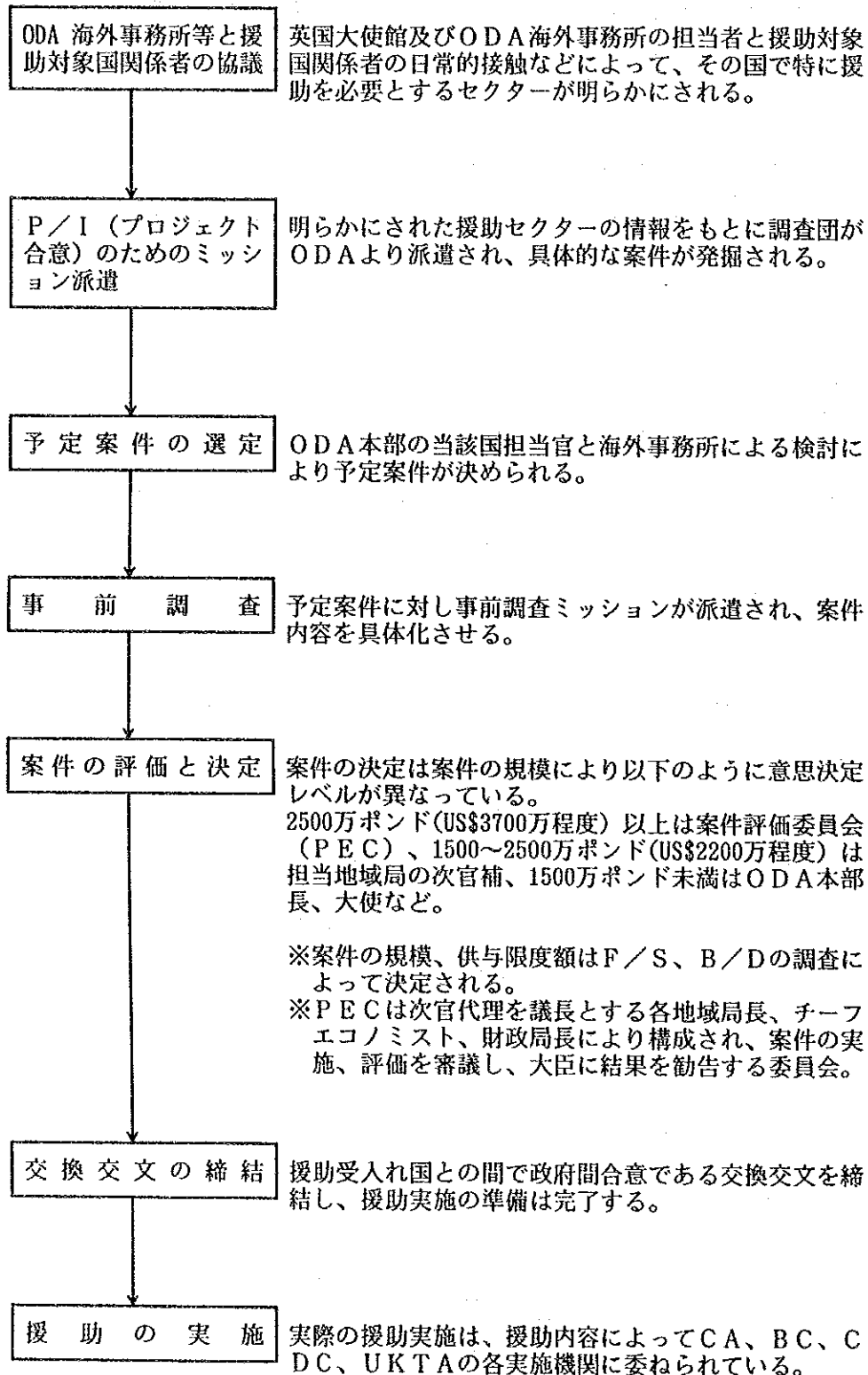
出典：『主要先進国の無償援助』（1989）

『年金調査季報』（No. 50 1985）

「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」（1990）

*Foreign & Commonwealth Office including Overseas Development
Administration, Departmental Report 1993*

英国の援助案件の発掘から実施までのプロセス



出典：『主要先進国の無償援助』（1989）

C. プロジェクト等の運営管理手法

ODAの援助運営・管理には2種類の手法がある。1つは1991年に導入された“A Guide to Aid Procedures (GAP)”であり、援助プロジェクトの各部分を管理する一般的原則を規定し、その管理について詳細なガイドラインを示している。

2つ目は一連のFinancial Instructionsで、1986年に集大成されている。

なお、ODAは、1989年3月に“Manual of Environmental Appraisal”を取り入れ、プロジェクト・サイクルの全段階において環境に対する配慮を行っており、これは同時にモニタリングや評価の指針に伴っている。

援助を効果的にするために、プロジェクトは技術、経済、環境、社会および制度面でのアセスメントが実施に先立って行われる。プロジェクトのフレームワークは初期の段階でODAが策定し、プロジェクト実施に先立って予めプロジェクト実施による予想される結果、その実施方法およびそれに必要な条件、そしてその根拠となる幅広い理由などがマトリックスで明らかにされる。

また、援助の効果・効率・適正使用に関する政策には、次のものがある。

①援助の適正使用確保

援助対象国へ供与された施設・資機材の適正使用については、E/Nに適正使用条項があるのみで、特別の手段による担保措置はとっていない。使用者の確認については、ODAが随時モニタリングをしており、通常は最終使用者まで追跡調査を実施しているが、施設・機材の供与後の用途は援助対象国の責任であるとし、英国は援助対象国を信頼するという立場をとっている。

②援助の効果を高めるための措置

各プロジェクトの維持、監理、運営費などは、英国は基本的に援助対象国が負担すべきものと考えている。プロジェクトの運営費用支援は財政援助に近く、援助国の丸抱えによる案件管理は望ましくないと考えており、特別の事情がない限り援助対象国が運営費用を負担できるという見通しがなければ実施しないのが基本方針である。

実施中のプロジェクトのモニタリング（中間管理）は、ODAの海外事務所（Development Division）、大使館、本部派遣のミッションなどからの情報を集め、日常の審査業務に反映させる方式でおこなっている。

これらの情報は事後評価の材料となり、本部のプロジェクト・マネージャーと現地の海外事務所が実行している他、財務局の評価部が評価の実施や評価結果のフィードバック・プログラムを作成している。

出典：『主要援助国の無償援助』（1989）

D. 専門家等の援助要員

1. 技術協力要員養成・確保

a) 養成

(1) 養成機関

英国では開発教育に力が入られ、一般市民の南北問題への啓蒙に大きな役割を果たしている。サセックス大学の開発研究所に代表されるように、多くの大学に開発問題関連のコースが開設されており、大学院レベルの研究が進められている他、公務員、研究者、実務者を対象とする開発問題についての短期研究セミナーが開講されている。

このように英国では、100以上の大学や研究所が開発問題の研究や専門家の養成に携わっている。

なお以下に専門教育の内容と実施機関の例を示す。

専門分野別教育実施機関

分 野	内 容	大 学 名
農業全般	熱帯農業開発	レディング大学
	熱帯環境／農学（修士過程）	ニューカッスル大学
農業経済学	農業経済学	イスト・アングリア大学
漁業	養殖／漁業経営（修士過程）	スターリング大学
農業土木	灌漑エンジニアリング（修士過程）	シルソー大学
園芸	園芸／作物学	ロンドン大学
協同組合	協同組合教育／訓練(Diploma)	ローボロー工科大学
保健	公衆衛生（修士過程）	ダーンディ大学
	臨床熱帯医学（修士過程）	リバプール大学
都市計画	都市／地域計画（修士過程）	ヘリオット・ワット 大学
人口学	人口調査（修士過程）	エクセター大学
社会学／社会人類学	開発人類学	サセックス大学

出典：「主要先進国における援助要員の人材養成・確保に関する調査」（1989）
Associate Professional Officers Scheme (APOS), APPENDIX 3 を参照

(2) 養成システム

援助要員に関する研修プログラムには、次のものがある。

- ① 専門家やボランティアに対する派遣前研修(pre-departure training)
- ② ODAおよび大学で実施されている専門家養成のための研修

① 派遣前研修

ODAは技術協力員など専門家に対する派遣前研修を行っているが、対象はキャリアを確立している専門家なので、一週間のブリーフィングとオリエンテーションといった内容が国際ブリーフィング・センター(Center for International Briefing)で行われる程度である。

NGOでも同様な研修が行われているが、VSOの場合にはボランティアに対して派遣前研修と赴任後の現地研修(in-country training)が行われている。

② 人材養成のための研修

開発援助分野に携わる人材の養成においては、サセックス大学開発研究所が中心的な研修機関としての役割を果たしているほか、ODAがNGO人材確保の一環として、準専門家研修計画(Associate Professional Officers Scheme: APOS)を実施している。これは海外の開発プロジェクトに従事する若い専門家の養成と、海外からの広範なニーズに対応できる経験豊富な専門家の提供といった、いわば人材のプールを創り上げるための奨学制度である。

研修生の専門分野と必要性に応じて、英国内の30以上の大学・研究所でこの制度に基づく大学院レベルのアカデミック・トレーニングが実施され、更に海外での実地研修が実施される。

なお、養成の対象になる主要な専門職は次の通りである。

Agriculturalist、Agricultural Economist、Agricultural Engineer、Animal Health & Production Specialist、Co-operatives & Related Institutions Specialist、Fisheries Officer、Forester、Health Professional、Highway Engineer、Human Nutritionist、Physical Planner、Population Specialist、Social Development Specialist、Veterinary Medicine、Water & Irrigation Engineer

以上のほか英国で実施されている研修プログラムには以下のようなものがある。

(1)技術協力研修計画 (Technical Cooperation Training Programme:TCTP)

(2)英連邦奨学金及び研究員支給金計画(Commonwealth Scholarship and Fellowship Plan: CSFP)

(3)分担奨学金計画(Shared Scholarship Scheme)

(4)中英友好奨学金計画(Sino-British Friendship Scholarship Scheme)

(5)英国文化協会研究員支給金計画(British Council's Fellowships Programme)

(6)外務省奨学金資格授与計画(Foreign and Commonwealth Office Scholarships and Awards Scheme)

(7)海外研究生資格授与計画(Overseas Research Students Award Scheme)

(8)英領学資支援計画(Country/Territory Support Scheme)

(9)王立中国科学者支給金計画(Royal Fellowship Scheme for Chinese Scientists)

(10)英連邦ナッソー奨学金(Commonwealth Nassau Fellowships)

(11)南アフリカ英国人学生奨学金(British Under Graduate Fellowships for South Africa)

(12)難民学生世界大学援助事業(The World University Service Assistance for Refugee Students)

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」(1990)

Associate Professional Officers Scheme (APOS)

b) 確保

(1) 人材状況

ODAによって派遣される専門家は、雇用の形態によって以下のように分類される。

短期契約雇用

① ODAとの直接契約に基づく技術協力専門家(Technical Cooperation Officer)

-----契約期間中(2~3年)の身分は公務員

② 援助対象国任命専門家(Supplementary Officer)

-----ODAが給与を負担。

③ ODAとNGOとの契約に基づき派遣されるボランティア

長期契約雇用

① 専門家集団(Corps of Specialists)

-----主として、天然資源分野のエンジニア約80名で構成

② 「マンパワー・センター計画」に基づく大学・研究所所属の専門家

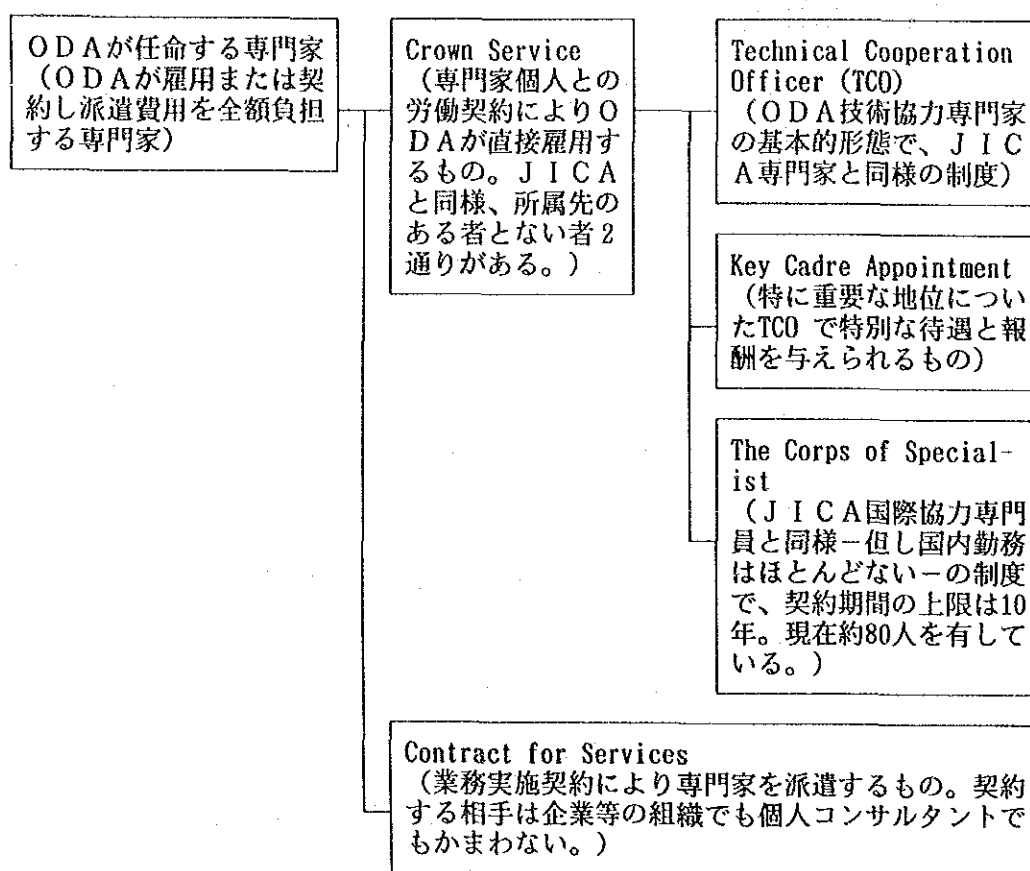
-----ODAがその専門知識・技能をman-month ベースで契約し、大学・研究機関における専門家の要請経費を負担する見返りに、援助に参加してもらうというもの。

英国では、サッチャー政権の登場後、小さな政府が強調され、援助事業にも民間の参加が多くなり、本来政府に責任のある援助要員・協力人材の養成が民間まかせになりつつある。この結果、専門家の派遣要請に応じて通常の労働市場から既存のエキスパートの供給を仰ぐこととなっている。また同様にサッチャー政権によって、民間企業と並ぶ主要な人材供給源である大学の予算が削減されたため、近年は大学側が従来ほど専門家派遣事業には積極的ではなく、所属先補填を求め出している。

ボランティアのVSOでは応募者も多く、量的には人材確保にさほどの問題はないが、質的には多くの課題が見られる。

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」(1990)

英国ODAにおける専門家の基本的形態は次の通りである。



出典：「JICA在外事務所報告」(1993. 6. 25)

1991/92年度のODAにおける専門家の実績

区 分	人 数	業務のタイプ
①長期・常勤的専門家 (The Corps of Specialists)	80	国際協力専門員と同様だが、勤務地は主に海外。契約期間は10年が上限。
②個別案件ベース 専門家等 a. 直接契約(Technical Cooperation Officer: TCO)	631 (58百万円)	現地での技術指導、プロジェクト・マネジメント。リーダーになる場合もある。
b. 現地採用	(注1)	
③コンサル派遣専門家 (Contract for Services)	638 (73百万円)	
④その他 給与一部補填 専門家 (注2)	532 (23百万円)	現地での技術指導及びプロジェクト要員としての役務提供。

注1：個々のプロジェクト毎なら各事業部において把握可能だが、ODAでは特に集計はしていない。

注2：途上国側が雇用した専門家に対し、ODAが一部経費を負担しているもの。

出典：「JICA在外事務所報告」(1993. 6. 25)

また、外部関係職員の活用状況等の概要は次の通り。

サイクル	担当主体 (機関名/ 本部・海外)	外部要員の関与 (有無、有の場合の関与機関等 概要)	外部要員の業務の概要/援助 機関職員の業務との関係等		
* 国別援助政策等 の企画・立案	本部および 海外事務所	なし	—		
個別案件発掘・ 形成	”	一部有 コンサル	プロ形調査への参加、レポ ートドラフトの作成 職員：指導・監督		
案 件 審 査	”	”	審査必要情報の収集・監査用 資料の作成 職員：審査レポートのとりまとめ		
協 力 決 定	”	—	—		
アグリーメント 等締結(含む 文書作成)	”	なし	—		
実施委託契約等 (含文書作成)	本 部	一部有 カウン・エージェンツ その他コンサル	資機材調達面での委託契約書 準備 職員：契約書案審査・締結		
プロジェクト等 実施	資金協力 (Capital Aid)	本 部	カウン・エージェンツ	ODAと対象プロジェクトの 間での支出手続き及び送金業 務の実施	
	技 術 協 力	専門家 派遣	”	一部有 コンサル	
		機 材 供 与	”	カウン・エージェンツ	プロジェクトサイトからの資 機材の仕様決定を受けての 購送業務
		研 修	”	アソシエイト・カウンシル その他大学等	研修員選考基準の決定、受入 プログラム作成、受入手続
	運 営 管 理	本部および 海外事務所	一部有 コンサル	一括委託された場合、技術移 転計画の作成、専門家リクル ート、資機材仕様の詰め等	
	そ の 他				
モニタリング	本部および 海外事務所	なし			
評 価	”	個別案件発掘	形成と同様		

注*：ODAの海外事務所は2百万ポンド以内の案件であれば自らの権限で案件決定ができ、所管地域について国別援助政策を立案する権限も与えられている。

出典：「JICA在外事務所報告」(1993, 6, 25)

(2) 確保システム

援助における派遣専門家の採用基準は以下の通りに分類される。

通常ODAが途上国から専門家の派遣要請を受けた場合：

- ①コンピュータ化された人材登録(Register of Available Personnel)を検索し、適任者を選び出す。
- ②新聞、業界紙などを通じた募集広告を出す。
- ③ODA技術顧問が国内の大学や研究所等の人脈を通じて候補者を見つけ出す。

技術協力員の場合：

ODAによる直接雇用となり、通常、技術顧問(professional advisers)が選定した候補者の中から任命され、多くは何度も派遣されている専門家である。

しかし、全ての専門家がODAとの直接契約に基づくものではなく、かなりの数の専門家は、コンサルティング企業、大学、その他の関連機関から来ている(コンサルティング企業による海外業務への参加は、通常競争入札によって行われる。)

NGOにおける人材の確保状況は組織毎にかなり相違が見られるが、独自の援助プロジェクトを持たず、基本的には資金援助機関であるOXFAMの場合は、できるだけ現地の人材や資源を活用するという方針から、英国のOXFAM本部(オックスフォード)から派遣する海外要員は極少数であり、また海外在住の英国人専門家の雇用も減少させている。このためOXFAMの海外事務所スタッフの80%以上が現地雇用となっている。またボランティア派遣事業を行うVSOでは、開発援助に関する広報活動、募金活動(fundraising)とともにボランティアのリクルートに関しても活発なキャンペーンを展開しており、募集活動は新聞への広告、大学での勧誘活動のみならず、ブリティッシュ・ペトロリアム社から寄贈されたバスによる全国各地への巡回広報活動も行われている。

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」(1990)

「主要先進国における援助要員の人材養成と確保に関する調査」(1989)

2. 専門家及び職員の安全対策及び福利厚生

a) 過去の被害状況

未調査。

b) 安全対策

安全対策の予算はないが、最寄りの大使館か在外公館にてアドバイスを受けることができる。英国の海外援助プログラムにより現地で作業する専門家の中で、TCO (Technical Cooperation Officer) は現地の英国政府の代表である Representative から住居の確保、引っ越し等の手伝いを受けることができる。Supplement Officer は関係するローカル政府の当局から援助を受けることができる。

英国の In-house adviser はプロジェクトで発生する技術的な問題に対処する体制であるし、PSE (Personal Services Executive) は契約や雇用状況に関する質問等に応じている。

出典：THE ODA GUIDE TO WORKING OVERSEAS FOR THE AID PROGRAMME

c) 保障制度

医療サービスは、援助対象国負担を原則とする。しかし援助対象国がこのようなサービスを行わない場合、または専門家の勤務場所に適当な医療サービス機関が存在しない場合は外交官がその地域で受けている医療サービスを利用することができる。緊急医療システムとしては、英国もしくは最寄りの医療施設のある国へ緊急輸送する体制をとっている。

保険制度では、専門家が海外において業務遂行中に災害をこうむった場合の特別の補償措置は講じられていない。公務員の公務死亡の場合は「公務員年金制度」に則って所定の寡婦年金その他遺族年金、年収相当額に25%上積みした一時金が支払われる。公的資金の利用はもともと専門家を制限付きの任用として永久雇用とは一線を画していることと、専門家が自ら公的年金加入者である場合、それを継続することが可能であることから、ODA は直接的には保険の責任を負わない事になっている。また、CA 派遣の専門家の業務中災害に関しては一定の限度額で支払われる保険にCA が加入している。

出典：「先進国技術協力実施状況調査報告書（英国）」（1988）

3. 第3国専門家等の活用状況

a) 特徴および活用システム

英国は専門家派遣を雇用対策の一環としてとらえているので、原則的には英国人に限定している。外国人スタッフの活用については、開発調査等に参加することが認められている。その場合の派遣方法、待遇等は全く英国人専門家と同等の取り扱いを行っている。

外国コンサルティング企業の活用については、特別な技術を要するような場合に下請けとして利用することはあるが、調査等では活用しておらず、今後もその予定はない。ただし、ローカル・コンサルタントの場合は、ローカルな知識がコンサルタント業務の成果をアップすることに役立つことから、調査等で活用されており、今後更に利用増加が予想されている。

援助対象国が雇用する専門家の給与等を英国が補助する制度には、次のものがある。これらは植民地時代に英国が送り込んでいた人員（専門能力）で、援助対象国が現在も必要としている場合に、援助対象国とのコスト・シェアリングでその雇用を維持しようという性格のものである。

①Overseas Service Aid Scheme (OSAS)

援助対象国の政府組織で雇用されている外国人専門家に対し、英国と当該援助対象国との間のOSAS協定により給与の一部及びその他必要経費をODAが負担する制度で、対象は英連邦諸国である。

②British Expatriates Supplementation Scheme (BESS)

OSASと同様の制度だが、BESSはOSASと異なり半官の公共組織または大学等の公共的性格の強い民間組織を対象とするもの。

③UK/Zimbabwe Manpower Scheme

英国とジンバブエのOSAS・BESSと同様の目的の制度。ただし、英国側の負担内容がOSAS・BESSとは異なる。

④Local Supplementation Scheme

特定国の特定プロジェクトを、援助対象国のイニシアティブを尊重しつつ資金的に支援するスキームで、その中で援助対象国が専門家を雇用した場合ODA専門家としてカウントする。

なお、ODA専門家の適格条件および活用実績は以下の通りである。

出典：「先進国技術協力実施状況調査報告書（英国）」（1988）

「先進国援助機関におけるコンサルタント契約実態調査（ヨーロッパ班）報告書」（1988）

「JICA在外事務所報告」（1994.1.7）

ODA 専門家の適格条件等と第三国専門家活用実績表

専門家の 基本分類	ODA 任命専門家		援助対象国任命専門家
	Crown Service	Contracts for services	
国籍等 適格条件	英国又はEC諸国国籍所有者あるいは英連邦諸国国籍所有者で、英国労働権及び永住権を有している者（但し、海外で雇用する場合、ODA の局長の許可を得て例外的に他国籍所有者の活用が可能）また業務遂行に十分な英語力を有している者。なおODA の基本法令には国籍条件が明記されている訳ではなく、上記の条件はODA の内部規程。	次の3条件を満たす者。 ①本国が英国または当該受益国に存在し、営業実績を有していること。 ②英国籍人又は当該受益国人により、企業経営が実質支配されていること。 ③契約に基づき従事するスタッフの大半が英国籍又は当該受益国人であること（92年11月の先進国コソボ契約調査結果）	Crown Service の場合と同様
基本的 契約関係	ODA と専門家個人との労働契約（本部雇用者は英国国内法、在外雇用者は現地国内法に基づく契約）	ODA と企業等との業務実施契約	相手国と専門家個人との労働契約で、英国と援助対象国との間の協定と相手国国内法に基づく。ODA からは専門家に対し、ODA が負担する給与等を明記したLetter of Intentが発給される。なお、雇用に関する実務はCrown Agent が相手国政府との契約に基づき代行する場合が多い。
報酬・対 価の設定 及び 支払方法	本部雇用者は英国公務員の給与体系に準じつつ、海外経験、専門の能力等を加味し決定する。手当の内容はJICA専門員とほぼ同じ。在外雇用専門家は現地基準に基づく。	当該業務に従事する要員の直接人件費と間接経費を契約地（ODA 本部か海外事務所か）の事情に応じ査定し、対価を決定。契約相手企業等に支払う。	報酬は英国で同様の業務についての場合の給与相当額を基準に設定され、それに子女教育手当、医療費等がODA 負担で加算される。
基本的特 権・免除	本部雇用者については第三国専門家も含めJICA専門家と同様。	JICA短期専門家に与えられるものと同様。	英国と援助対象国との間の協定に記載している特権・免除。
派遣期間 (4ヶ月が 長・短の 基準)	長期・短期ともあり得るが、長期の方が多。	長期もあり得るが、高コストであることと業務内容が特定化しにくいことから非常にまれ。	長期が大部分。

専門家の 基本分類	O D A 任命専門家		援助対象国任命専門家
	Crown Service	Contracts for services	
人数実績 (第三国 専門家)	91/92年度 631(0)人 ※なおこの数字には継続専門家を含む。また海外で雇用された専門家数は含まれない。 ※93年度は第三国専門家として2人を検討中。	91/92年度 638(調査中)人 ※同左。またこの数字には技術協力としてのF/S、施工管理も含む。	91/92年度 合計 532(2)人
リクルート実施部署と専門家の扱いの違い等	<p>O D A が任命する第三国の専門家の採用は、Crown Service の場合も Contract for Service の場合も O D A の本部で決定される。ただし、Crown Service の場合、極めて稀なケースとして海外事務所によって採用されることがある。この場合、雇用される専門家は現地在住者であり、労働契約は現地の国内法に基づいて行われる。また、報酬及び特権免除も英国からの派遣専門家の基準は適用されず、契約機関は4ヶ月以内となっている。なお、このようなケースによる雇用の実績数は不明である。</p> <p>Contract for Service による第三国専門家の雇用を海外事務所が決定することができる。ただし、独自の判断で契約できるのは1件25,000ポンド以内に限られる。なお、O D A 本部ではこのようなケースの実績の把握は困難である。</p> <p>現地プロジェクト・オフィスがCrown Service の第三国専門家を雇用することは認められないが、Contract for Services による雇用は可能である。ただし、本部への申請手続きが必要である。</p>		
備 考	<p>1. 専門家の国籍が英国以外に開放されたのはBC諸国に対し92年5月、英連邦諸国に対し92年7月。従って、91、92年度の第三国専門家の実績はない。</p> <p>2. 現在第三国専門家候補として検討されているのはカリブ諸国を対象とした農業プロジェクト外にフランス人1名とラ米における森林プロジェクト外にベトナム人1名。</p>	<p>1. 現在のところ契約企業は英国企業がほとんど。現地で契約する場合でも多くの国には英国企業の出先があり、そこと契約することが多いとの由。</p>	<p>1. 第三国専門家実績として計上している2人は、ソロモンにおける教育振興のためのLSSプロジェクトで雇用されたオーストラリア人教師。</p>

出典：「J I C A 在外事務所報告」(1994. 1. 7)

b) 実績

1991/92 年度ODA任命専門家のうち、クラウン・サービス（専門家個人との労働契約によりODAが直接雇用するもの）の第三国専門家の人数実績は631人、Contract for Services（業務実施契約により専門家を派遣するもの）は638人である（在外で雇用された専門家数は含まれない）。援助対象国任命専門家の実績は532人である（前頁の表を参照）。

出典：「JICA在外事務所報告」（1994. 1. 7）

E. 資金協力との連携

ODAでは、それぞれの援助対象国担当のプロジェクト・マネージャーが該当国の開発ニーズ、二国間関係を勘案して総合的に援助全体を調整しており、援助対象国の技術レベルなども考慮して援助効果が最大限引き出せるよう、案件の必要性に応じて資金協力と技術協力とを調整して供与している。

出典：『主要先進国の無償援助』（1989）

IV. 開発援助調査研究

A. 主要な研究機関

1. 研究機関概要

①The Natural Resources Institute (NRI)

1988-1990年に3つのODAの研究機関(The Tropical Products Institute, the Centre for Overseas Pest Research 及びthe Land Resources Development Centre)が1つになって設立されたものである。第1次産業の運営面において、調査、助言、コンサルティング等を、本部の各部やEC、世銀などの国際機関を対象に契約ベースで実施している。

②その他の機関

ODAから資金援助を受けながら、開発援助関係の研究、調査活動を行っている機関には、サセックス大学の開発研究所(Institute of Development Studies: IDS)とロンドンの海外開発研究所(Overseas Development Institute: ODI)がある。同様に約30の科学、技術分野の機関がODAの援助を受けており、その中にThe Agricultural Food Research Council Institute of Engineering Research (AFRC/IER)やThe Oxford Forestry Institute (OFI)等がある。現在100以上の大学や研究所が開発援助業務に携わる人材の養成・訓練と、援助政策や開発研究に従事している。

2. 研究内容

NRIの目的は、科学技術を駆使した天然資源の生産性と持続可能な開発の改善によって、開発途上国の貧困その他の状況を援助することである。

NRIのサービスは目的によって以下の主な分野に分かれている。

①土地、水資源のアセスメント

②統合的な害虫管理、穀物および動物の加工、保存・マーケティング分野の応用研究

③パイロット・ケースの開発プロジェクト

④開発プロジェクトの環境に及ぼす結果の調査

出典：「主要先進国における援助要員の確保に関する調査」(1990)

ODA Briefing 1

B. 援助機関と研究機関との関係

NRIはODAの研究機関であり、ODA本部の他、EC、世銀等の国際機関を対象に調査・助言・コンサルティング等を実施している。

英国では途上国に係る研究テーマを審査し、研究費(cash grant)を英国人研究者に与えている他、大学、研究機関、コンサルタント等への委託研究も実施している。サッチャー政権以後、政府による大学予算の削減が行われたため近年大学側は専門家派遣事業にあまり積極的ではないものの、依然として協力人材・援助要員の養成面で大きな役割を果たしている。ODA自体は短期の派遣前研修以外はフォーマルな研修制度を持たず、専門能力と経験をもつ既存の専門家を採用しているため、本来の意味での専門家の養成は外部に依存している。

途上国との共同研究も実施しているが、ODAが資金を全額負担することが多く、その場合には研究成果もODAに帰属する。

その他、世銀等国際機関と共同研究を実施することもある。

出典：「主要先進国における援助要員の人材養成・確保に関する調査」(1989)

V. 新しい援助課題と今後の展望

A. 地球的課題・新規課題への対応

①WID

ODAではWID対策として1988年に「ODAのWIDに対する政策に関する戦略」が出され、ODAの全案件にWIDの考え方を取り入れるという政策宣言が出された。ODAの政策は、経済・社会開発に対する女性の貢献の評価が取り入れられるべきという信念に基づいており、現在では、援助対象国との政策対話等の時にはWIDプロジェクトを優先することを強調している。ODAのプロジェクト等では、立案、設計、実施の全ての段階で途上国の女性の希望やニーズをコンサルティングによって把握し、適した方法でヘルス・ケアや教育の改善を図っている。

また、NGOとの関係においては、ODAはまた全国女性組織連盟（NAWO：National Alliance of Women's Organization）と連携しNGOのプロジェクトに女性の視点を入れるよう指導を行っている。

ODAの中にはWIDやジェンダーを取り扱う特別の部署はなく、3人の社会開発アドバイザー（social development advisor）が社会的側面の一つとしてWIDを担当し、必要に応じて助言するという形をとっている。ODA職員に対してはジェンダー研修を行っており、特に中間管理職、技術専門家および役員に対して研修があるのが注目されている。さらにODA職員や技術協力専門家に女性を含む割合が多くなるよう配慮している。

出典：『基金調査季報』（No. 76 1993）

Women in Development

②環境

ODAでは開発プロジェクトが環境に与える影響を評価しており、1989年には全職員向けの環境評価マニュアルを導入した。ODAのNatural Resources Divisionでは、環境や天然資源問題の政策や調査方法を監督しており、アドバイザーが環境政策の形成やプロジェクト・マネージャーの技術的アドバイスを与えている。また環境問題に関する政策、合意、他の諸活動も各種国際機関、NGOと共にやっている。

出典：*Action for the Environment*

③ Good Government

1992/93 年度にはこの分野に関連したプロジェクトに、£56 million (US\$ 98.87 million; IMF 1992 年平均交換レート(1£=US\$1.7655)により算出)以上が使われている。

英国は援助政策の基本として「良い政府(Good Government)」の考えを、全面に打ち出しており、具体的援助の実施に当たっては次の方針を明確にしている。

- a. 途上国指導者に対して、Good Governmentが利益にかなうことを説得する。
- b. 援助国間の政策協調を推進する。
- c. Good Government が達成されていない国に対する援助については、慎重に考慮し、極端な場合には停止するが、国毎に個別の状況を踏まえて対処し、画一的な判断は行わない、また停止の場合も人道援助は継続する。

出典：JICA在外事務所報告 *UK Overseas Aid*

『我が国の政府開発援助』（上巻）

④ 移行経済

英国は世銀主導の特別援助プログラムの中で、アフリカの低所得国に対して国際収支の援助を行っている。またインド、ガイアナ、バングラデシュに対する調整プログラム支援も行っている。

出典：JICA在外事務所報告 *UK Overseas Aid*

B. 現体制の問題点

未調査

C. 今後の対応

未調査

参考文献・資料リスト (英国)

1 / 2

文 献 名	発行年	著者・発行所
我が国の政府開発援助 (上巻)	1993	外務省経済協力局編 (財)国際協力推進協会発行
主要先進国の無償援助	1989	外務省経済協力局監修 (財)国際開発ジャーナル社発行
基金調査季報 No. 50	1985	海外経済協力基金
” No. 76	1993	
先進国援助機関におけるコンサルタント契約実態調査 (ヨーロッパ班) 報告書	1988	国際協力事業団調達部
先進国の類似機関・協力連携機関	1983	国際協力事業団企画部 技術者養成確保課
先進国援助機関・国際機関における開発調査実施方法に関する調査報告書	1987	国際協力事業団 国際協力総合研修所
主要援助国無償資金協力実施調査報告書	1988	外務省経済協力局 無償資金協力課
主要先進国における援助要員の確保に関する調査報告書	1990	(財)国際開発センター
先進国技術協力実施状況調査報告書 (英国)	1988	国際協力事業団
主要先進国における援助要員の人材養成・確保に関する調査	1989	(財)国際開発センター
J I C A 在外事務所報告 (1993. 6. 25付)	1993	J I C A
J I C A 在外事務所報告 (1993. 6. 30付)	1993	J I C A
J I C A 在外事務所報告 (1993. 7. 1 付)	1993	J I C A
J I C A 在外事務所報告 (1994. 1. 7 付)	1994	J I C A
J I C A 在外事務所報告 (1994. 9. 7 付)	1994	J I C A
<i>Discussion Paper 307</i>	1992	Institute of Development Study
<i>Development and Training Service 1993-94</i>		The British Council
<i>British Aid Statistic 1987/88-1991/92</i>	1992	ODA
<i>Foreign & Commonwealth Office including Overseas Development Administration, Departmental Report 1993</i>	1993	Foreign & Commonwealth Office
<i>British Overseas Aid Annual Review</i>	1992	ODA

参考文献・資料リスト (英国)

2 / 2

文 献 名	発行年	著者・発行所
<i>The British Council Annual Report and Accounts 1992/93</i>		The British Council
<i>Associated Professional Officers Scheme (APOS)</i>	1992	ODA
<i>ODA Briefing 1</i>	1994	ODA
<i>Woman in Development</i>	1992	ODA
<i>Action for the Environment</i>	1992	ODA
<i>DONOR PROFILES</i>	1990	UNDP
THE ODA GUIDE TO WORKING OVERSBAS FOR THE AID PROGRAMME		ODA
JICA 在外事務所報告 ・ <i>UK Overseas Aid</i>	1994	JICA
JICA 在外事務所報告 (1993. 9. 3 付)	1993	JICA
JICA 在外事務所報告 ・ <i>THE AID FRAMEWORK</i>		JICA
JICA 内部資料 ・ <i>Civil Service Yearbook</i>	1993	JICA
JICA 内部資料 ・ <i>Overseas Development Administration Manpower Statistics (1993)</i>		JICA

カナダ

先進国援助機関調査（カナダ）

I. 援助の目的と制度

A. 開発援助政策

1. 法的枠組

開発援助政策の法的枠組みとなる法律は存在せず、外務大臣が外交政策の一部として開発援助政策に係る責任を負うことになっている。開発援助を担当するカナダ国際開発庁（Canadian International Development Agency : C I D A）はOrder-in-council P. C. 1968-1760閣議決定により1968年9月に設立され、それまでE A I T C（External Aid Office of External Affairs and International Trade Canada）がもっていた機能と業務を引き継いだ。

開発援助に関する外務大臣とC I D Aの権限は、Department of External Affairs Act, Appropriation Act（各年）及びInternational Development（Financial Institutions）Assistance Act（1980）に記載されている。

出典：J I C A在外事務所報告*CANADA'S ODA SYSTEM*（1994, 3）

出典：*HANDBOOK 8 Guide to Bilateral Operational Policies and Procedures*

2. 目的と理念

カナダでは開発援助は開発途上国との協力関係を確立するための媒体と見られているが、伝統的に南北間のギャップを埋めるのがカナダの役割であるとの認識に基づき、主に英連邦及びフランス語圏の諸国との親善関係の増大のために有効な外交的手段としての機能を果たしてきた。1988年、カナダ政府は2000年までを展望した新援助戦略“Sharing Our Future”を発表したが、この中の“ODA憲章”で以下の基本原則が設定された。

基本原則

- ① 貧困対策最優先
- ② 自然環境と調和しつつ自助努力をする人々への支援
- ③ 援助プログラムの目的設定は開発優先順位による。さらに他の外交政策上の目標も考慮される。
- ④ カナダ国民と途上国の人々との連携を促進強化するためにパートナーシップが鍵となる。

出典：『主要先進国の無償援助』
『我が国の政府開発援助 上巻』（1993）
DONOR PROFILES (1990)

3. 援助の重点政策

“Sharing Our Future” で援助プログラムの優先項目として、以下の6項目が設定されている。

優先項目

- ① 貧困の緩和
- ② 構造調整
- ③ 開発援助における女性参加（W I D）
- ④ 開発における環境配慮
- ⑤ 食糧自給
- ⑥ エネルギー自給

また、“Sharing Our Future” において下記目標が設定されている。

- ・ ODA の対 GNP 比率を1995年までに0.6%とし、2000年に0.7%とする。
- ・ L L D C に対する ODA の対 GNP 比0.15%を維持する。
- ・ 国際的な人道援助に対する ODA 供与を ODA 全体の2%にする（1988年に目標達成）。
- ・ 全ての ODA を贈与にする。
- ・ ODA の配分をナショナル・イニシアティブ・プログラムを50%、パートナーシップ・プログラムを50%とする。

出典：『主要先進国の無償援助』（1992）
『主要援助国無償資金協力実施手続調査報告書』（1988）
『我が国の政府開発援助 上巻』（1993）

4. 援助対象国

“Sharing Our Future”によると、政治、経済、人権問題のため対象国を一時的に制限することはあるが、基本的にDACの規定により途上国として認定されている国には、カナダのODAの対象国となりうる。しかしながら、同時に同レポートは、カナダのODAは、①二国間援助の75%を30の国または地域に配分すること、②また、全体の65%が英連邦及びフランス語圏の開発途上国に向けられること、③地域別には、アフリカ45%、アジア39%、ラテンアメリカ16%の配分とすること、④全体の50%をアフリカ及びアジア、中南米のLDCに配分すること、としている。30の援助対象国または地域の決定を含めた二国間援助の戦略は、毎年閣議によって作成される非公開の5か年計画をもとに決められる。援助戦略の策定には以下の6項目が考慮される。

- ①援助対象国のニーズ
- ②援助を効果的に管理する能力
- ③人権問題の有無
- ④開発における人口問題の配慮
- ⑤経済社会政策あるいはその改善策
- ⑥カナダとの経済的、政治的な関係

1991～92年度の主要援助国は下記のとおりである。

		(百万US\$)	
1. バングラデッシュ	108.87	6. タンザニア	31.74
2. 中国	62.35	7. ベルー	30.78
3. ガーナ	38.68	8. モザンビーク	28.61
4. エジプト	34.92	9. フィリッピン	28.42
5. インドネシア	33.61	10. ジンバブエ	27.20

出典：ANNUAL AID REVIEW 1992

出典：『主要先進国の無償援助』（1989）

DONOR PROFILES (1990)

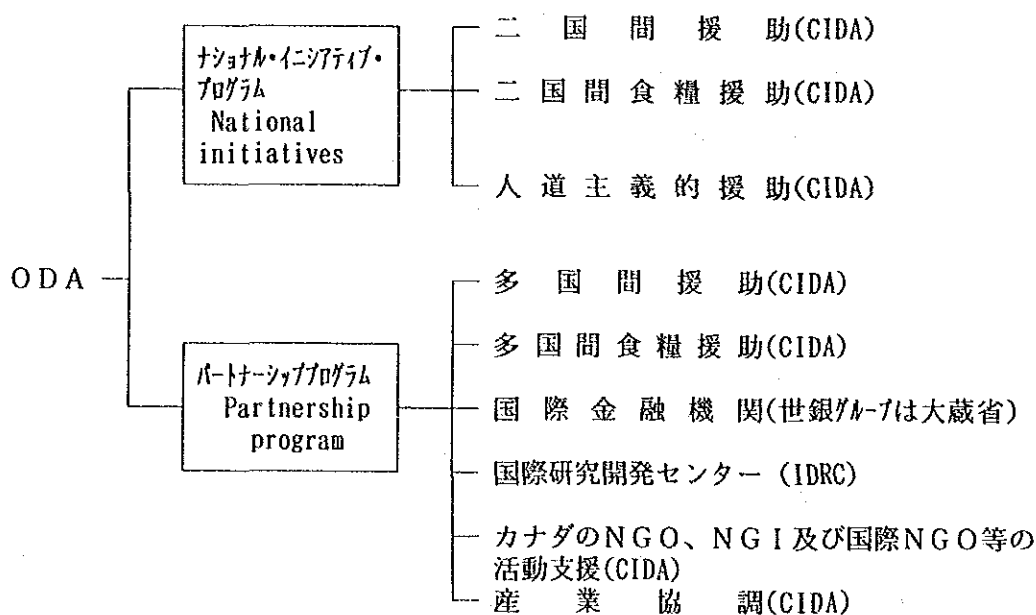
CIDA ANNUAL REPORT 1991-92

JICA在外事務所報告 CANADA'S ODA SYSTEM

B. 開発援助予算

1. 概要と特徴

カナダのODA予算は30億ドルに達するが、この予算はナショナル・イニシアティブ・プログラムとパートナーシップ・プログラムに分けて配分される。ナショナル・イニシアティブ・プログラムは、カナダ政府（CIDA）がイニシアティブをとって形成されたプロジェクトに対し援助するもので、二国間援助を中心とする。一方、パートナーシップ・プログラムはCIDA以外の機関（国際機関、NGO等）のイニシアティブによるプロジェクトに対し、カナダ政府（CIDA）が資金を提供することにより協調して援助を実施するものである。これらは下図のような構成となる。



カナダのODAにはこの他に外務省・対外関係省に割り当てられるものと、州政府がNGOやカナダ国際協力協議会の活動に割り当てられるものがある。

なお、カナダの予算制度は単年度主義で、未消化の予算の翌年度への繰越は認められないが、案件間または部局間の予算の調整は可能である。なお、個別の案件に關しては、5年程の長期のプロジェクトの実施も可能である。

カナダの予算決定プロセスは以下のようになっている。

- ①財政当局によるシーリングの提示
- ②CIDAによる援助対象国の国別援助方針の見直しと国別予算額の算出
- ③CIDA全体としての予算調整及び予算案の作成
- ④内閣財政委員会による予算案の検討と確認
- ⑤閣議承認
- ⑥国会承認

カナダの二国間援助における過去3年のセクター別配分は下記のとおりである。

セクター	1989-90	1990-91	1991-92
農業	16.1	15.8	15.9
人材開発	22.2	27.5	30.1
エネルギー	10.9	7.3	4.6
健康・人口問題	12.2	9.8	10.5
運輸・通信	5.9	4.9	5.7
産業	5.8	6.0	5.2
経済・財政援助	24.5	26.3	26.9
その他	2.4	2.4	1.1
合計	100.0%	100.0%	100.0%

出典：CIDA ANNUAL REPORT 1991-92

また、カナダのODA予算の推移は次表のとおりである。

	1992-93 * ¹		1993-94 * ²	
	百万カナダドル	百万US\$	百万カナダドル	百万US\$
Partnership Programme				
International Financial Institutions				
CIDA	229	189	161	122
Department of Finance	265	219	264	199
Voluntary Sector Support (CIDA)	260	215	235	177
International NGOs (CIDA)	23	19	21	16
Industrial Cooperation (CIDA)	75	62	72	54
IDRC	115	95	115	87
ICOD	13	11	-	-
ICHRDD (CIDA)	5	4	5	4
Multilateral Technical Cooperation (CIDA)	153	127	147	111
Multilateral Food Aid (CIDA)	151	125	140	106
<u>Grants and Contributions (Foreign Affairs)</u>	<u>46</u>	<u>38</u>	<u>54</u>	<u>41</u>
Sub-total (Partnership Program)	1,335	1,104	1,214	917
National Initiative Programme				
Bilateral Food Aid (CIDA)	191	158	166	125
Scholarships:				
CIDA	11	9	11	8
Foreign Affairs	11	9	10	8
PCIAC	-	-	-	-
International Humanitarian Assistance (CIDA)	67	55	78	59
Development Information (CIDA)	7	6	5	4
Geographic Programs (CIDA)	983	813	938	708
<u>Supply and Services Canada Service Fee</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
Sub-total (National Initiatives)	1,272	1,052	1,210	914
Administrative:				
CIDA	113	93	113	85
Foreign Affairs	73	60	55	42
Gross ODA	2,793	2,311	2,592	1,958
<u>less: Past Year's Loans Repayment</u>	<u>60</u>	<u>50</u>	<u>60</u>	<u>45</u>
Net ODA	2,733	2,261	2,532	1,912

出典: *CIDA Estimates 1993-94, 1992-93*

*1 IMF 1992 年平均交換レート(1US\$=1.2087カナダドル)を参考に算出。

*2 IMF 1993 年12月31日現在のレート(1US\$=1.324カナダドル)を参考に算出。

出典: 『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)

『主要先進国の無償援助』

JICA 在外事務所報告 *CANADA'S ODA SYSTEM*

2. 無償資金協力

カナダの援助は1986年以降、後述のEDCが行う輸出信用の一部がODAにカウントされるのを除き、全て無償となっており、グラント・エレメントは1991-92年度で98.7%に上昇した(1990-91年度は96.9%)。また、資金協力と技術協力を一体化して供与しており、予算上でも区別されていない。

出典：JICA在外事務所報告 *CANADA'S ODA SYSTEM*

3. 技術協力

DACに提出された資料によれば、カナダのODAの中で技術協力が占める比率は1991-92年度では、32.1%である。また、1992年の海外派遣専門家数は7,054名となっている。

1991-92年度の技術協力の地域別、セクター別の供与額は下表のとおりである。

	アフリカ		アメリカ		アジア	
	百万カナドル	百万US\$ *	百万カナドル	百万US\$ *	百万カナドル	百万US\$ *
社会サービスセクター						
教育	21.6	18.9	5.4	4.7	22.2	19.4
医療	13.3	11.6	1.7	1.5	2.5	2.2
上下水道	4.6	4.0	1.7	1.5	2.8	2.4
その他	51.4	44.9	16.3	14.2	51.7	45.1
公共サービスセクター						
エネルギー	15.5	13.5	7.6	6.7	15.3	13.4
運輸通信	11.0	9.6	3.2	2.8	4.8	4.2
その他	1.1	1.0	0.5	0.4	1.1	1.0
生産セクター						
農業	20.7	18.1	11.8	10.3	16.1	14.0
鉱工業・建設	8.3	7.3	6.3	5.5	7.8	7.8
その他・セクター	7.5	6.5	8.1	7.1	18.0	15.7
技術協力合計	155.0	135.3	62.6	54.7	142.3	124.2
二国間援助合計	523.7	457.1	198.2	173.0	377.7	329.6
技術協力の比率	29.5%		31.6%		37.7%	

	地域不特定		合 計	
	百万カナダドル	百万US\$ *	百万カナダドル	百万US\$ *
社会サービスセクター				
教育	80.9	70.6	130.1	113.6
医療	1.7	1.5	19.1	16.7
上下水道	0.1	0.1	9.2	8.0
その他	106.4	92.9	225.8	197.1
公共サービスセクター				
エネルギー	0.1	0.1	38.6	33.7
運輸通信	0.8	0.7	19.8	17.3
その他	—	—	2.7	2.4
生産セクター				
農業	1.0	0.9	49.5	43.2
鉱工業・建設	0.6	0.5	23.0	20.1
その他・セクター	2.7	2.4	36.3	31.7
技術協力合計	194.3	169.6	554.2	483.7
二国間援助合計	624.2	544.8	1,724.7	1,505.4
技術協力の比率	31.1%	—	32.1%	—

出典：Annual Aid Review 1992

* IMF 1991 年平均交換レート(1US\$=1.1457カナダドル) を参考に算出。

出典：JICA在外事務所報告 CANADA'S ODA SYSTEM

4. 借款

1986年以降、CIDAが行う援助は全て無償である。カナダの借款は、Export Development Corporation (EDC) が行う途上国向け輸出信用（一般的融資とコンセッションナルローンによって構成される）の内訳において、コンセッションナルローン部分が全体額の0.5%以下になる場合においてこれが有償のODAとしてカウントされる。これが唯一残された有償による資金援助で、1991-92年度では30.95百万USドル（ODA全体の1.3%に相当）が支出されている。

出典：JICA在外事務所報告 CANADA'S ODA SYSTEM

5. 多国間援助

カナダの国際機関を通じてのODAは協調プログラムに含まれる。1991~92年度のディスパース・ベースのカナダの多国間援助額は、国連その他の国際機関向けが451.62百万カナダドル、国際金融機関向けが613.72百万カナダドルとなっている。

国際機関及び国際金融機関を通じての援助額の推移は以下のようにになっている。

国際機関への支出

機関名	1990-91 *1		1991-92 *2	
	百万カナドル	百万US\$	百万カナドル	百万US\$
CIDA Funds:				
UNDP	66.5	57.0	64.5	56.3
UNICEF	18.8	16.1	17.4	15.2
UNFPA	13.2	11.3	13.4	11.7
UNHCR	8.4	7.2	8.5	7.4
IFAD	13.2	11.3	0.3	0.3
Commonwealth	19.1	16.3	21.3	18.6
Francophone	3.3	2.8	6.5	5.6
World Food Program	1,182.1	156.1	209.4	182.8
Other	49.3	42.2	57.0	49.8
Sub-total (CIDA)	3,373.6	320.2	398.3	347.7
Foreign Affairs and other Funds :				
WHO	8.3	7.1	9.0	7.8
FAO	3.5	3.0	4.1	3.6
UN	3.8	3.2	4.1	3.6
UNIDO	3.1	2.7	3.0	2.7
ACCT	7.1	6.1	7.1	6.2
Other	12.9	11.1	26.0	22.7
Sub-total (other)	38.7	33.2	53.3	46.5
Total Canada	3,412.3	353.4	451.6	394.2

出典 : CIDA Annual Report, 1991-91

国際金融機関への支出

機関名	1990-91*1		1991-92 *2	
	百万カナドル	百万US\$	百万カナドル	百万US\$
Department of Finance Funds:				
World Bank				
IDA	276.1	236.6	316.2	276.0
IFC	—	—	—	—
IBRD	18.2	15.6	19.2	16.8
IMF	25.8	22.1	37.7	32.9
Sub-total (Finance)	320.1	274.4	373.1	325.6
CIDA Funds:				
AfDB	129.1	110.6	114.8	100.2
AsDB	84.7	72.6	88.6	77.3
CDB	6.0	5.1	11.3	9.8
IDB	14.5	12.5	19.8	17.3
Other	5.5	4.7	6.3	5.5
Sub-total (CIDA)	239.8	205.5	240.7	210.1
Total Canada	559.8	479.8	613.7	535.7

出典 : CIDA Annual Report 1991-92

*1 IMF 1990年平均交換レート(1US\$=1,1668カナダドル)を参考に算出。

*2 IMF 1991年平均交換レート(1US\$=1,1457カナダドル)を参考に算出。

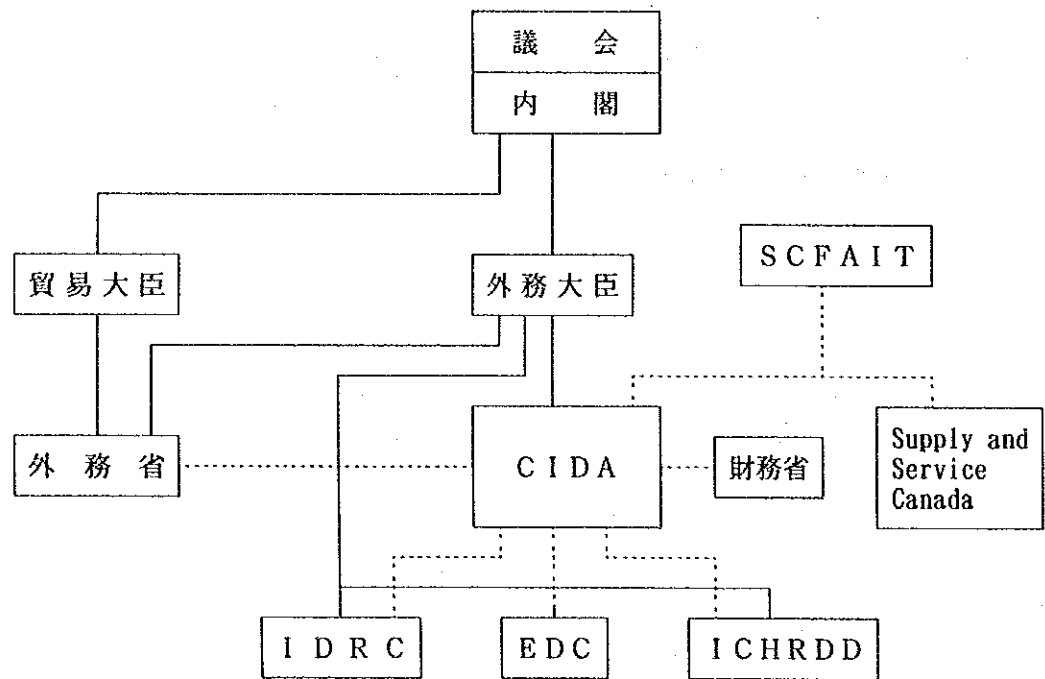
出典 : J I C A 在外事務所報告 CANADA'S ODA SYSTEM (1994)

C. 国レベル実施体制

1. 全体の機構

援助政策の立案及び実施はCIDA (Canadian International Development Agency) によって行われる。CIDAは従来、外務大臣から権限を委譲された対外関係国際開発大臣(Junior Minister) の指揮下にあったが、1993年6月の首相交代・組閣により外務大臣が直接CIDAを担当し、議会に対し責任をもつことになった。

下図はカナダの開発援助実施の体制 (政府系のみ) を示すものである。



IDRC : International Development Research Centre

ICHRDD : International Centre for Human Rights and Democratic Development

EDC : Export Development Corporation

SCFAIT : House of Commons Standing Committee in Foreign Affairs and International Trade

実線 : 責任関係

点線 : 協力関係

出典 : 「JICA在外事務所報告・CIDAに関する実態調査」

JICA在外事務所報告 *CANADA'S ODA SYSTEM*

2. 政策立案体制と実施機関の関係

援助予算の80～85%がC I D Aに計上され、残りが外務省、大蔵省、国際開発研究センター（I D R C）等に計上されるが、予算全体に関しC I D Aが議会に対する責任を負っている。二国間援助、多国間援助ともC I D Aが中心となり、他の省・機関と協議して政策立案、援助実施に当たっている。

なお、C I D Aの業務は、直接外務大臣が管轄するが、外務省とC I D Aの間の人事交流は活発に行われている。つまり、C I D Aのプロジェクト・マネージャー・グループ（P M）の職員が海外勤務する場合は、外務省に出向した上で大使館の援助担当官として外交官待遇で派遣される。また、外務省のキャリアー外交官がC I D A本部に出向し、C I D Aの企画・立案を担当することがある。

出典：『我が国の政府開発援助 上巻』（1993）

「J I C A在外事務所報告・C I D Aに関する実態調査」

3. 技術協力実施機関概略（複数）

a) 関連技術協力機関とその関連機構図

C-1 全体機構図参照

b) 機関別概要及びその役割

カナダにおけるCIDA以外のODA関連機関は下記のとおりである。

①外務省

②財務省

③ International Development Research Centre(IDRC)

開発途上国の科学的、技術的研究を支援する目的で、カナダ及び援助国の大学、研究機関、NGO等の資金援助を行う。1979年の設立。

④ Petro-Canada International Assistance Corporation(PCIAC)

1991年にCIDAに統合された。

⑤ International Centre for Ocean Development(ICOD)

海洋資源開発の目的で、カナダと途上国の協調を支援。1985年に設立されたが、政府は1992年にICOD所管のプロジェクトをCIDAに移管した。

⑥ International Centre for Human Rights and Democratic Development

人権の保護と民主化の促進のためにカナダと諸外国の協調を支援する目的で、1988年に設立された。

⑦州政府

出典：JICA在外事務所報告 *CANADA'S ODA SYSTEM*

II. 主要援助機関の概要と実施システム

A. 主要援助機関の概要

1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等

C I D Aは1968年9月に援助業務の拡大に対処するため、それまでの対外援助庁を改組して設立された。設立は議会による立法措置ではなく、Order-in-Council P. C. 1968-1760（閣議決定）によるものである。C I D AはFinancial Administration Act（F A A）により、省と同格とされている。

出典：J I C A在外事務所報告*CANADA'S ODA SYSTEM*

2. 所掌業務

C I D AはODAに関する業務を援助政策立案から実施まで一貫して行う。主要業務は下記のとおりである。

1) 政府主導援助に含まれるもの

- ・二国間・地域プログラム
- ・二国間食糧援助
- ・奨学金プログラム
- ・人道主義的援助
- ・カナダ国民に対する開発教育

2) 協調プログラムに含まれるもの

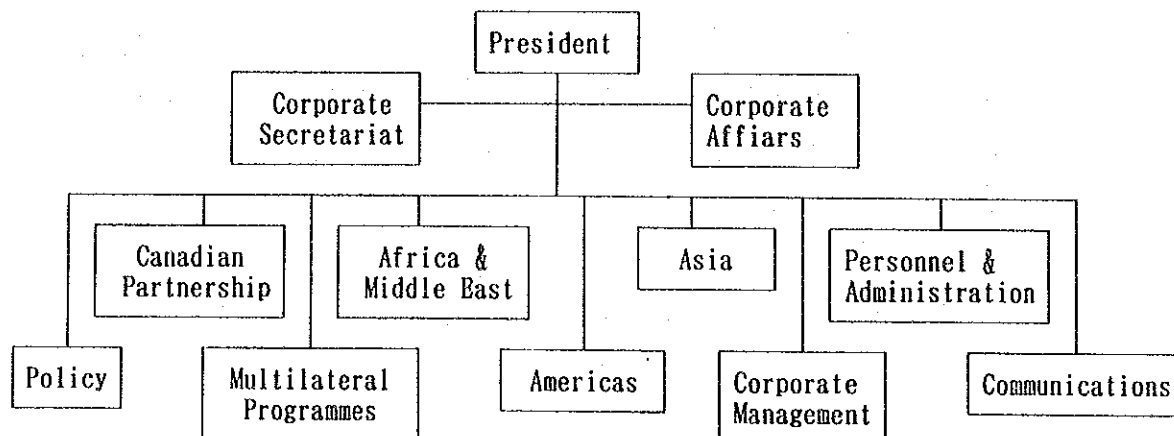
- ・国際金融機関への資金提携
- ・カナダのNGO、NGI及び国際NGO等ボランタリーセクターへの支援
- ・産業協調プログラム
- ・I C H R D Dへの資金提供
- ・国連機関、英連邦、フランス語圏諸国等との多国間技術協力
- ・世銀食糧計画（W F P）への多国間食糧援助

出典：J I C A在外事務所報告*CANADA'S ODA SYSTEM*

3. 機構

a) 本部

機構図



人員

1994年2月18日現在のCIDA本部の人員は下記のとおりである。

Branch	パーマネント・スタッフ	短期契約のスタッフ	Total
President	6	0	6
Corporate Affairs	15	2	17
Corporate Secretariat	2	0	2
Policy	63	13	76
Multilateral	44	6	50
Canadian Partnership	139	12	151
Americas	80	14	94
Africa & Middle East	178	15	193
Asia	108	10	118
Corporate Management	221	16	237
Personnel & Administration	105	12	117
Communications	27	11	38
CIDA Total	988	111	1099

出典: *Personnel Management Information System (CIDA)*

b) 海外事務所

CIDAの海外事務所はCIDA職員が外交官のステータスで大使館等の公館へ派遣される形をとっており、事務所としての法的ステータスはない。このような公館は下表のとおりであるが、CIDAが派遣している人員を地域別に見ると以下のようにになっている。

アフリカ及び中東	51
アジア	36
中南米	31
国際機関	4
合計	122 名

また、派遣されている122名の出身局別内訳は下記のとおりである。

Branch of Origin	No. of Staff
President	1
Corporate Affairs	0
Corporate Secretariat	3
Policy	3
Multilateral	9
Canadian Partnership	12
Americas	28
Africa & Middle East	35
Asia	24
Corporate Management	7
Personnel & Administration	0
Communications	0
CIDA Total	122

出典：Personnel Management Information System, CIDA
(1994)

海外ミッション所在地及び人員数

Algeria	1	Pretoria	1	India	4
Burkina-Faso	2	Tanzania	3	Indonesia	5
Cameroon	4	Tunisia	1	Malaysia	1
Cote d'Ivoire	3	Zaire	0	Nepal	1
Egypt	3	Zimbabwe	9	Pakistan	4
Ethiopia	3	Brasil	2	Philippines	3
Ghana	4	Barbados	7	Singapore	2
Guinea	2	Colomiba	2	Sri Lanka	2
Jordan	1	Costa Rica	6	Thailand	3
Kenya	4	Guatemala	1	Viet Nam	1
Mali	2	Guyana	2	FAO	1
Morocco	1	Haiti	3	U. N.	1
Mozambique	1	Jamaica	3	Geneve	1
Niger	2	Peru	3	OBCD	1
Rwanda	3	Bangladesh	5		
Senegal	4	China	6		

出典：JICA在外事務所報告 CANADA'S ODA SYSTEM

4. 方針、重点項目、実績

(I-A-4 参照)

CIDAはカナダの開発援助全体を担当しており、その援助政策は国の援助政策である"Sharing our Purute"に集約される。

B. 意思決定と実施システム

1. 意思決定システムと役割

a) 本部

従来、CIDAは海外事務所を持たず、職員を援助担当の外交官として大使館に派遣し、決定は全て本部が行うという中央集権体制を取っていたが、決定までに時間がかかりすぎる、現場の意向が反映されにくいといった批判に応え、1988年よりミッションの長に権限を委譲する方針を取ってきた。1990年末までに21ヶ国のカントリープログラムにおいて分権化が促進され実行面での効果が見られたが、カナダの経済情勢の変化によりコスト面の見直しが行われ、分権化のメリットを生かしつつ海外の人員を削減する方針が進められている。

b) 海外事務所

CIDA本部/海外事務所の決定権限はプロジェクト/プログラムの金額により決められており、現行の規定は下記チャートのとおりとなっている。

(単位：カナダドル)

Responsibility	Total Value of Project	Value of Cost Increases ¹	Canada Fund ²
Treasury Board (Ottawa)	over \$15 mil. (over US\$12.7 mil.)	over 20% of original value	over \$100,000 (over US\$84,459)
Minister of Foreign Affairs (Ottawa)	up to \$15 mil. (up to US\$12.7 mil.)	up to 20% of original value	up to \$100,000 (up to US\$84,459)
CIDA President, or Senior/Area Vice President (Ottawa)	up to \$5 mil. (up to US\$4.2 mil.)	20% of original value (up to a max. of \$55 mil.)	up to \$60,000 (up to US\$50,676)
Head of Decentralized Mission (Overseas)	up to \$5 mil. (up to US\$4.2 mil.)	20% of original value (up to a max. of \$3 mil.) ³	up to \$60,000 (up to US\$50,676)
Program Director (Ottawa) or Development Program Director(Overseas)	up to \$500,000 (up to US\$0.4 mil.)	20% of original value (up to a max. of \$500,000)	

注1： Original Valueが15百万カナダドル以上のプロジェクト/プログラム

2： 小規模援助

3： Original Valueが5～15百万カナダドルのプロジェクト/プログラム

() 内の数字はすべてIMF 1989年平均交換レート(1US\$=1.1840カナダドル)を参考に算出。

出典：「主要先進国における援助要員の人材養成・確保に関する調査」(1989)

JICA在外事務所報告 CANADA'S ODA SYSTEM

2. 外部機関との契約等

機材、サービスの調達には、援助対象国の調達管理能力が考慮される。援助対象国に調達を任せるケースは全体の1/3程度で残りはカナダ側が調達する。カナダ側による調達にはCIDA自らが行う場合と、コンサルタントまたはカナダ政府調達庁(Department of Supply Services)が行う場合とがある。

調達条件はLDCアンタイドでできるだけ援助対象国の物資が購入されるよう奨励している。ディスバースメントは出来高払いでCIDAが支払を担当している。

なお、有償で技術協力が行われることはない。

出典：『主要先進国の無償援助』(1989)

「主要援助国無償資金協力実施手続調査報告書」(1988)

C. 関係機関との連携

1. 関連機関との関係

カナダでは資金協力と技術協力が一体化されており、技術協力は援助全体の枠組みの中で実施される。従って、CIDAが案件の立案から実施までの責任を持つ。CIDAには日本国際協力センター(JICE)、日本国際協力システム(JICS)のような関係法人はない。

CIDAの関係法人ではないが、以下の機関が伝統的にCIDAと緊密な連絡を保ちながら活動している。

- International Development Research Center (IDRC)
- International Centre for Human Rights and Democratic Development (ICHRDD)

2. NGOとの連携

a) 協力関係にあるNGOの種類

カナダは歴史的に見てNGOの活動が活発で、ODAの実施にも早くからNGOが参加しており、他のOECD/DACの加盟国と比べても、より積極的である。92年度でCIDAより直接的、間接的に資金援助を受けたNGOは約300団体あり、100ヶ国以上の国で1,000名以上のボランティアが活躍している。

カナダの約130の主要NGOが組織する団体に、Canadian Council for International Cooperationがあるが、この傘下の最大のNGOはCanadian University Service Overseas(CUSO)で、30ヶ国以上の途上国に900名以上のボランティアを派遣している。

NGOのプロジェクトのうち、約半分が教会系のNGOによるものだが、代表的な教会系のNGOとしてCanadian Catholic Organization for Development and Peace(CCODP)がある。また、CIDAはNGO以外の大学、研究機関、職業団体等のNGIへの支援を行っている。

b) 当該援助機関との関係

カナダのODAは政府主導援助と協調プログラムに二分されるが、協調プログラムの中で重要な役割を果たすのが、NGO、NGIを経由しての援助で、CIDAは政府間ベースでは手の届かない分野への援助を実施する目的で、カナダのNGO、NGIはもとより、国際的なNGOを積極的に活用している。

最近のNGO、NGIを通じた援助額は次表のとおりである。

NGO、NGIを通じた援助額

	1990-91 * ¹		1991-92 * ²	
	百万カナダドル	百万US\$	百万カナダドル	百万US\$
I. カナダ籍NGO、NGIへの援助				
A. 食糧援助 (NGO)	23.40	20.05	23.49	20.50
B. NGI	109.65	93.97	126.11	110.07
C. NGO	141.69	121.43	137.85	120.32
小計 CIDA予算分	274.74	235.46	287.45	250.90
D. 地方自治体からのNGI、 NGO支援	33.19	28.45	35.45	30.94
合計	307.93	263.91	322.90	281.84
II. 国際的NGOへの援助	26.17	22.43	33.03	28.83
総計	334.10	286.34	355.93	310.67

出典：CIDA ANNUAL REPORT 1991-92

*1 IMF 1990年平均交換レート(1US\$=1.1668カナダドル)を参考に算出。

*2 IMF 1991年平均交換レート(1US\$=1.1457カナダドル)を参考に算出。

CIDAとNGO、NGIとの関係はNGO/NGIがプロジェクト、プログラムの計画から実績まで責任をもって行い、CIDAは資金的な支援を行うという形をとっている。CIDAの資金的な援助の75%が保健問題、地域コミュニティ開発関連のプロジェクトに向けられているが、CIDAが支援するプロジェクトの選定に当たっては、これらのプロジェクトが優先され、その実施組織の選定審査には実施能力と管理能力が重視される。

出典：『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)

DONOR PROFILES (1990)

CIDA ANNUAL REPORT (1990-91)(1991-92)

『主要先進国の無償援助』(1989)

「セクター別援助指針策定のための基礎調査(参加型開発)」(1993)

3. 地方自治体との関係

C I D Aはカナダの地方自治体連合 (Federation of Canadian Municipalities: FCM) の国際プログラムを通じて、地方自治体の国際援助活動を支援している。これはカナダ国民に対する開発援助の思想を啓蒙し、カナダ国民と途上国の人々のパートナーシップを促進するのに役立っている。

C I D Aによる地方自治体への援助はマッチング方式が取られており、これはコミュニティ・グループ (N G O) が集めた資金と同額の資金を地方自治体が提供し、両方を併せた金額と同額のことをC I D Aが拠出するものである。これによりN G Oは、自ら集めた資金の4倍の資金で援助が実施できることになる。

出典：「セクター別援助指針策定のための基礎調査」 (1993)

4. 外国機関、国際機関との連携

C I D AのMultilateral Technical Cooperation Division(MTC)が中心になって国際機関が実施するプロジェクト、プログラムのための資金、国際会議の費用等の拠出を行っており、カナダの1991-92年度の国際機関に対する支出は451.62百万カナダドルとなっている。

また、カナダは単に国際機関に資金を拠出するだけでなく、理事会、特別委員会に参加し、持続可能な開発、W I D、貧困撲滅等の問題を優先的に取り上げるよう、国際機関に対し影響力を行使している。特に環境問題に関しては、世界銀行におけるこの問題のプライオリティづけにおいてカナダが大きく貢献した。

出典：C I D A ANNUAL REPORT 1990-91

III. 主要援助機関における技術協力

A. 技術協力実績

1. 学生および研修員の教育・訓練

カナダのODAプログラムによる学生及び研修生の数は年々増加しており、それに伴い支出も増加している。

	学生・研修員数		支出額	
		カナダドル	カナダドル	US\$
1990	15,572名	88,535,850	カナダドル	76.20 million * ¹
1991	21,256	88,914,328		77.61 million * ²
1992	22,494	N. A.		

*1 IMF 1990年平均交換レート(1US\$=1.1668カナダドル)を参考に算出

*2 IMF 1991年平均交換レート(1US\$=1.1457カナダドル)を参考に算出

支出の内訳はカナダにおける学生・研修員に対するものが82%、相手国、第三国におけるものがそれぞれ8%、10%となっている。

1992年度の22,494名に占める学生の比率が20%、残りの80%が短期の研修員であるが、これは5年前とは全く逆の比率になる。学生の就学先は83%がカナダ、本国が7%、第三国が10%だが、研修員は逆にカナダでの研修が18%で、本国での研修が73%を占め、第三国は9%となっている。

なお、学生のうち大学院生以上は1990年で66%、1991年82%、1992年は71%を占めている。

出典：JICA在外事務所報告 *CANADA'S ODA SYSTEM*

2. 専門家派遣

1992年にODAプログラムにより海外での技術協力に従事するカナダ人の専門家は7,054人に達したが、これらは殆ど全員カナダの民間会社、大学、NGO等と契約し、派遣したものである。女性の参加及び短期契約による専門家の比率が伸びていることが注目される。

	1990	1991	1992
短期契約	3,486(58%)	4,026(63%)	4,868(69%)
長期契約	2,508	2,400	2,186
専門家合計	5,994	6,426	7,054
うち女性	1,612	1,684	1,718

出典：JICA在外事務所報告 *CANADA'S ODA SYSTEM*

B. 技術協力サイクル（プロジェクトサイクル）

C I D Aの二国間援助のプロジェクトサイクルは、案件の発掘、計画策定、認可、実施、評価の5段階に区別される。プロジェクトは一貫してProject Team Leader（P T L）によって管理されるが、P T LはC I D A本部のCountry Program Director（C P D）または、分権化された海外事務所のCanadian Development Program Director（C D P D）の監督下におかれる。

1. 入 口

① 案件の発掘

この段階で案件を取り上げるかどうかを検討される。要請は援助対象国政府によってなされるか、C I D Aの地域局のアイデアによる。案件がC I D Aのカントリープログラム、およびカナダの援助政策（持続性、W I D等）に合致したものであれば、C P DまたはC D P Dによりプロジェクト・チーム・リーダー（Project Team Leader: P T L）が指名され、さらに各部(Branch)から当該案件の主要分野のスペシャリストであるPrincipal Resource Officer（P R O）とともに必要な専門家を選び、Project Teamを編成する。

C I D Aのスタッフまたはコンサルタントによるプレ・フィージビリティ・スタディを実施し、プロジェクトの目的、目標、費用等を確認し、Logical Framework Analysisの案が作成される。プロジェクトが5百万カナダドルまでの場合はプロジェクト発掘メモランダム（Project Identification Memorandum: P I M）が作成される。この結果、5百万カナダドル未満のプロジェクトの場合は、C I D Aの地域局の担当副総裁の決定、またそれ以上の場合は、Project Review Committee（P R C）の決定により次の段階に進められる。

② 計画策定

P I Mの承認について、プロジェクト/プログラムのフィージビリティに対する詳細な評価が実施される。これには、対費用効果およびターゲットグループの確認、ジェンダー・環境への影響の評価も含まれる。プロジェクトが選定された場合、プロジェクトの実行計画（Plan of Operation）が準備される。これには、プロジェクトの主要活動項目とそれに対するWork Breakdown Structure（W B S）が含まれる。W B Sには管理体制、参加者の役割と責任、必要な資金が明記される。P T Lがこれらのアプレイザル・プロセスを担当する。

通常、プロジェクトのフィージビリティと計画の策定の技術的な部分には、コンサルタントが起用されるが、それ以外の部分、例えば管理方針、契約・調達計画、モニタリング・コントロール計画等はC I D Aのプロジェクトチームが担当し、両者の作業によりManagement Plan が作成される。

③ プロジェクトの承認

プロジェクト・チームによりプロジェクト許可メモランダム (Project Approval Memorandum : P A M) とMemorandum of Understanding (M O U) が用意される。P A Mは承認権限者に対するプロジェクトの基本的な情報を提供するものであり、一旦承認されれば、プロジェクトの資金の割当を証明する書類となる。P A Mの内容はManagement Plan に記載された内容に基づいたものでなくてはならない。P A Mの承認者はII - B - 1のチャートに基づく。M O UはP T LがプロジェクトチームとC I D AのLegal Service の助言を得て作成する。M O Uはカナダと援助対象国双方の代表により調印される。

2. 実施

④ プロジェクトの実施

実施に当たって、C I D Aが最初に行う重要な仕事は、実施代行機関（以下「代行機関」）の選定である。これにはP T L（契約交渉）、P R O、Consultant Selection Committee（プロポーザルの公募と評価）、C P D、C D P DまたはC I D Aの副総裁（契約承認）が関与する。選ばれた代行機関（Executing Agency : E A）はプロジェクトの実施に入るが、契約後3ヶ月以内に着手報告書（インセプション・レポート）及び定期的に定められたプロジェクト・レポートを提出しなければならない。C I D Aはこれらのレポートに基づき、プロジェクトの進捗状況を知り、必要に応じて、アクションを起こすことができるが、P T Lは管理計画（Management Plan）にそってモニタリングとコントロールを監督しなければならない。モニタリングにコンサルタントを利用する場合、P T Lはモニタリング・レポートを分析する。また、P T Lはプロジェクトの財務面の管理も行う。

3. 出口

⑤ 評価／プロジェクトの終了

プロジェクトの終了段階で重要なのは、そのプロジェクトにより得られた教訓が記録され、分析された上で正しくプロジェクトが終了したことを確認することである。通常プロジェクト終了後の評価は、CIDAが契約を結んだコンサルタントが行う。コンサルタントは現地調査を実施の上、プロジェクトの達成後の評価、プロジェクトから得られた実施・政策面における教訓、将来のための提案を含む詳細なレポート作成する。PTLはこのレポートと提案を分析し、必要に応じてフォローアップアクションを取る。最後にPTLは全ての契約、協定が終了したことを確認し、資金を精算し、プロジェクト終了報告書を作成する。

出典：JICA在外事務所報告 *CANADA'S ODA SYSTEM*

C. プロジェクト等の運営管理手法

CIDAはプロジェクト管理を各段階で向上、促進するために、運営管理手法としてProject Management by Activity (PMB A) を使用している。この手法の基本的な原理は、プロジェクトを結果重視のワークパッケージと捉え、プロジェクトの確認、コスト、スケジュール、組織、実施、モニタリング・コントロールを把握することによって、プロジェクトの管理ができるというものである。これらの項目が完全に行われることによってのみ、プロジェクト全体の目的が達成されるということになる。この意味でWBS (Working Breakdown Structure) がPMB Aの目安とされる。

PMB Aによるアプローチにより、プロジェクトチームはプロジェクトの実施は代行機関に任せ、マクロレベルでのプロジェクト管理に専念することができる。

代行機関が作成する3種類の詳細なレポート（インセプション・レポート、プロジェクト進捗状況と財務状況に関する四半期ごとの報告、年間報告）により、CIDAは代行機関によるプロジェクトの進捗状況を評価し、必要に応じ、適切な手段を講ずることができる。

出典：JICA在外事務所報告 *CANADA'S ODA SYSTEM*

D. 専門家等の援助要員

1. 技術協力要員養成・確保

a) 養成

C I D A は、職員や専門家は採用または契約前にすでに十分な専門技術を会得しているという前提で、C I D A 内部に下記のような一般的な研修コースを設けている。また、海外派遣にあたっては、C I D A 職員ならびに外部の代行機関の職員は下記 Briefing Center での研修を受けるよう義務づけている。以下は C I D A による研修コースの概要である。

・ Personnel and Training Department (C I D A)

C I D A の人事研修部が、C I D A の職員に対し、次のようないくつかの研修コースを用意している。

- － 持続可能な開発等の問題提起
- － 人的資源、金融等の経営・管理上の問題
- － マクロ経済、ジェンダー、人口問題等

・ The Briefing Center

本センターはパートナーシップ局内に設置されており、専門家、職員の海外派遣のための研修プログラムを提供している。また、C I D A の職員や途上国からの研修員のための研修も行っている。費用は全てセンターが負担。現在 4 人のマネージャーがアジア、英語系アフリカ、フランス語系アフリカ、中南米 4 つの地域をそれぞれ担当して、担当地域に関する派遣前／後、全ての研修の管理を実施。

- － 出発前の研修
- － 赴任地での研修
- － 帰国後の研修

b) 確保

(1) 人材状況

従来、C I D A が援助プロジェクトのための専門家を直接契約していたのが、現在では派遣専門家の 90% が外部の代行機関との契約によるものとなっている。

(2) 確保システム

代行機関はプロジェクトの実施に当たり、C I D Aと契約または協定による特別な条件がない限り、自らの責任で既存の要員または外部から要員を確保して、派遣手続きをしなければならない。C I D Aはこのような場合に、海外派遣要員は必ずカナダ人とするよう厳格に規定していたが、最近は特別なケースとしてカナダ人の適当な候補者がなく、カナダ人以外の専門家で目的が達成できると認められた場合に限り、カナダ人以外の専門家と契約できるとしている。

なお、C I D Aは代行機関が専門家を選定・契約を効果的に行うためのマニュアルを用意している。

出典：J I C A在外事務所報告 *CANADA'S ODA SYSTEM*

2. 専門家及び職員の安全対策及び福利厚生

a) 過去の被害状況

過去に大きな被害はなく、C I D Aにはこの種の記録はない。

b) 安全対策

代行機関は専門家を海外に派遣するに際し、緊急事態における在外公館の役割、緊急避難を含めた対策に関する十分な知識を与えると同時に、在外公館に対してはプロジェクトと要員に関する情報を提供しなければならない。また、専門家は現地に到着次第、最寄りのカナダの在外公館またはオーストラリア、アメリカ、イギリス、フランスの在外公館に登録しなければならない。C I D Aは代行機関に対し、専門家に自宅や他のカナダ人との連絡ができるような無線機の携帯を含めた安全対策を行わせるよう指導している。

c) 保障制度

C I D Aは、専門家等の海外勤務中または海外勤務に起因する死亡、疾患、傷害等の責任を負わないが、一定条件の保険の付保を義務づけ、その保険料の50%を負担する。専門家には、帰国休暇、海外勤務手当等のベネフィットが与えられる。

出典：J I C A在外事務所報告 *CANADA'S ODA SYSTEM*

3. 第3国専門家等の活用状況

a) 特徴および活用システム

従来から、C I D Aは原則としてカナダ人優先主義をとっている。しかしながら、第三国における人材開発の発展とともに、現在は特例としてカナダ人専門家では対応できない協力分野への対応において、また、語学力、適正技術の開発、途上国間協力への支援、費用効果等の理由から第三国専門家を活用する場合もある。第三国専門家はD A C国籍専門家と途上国国籍専門家の両方を含む。

C I D Aは、殆どの場合、直接第三国専門家と契約関係を持たず、第三国専門家活用の殆どは、代行機関を通して行われている。契約関係、報酬、対価の設定方法、支払方法と身分保障のあり方は、その代行機関等との個人交渉によって決められている。

b) 実績

1993年の調査によると、第三国専門家は340人で、カナダ人専門家送風の約6%にあたる。そのうち、途上国国籍専門家は約76%、D A C国籍専門家は約24%をしめる。

出典：J I C A在外事務所報告 *CANADA'S ODA SYSTEM*

IV. 開発援助調査研究

A. 主要な研究機関（複数）

1. 研究機関概要

International Development Research Centre

250 Albert St.

PO Box 8500

Ottawa, Canada, K1G 3H9

Staff: approx. 440(340 Canada; 100 Overseas)

Budget: \$115 million

The North-South Institute

55 Murray St., Suite 200

Ottawa, Canada, K1N 5M3

Staff:20

Budget: \$2 million

International Institute for Sustainable Development

161 Portage Ave., 6th Floor

Winnipeg, Canada, R3B 0Y4

Staff:38

Budget:\$5 million

2. 研究内容

International Development Research Centre (IDRC)

IDRCはカナダおよび途上国の大学、研究機関、政府、NGO等による科学、技術調査・研究に資金を提供することにより、開発途上国の発展に寄与することを目的として1970年に設立された。その活動資金にはODA予算が当てられる。

North-South Institute (NSI)

NSIは、カナダでは唯一の国際開発研究専門の研究所で、非営利、政治的中立の独立機関である。この研究所はカナダと開発途上国の外交問題を幅広く研究しているが、特に人権問題と民主的な政府、国際金融とODA、貿易、女性解放を主なテーマとしており、その研究成果は政策担当者を含め広範囲な影響力を持っている。

International Institute for Sustainable Development (IISD)

IISDは非営利の研究機関で”環境保全の可能な経済発展”のコンセプトによる調査研究を目的として1990年に設立された。

B. 援助機関と研究機関との関係

CIDAは前述の機関、密接な協調関係を保ち、資金援助も行っている。

IDRC — IDRCのBoard of GovernorsにCIDAも参加しており、ジョイントプロジェクトも含めた協力関係を保っている。

NSI — 活動資金の約半分をCIDAが提供している。

IISD — CIDAが予算の100万カナダドルを負担し、Boardに代表を送っている。

出典：JICA在外事務所報告 *CANADA'S ODA SYSTEM*

V. 新しい援助課題と今後の展望

A. 地球的課題・新規課題への対応

W I D

カナダは先進国の中でも早くから積極的に援助プロジェクトにおけるW I Dの配慮を行ってきた。1977年にC I D Aにより「開発に女性を統合することについての政策」が発表されたのに始まり、1984年には行動計画が策定され、1988年の"Sharing Our Future"においても、W I Dが援助プログラム策定に当たって考慮すべき重点項目の一つとされている。これらの政策により、1990年までは順調に進展したが、それ以降責任体制、モニタリングシステムの確立が不十分である等の理由により、見直しを図ることとなった。そのため、C I D AのW I Dプログラムを改善するための評価が行われ、W I Dに対し十分な資金を割り当てること、W I Dを優先的に取り上げること、C I D Aと協力機関のスタッフのW I Dスキルを向上させること、人事部のプログラムにおけるW I Dを強化すること、責任対策を改善すること、W I Dの組織を改善すること、以上6項目の提案がなされた。

1993年5月、それまでのW I D Directorateが廃止され、このDirectorateに所属していた専門家が、Asia, Africa, Americas, Canadian Partnership, およびPolicyの各局に配置されるという現行の体制に変更された。また、Policy局のSenior W I D Policy Advisor がC I D AにおけるW I Dの責任者となり、W I D政策におけるリーダーシップを取ることとなった。

環境

C I D Aは1992年「C I D Aの環境保全政策」を発表した。C I D Aの各局はこの政策を実施するための詳細な戦略を策定している。環境評価はカナダのO D Aにとって重要な問題であり、現在この問題に関する多くの提案を行うとともに、1994年に発効するCanadian Environmental Assessment Act(CEAA)に備え、O D Aプロジェクトの環境評価に関する特別規定を策定する作業を行っている。

「C I D Aの環境保全政策」はC I D A自身が責任を持ってプロジェクトの計画段階で環境問題の配慮を行い、経済開発と環境保護の連携を図ろうとするものである。1992-93年度でC I D Aの環境分野の専門家数は影響評価、計画・政策関連も含めて20名となっている。また、各計画担当局のスタッフもプロジェクト等を計画、実施する際に、環境問題を配慮するよう指導している。

Good Governance

1992年9月、C I D Aは政策局の中にGood Governance と人権問題を担当する新しい部を創設した。この新しい部の担当業務は、開発途上国、他の先進諸国、カナダのNGO、NGI、民間セクター等との協議を通じてGood Governance、人権尊重、民主化を促進するために、どのように政策を改訂、実施すべきかを見い出すことにある。新しい部では、これらの分野でC I D Aのプロジェクトの計画、実施能力を高めるため、次の方策がとられている。

- C I D Aの各種のワーキング・グループに参加する。
- 関連の研修コースにC I D Aの政策とその実施の基本的枠組みを示唆する。
- これら分野でのC I D Aの具体的援助実施方法を開発する。
- Good Governance に関する専門技術を提供する。

構造調整と自由化

過去数年C I D Aは開発途上国の経済改革を支援するため二国間援助の整備を行い、次の三つのテーマの下に援助が実施されるようにしている。

- 国際収支改善の支援
- 構造調整のマイナス効果である貧困の緩和
- 経済改革に関する政策・計画に対する協力

経済改革の柱となるメカニズムは食糧援助で主にアフリカ、中南米向けに実施されている。さらに、CIDAのスタッフが世銀やIMFとコンタクトを持つことにより、CIDAの援助が国際的な構造調整支援と協調できるよう努力している。また、CIDAのプログラムマネージャーは常にプロジェクトが援助対象国の優先投資分野に含まれるものであるかどうかを確認し、もしそうでなければCIDAの判断で不適格なプロジェクトと見なして、実施しないこととしている。

AIDS

CIDAは、1990年にAIDSに関する政策を採択し、開発途上国の政府機関や非政府機関のAIDSコントロールを支援し、WHOのAIDSプログラムに財政的支援を行うこととした。CIDAの方針は開発途上国でのHIVウィルスの蔓延を防ぐために活動している国内外の機関を支援することである。一方、1992-93年の間にAIDSにより持続可能な開発の達成の障害に直面している国でも、AIDS対策はそれぞれの国家政策の枠組みに取り入れられている。

出典：JICA在外事務所報告 *CANADA'S ODA SYSTEM*

B. 現体制の問題点

1991年、CIDAはコンサルタント会社と契約して、以下の経営レビューを行った。

- 過去25年のCIDAの開発活動のレビュー
- 1990年代の挑戦に必要なCIDAの能力の評価
- CIDAの経営施策、経営哲学改善のための提案

その結果、CIDAは1990年代の挑戦に必要な能力基盤を失っており、何らかの修正が必要との結論が出された。レビュー結果の要点は下記のとおりである。

①理論的にC I D Aの本来の目的は貧困の撲滅と自主自立の促進である。しかし、現実には、C I D Aは明らかに他の商業的・政治的目的の推進も余儀無くされており、これらがしばしば本来の目的との摩擦を起こしている。

②C I D Aの援助範囲が広がりすぎて、戦略的な焦点が不明確になっている。さらに、各援助対象国においては、カナダの援助額が小さいことからその影響力が限られてくる。従って、C I D Aは、より大きな開発効果が得られる国と分野に的を絞った、より選別的な方針を採る必要がある。にもかかわらず、C I D Aは伝統的なインフラ・プロジェクト、経済社会開発プロジェクトに加え、人権、Good Governance、環境等幅広い分野に手を広げてきた。これらの新しい業務が本来の目的にそったコア・プログラムの実務能力を低下させる可能性がある。焦点が不明確なことにより、次のような問題が生じている。

- 求められる効果を挙げて、長期的な協力機関とのパートナーシップを確立することが難しい。
- プログラム実施コストが上昇している。
- 協力機関の強化と公平な富の配分を促進するための明確な戦略を強化できない。
- C I D Aのスタッフに対する管理上の負担が増加している。
- 結果に対する評価が難しくなっている。
- C I D Aのスタッフの専門知識と能力開発が難しい。

③政府の規定が多すぎて、C I D Aのスタッフが開発そのものよりも、プロセスに気を配ることとなった。その結果、C I D Aのスタッフと被援助側とのコンタクトが希薄になっている。さらに、C I D Aが管理手段としてコンサルタントやその他の実施機関への委託形式を採用したことにより、C I D Aの学習機会が減り、運営費用が増加することになった。また、スタッフのローテーションが能力開発を考えずに行われる傾向にあり、その結果、各スタッフのC I D Aへの貢献度が限られたものになっている。このようにC I D Aには新しいコントロール体制の導入が必要で、シンプルなマネージメントプロセスにより、各スタッフが責任を持って与えられた任務にあたり、その結果を知ることができるようなものが求められる。

以上の点から、レビューは以下3点を提案している。

- C I D Aの開発に対する認識の基盤を改善する。
- 被援助国との対話を緊密にして、援助プログラムを、より適切なものにする。
- プロジェクト、プログラムの実施コストを低下させる。

C I D Aは、上記の提案に基づき、議会、関係機関およびC I D Aのスタッフとも協議した結果、1992-1993年の間に下記の改革を実施した。

- ①組織の効率化とサービスユニット数の削減
- ②C I D Aのシステム全体の計画を担当するCorporate Management Branch の創設
- ③各プログラム担当局における調達業務の統合
- ④C I D Aの方針管理に協議手続きを導入することによる、より多くの人の関与

出典：J I C A在外事務所報告 *CANADA'S ODA SYSTEM*

C. 今後の対応

1993年に発足した新政権は、1994年3月に官民横断のフォーラムを開催し、ODAプログラムのレビューを始めると発表した。今後のODAに関する主要な問題は、このフォーラムで討議された後、Home of Commons と上院の共同委員会の公聴会に付され、レビューされる。共同委員会はこの秋には報告書を発表、1995年にはそれに地する政府の対応が決められる予定である。今のところ、次の3点が今後の問題と見られている。

- ①政府予算の歳出水準と赤字幅はODA予算に与える最大の要因である。ODAの支出は“任意の支出”と見なされることから、予算上の制限で容易に削減される可能性がある。ODAの効果（例えば、60%は国内で使用され雇用機会に結びついているといった効果）に対する認識を高めることにより、ODA予算の削減に歯止めをかける必要がある。
- ②1992年以来、国連による平和維持活動（PKO）が増加し、カナダもPKOの有力な参加者としてその費用を増大させている。一部にはそのため開発援助額が減らされるのではないかと心配があり、また、ODA支出の増加により開発途上国の社会的崩壊とPKO費用の増大を防ぐことができるという主張もある。
- ③ODAを貿易とリンクさせるべきとの主張がある。外務省は1992年に援助対象国の数を減らして、カナダの貿易促進に役立つODAを増加すべきとの提案を行った。前政権下で、東欧への援助を増やす代わりに東アフリカの最貧国6ヶ国への援助が打ち切られようとしたことがある。新政権をその件のレビューを発表したが、今後行われる予定の対外方針のレビューに結論が出されるかどうか不明である。

出典：JICA在外事務所報告 *CANADA'S ODA SYSTEM*

参考文献・資料リスト (カナダ)

文 献 名	発行年	著者・発行所
我が国の政府開発援助 (上巻)	1993	外務省経済協力局編 (財)国際協力推進協会発行
主要先進国の無償援助	1989	外務省経済協力局監修 (株)国際開発ジャーナル社発行
先進国援助機関・国際機関における開発調査 実施方法に関する調査報告書	1987	国際協力事業団 国際協力総合研修所
主要援助国無償資金協力実施調査報告書	1988	外務省経済協力局 無償資金協力課
主要先進国における援助要員の人材養成・確保に 関する調査	1989	(財)国際開発センター
セクター別援助指針策定のための基礎調査 (参加型開発)	1993	(財)国際開発センター
J I C A 在外事務所報告 ・ C I D A に関する実態調査	1993	J I C A
J I C A 在外事務所報告 ・ CANADA'S ODA SYSTEM	1994	J I C A
<i>HANDBOOK 8 Guide to Bilateral Operational Policies and Procedures</i>	1991	C I D A
<i>DONOR PROFILBS</i>	1990	U N D P
<i>ANNUAL AID REVIEW</i>	1992	C I D A
<i>ANNUAL REPORT 1991/92</i>	1992	C I D A
<i>Personnel Management Information System</i>	1994	C I D A



I. 援助の目的と制度

A. 開発援助政策

1. 法的枠組

スウェーデンの開発協力政策は“Act of Parliament in 1962”によって初めて設定された。しかしながら、毎年、国会に提出される援助予算案に各年度ごとの援助政策の方向が記載されており、国会によって援助対象国が選定される。その基準は、最貧国が第一に優先され、その他に自由化のための長い闘争を経て独立した国々などが対象となっている。

出典：DONOR PROFILES (1990)

『主要先進国の無償援助』（1989）

JICA在外事務所報告 *Official Development Assistance (ODA)*
Sweden

2. 目的と理念

スウェーデンの援助の基本理念とは、1814年のナポレオン戦争以来の積極的な中立政策に基づいた世界の貧困に苦しむ人々との連携にあり、援助を通じ世界の平和・繁栄と真の民主主義を達成するために貢献することである。

したがって、その援助の目的は1978年の国会決議により開発途上国の①経済成長、②経済的・社会的平等の実現、③経済的・政治的独立、④民主化、そして1988年に加えられた⑤環境保全の5項目の推進と定められている。

①経済成長：農業および産業を発展させ、経済力を向上させる。

②経済的・社会的平等の実現：社会的・経済的な不平等をなくすための第一段階として最貧国の生活水準を改善する。つまり、就学率の向上や、医療サービスへのアクセス改善、貧富の差のなくす等が挙げられる。

③経済的・政治的独立：経済およびそれに関連する問題に対する意思決定をその国自身で実施できるような援助を行い、国家の独立に必要な環境を作り上げる。

④民主化：ローカル、地域、国家の各レベルの開発段階への人々の参加機会を増やし、影響力を強める。

⑤環境保全：天然資源の持続的な利用と環境保護に対する貢献を行う。

出典：『主要先進国の無償援助』（1989）、
HOW AIDS WORKS

3. 援助の重点政策

近年の援助政策では、援助対象国の民主化、人権、市場経済の発達、援助効果の進展度が重視されている。というのは、人権や自由な市場は個人および家族の自由、イニシアティブ、選択を確かなものとし、バランスの取れた開発の成功に不可欠だからである。民主化促進に関しては、社会の安定や人権、人道的な法律の保護の点からも、対立の解決や国家の和解達成に努力をむけるべきとされている。中央統制された計画経済から市場経済への移行も経済成長を促すために重要な事項であるが、これも環境、人権、民主化を念頭に置いて実行すべきであると考えられている。

①人権、民主化、機会平等

民主的形態の政府は社会を形成する上で市民にとって最善の環境であるため、スウェーデンでは変化のプロセスの中心には民主的開発を念頭においている。

人権の尊重を明らかにすると共に、教育やヘルスケア等の現状を改善し、女性の地位に関する支援を行う。女性の社会生活への参加、プロジェクト計画、意思決定への活発な参加等、女性問題は援助対象国との対話で定期的に取り上げられる他に、スウェーデンは国際機関、特に上級職員の地位への女性の雇用問題を活発に取り上げている。また、児童虐待の問題についても関心が強まっている。

また、スウェーデンの外交政策の中で南アフリカの反アパルトヘイト運動や少数白人の抑圧に対する反対運動への支援も重要視されており、ANCや南アフリカのNGOsに対して継続的な人道的援助を行っている。なお援助対象国において独裁等によって人権が侵害された場合には、援助停止の措置を取ることがある。

②市場経済の発達

市場の発達には大規模な規制緩和や国家の介入の阻止が必要であるが、同時に自由経済には法的・制度的な枠組みも必要とされるため、経済の発達には国家と市場の相互作用が重要である。したがって、市場経済の発達支援は、ダイナミックで効率よく機能する自由経済および効果的で責任のある公的セクターに必要な基本条件を整えるべきであると考えられている。

③援助効果

援助効果とは、援助が援助対象国の開発およびそれに関連する資源の管理能力等に効果の点から、どのようなインパクトを与えるかという事である。それと同時に、スウェーデン側の開発援助努力の設計・管理および援助対象国の変化するニーズや状況への急速な援助の適用能力の効率性の問題であるといえる。従って、援助国間でも国際開発協力において、協力体制の改善が行われなければならない。また、二国間、多国間援助どちらも、最貧国の債務問題を軽減する手段と共にマクロ経済的調整および構造改革への支援にはプライオリティーが与えられている。これに関連して二国間ドナーおよび世界銀行との協力が重要になってきている。

その他スウェーデンで優先が与えられている分野に、災害救援および復興作業、バランスの取れた人口増加、環境的に持続可能な開発、そしてNGOがある。国連における社会・経済的分野でのスウェーデンの役割強化にも、力を入れている。

出典： *SWEDEN'S DEVELOPMENT ASSISTANCE 1992/93*

4. 援助対象国

援助重点国の重複を避けるため、北欧諸国は援助協定を実施し、各国の援助の隔たりを是正し、北欧全体としてのより効率的な二国間・多国間援助を行っている（二国間ではタンザニア・南部アフリカ各国（SADCC））。

スウェーデンにはカントリー・プログラムまたはカントリー・フレームと呼ばれる国別の援助計画が1970年代初頭から策定されており、スウェーデン国際開発庁（SIDA: Swedish International Development Authority）を通したスウェーデンの二国間援助の基本となっている。このカントリー・プログラムは、ドナーと援助対象国が対等の立場となって、長期的な協力が活発に行われるよう、企画、交渉の手段として活用されている。現在の国別援助計画で対象としている国（Programme Country）（以後「国別援助計画対象国」で統一）には以下の19カ国が対象、重点国となっており、ODA全体の50%強がこれらの国向け援助となっている。

国別援助計画対象国向け援助の内訳 (1993/94年度)

地 域	国 名	援助額 (1993/94)	
		SEK million	US\$ million *
アフリカ	アンゴラ	160	19.3
	ボツワナ	70	8.4
	カーボ・ヴェルデ	20	2.4
	エチオピア	130	15.7
	ギニア・ビサウ	45	5.4
	ケニア	105	12.6
	レソト	30	3.6
	モザンビーク	320	38.5
	ナミビア	90	10.8
	タンザニア	445	53.6
	ウガンダ	85	10.2
	ザンビア	255	30.7
	ジンバブエ	195	23.5
アジア	ラオス	100	12.0
	スリランカ	100	12.0
	ベトナム	180	21.7
南西アジア	インド	345	41.5
	バングラデシュ	120	14.5
中 米	ニカラグア	270	32.5
19カ国 計		3,065	369.1

* IMF 1993年12月31日現在の交換レート(1 SEK = US\$0.1204)を参考に算出。
出典: SWEDEN'S DEVELOPMENT ASSISTANCE 1992/93

スウェーデンODAの地域別割合 (1991/92年度)

地域名	多国間援助を含む援助の割合(%)	多国間援助を除く援助の割合(%)
アフリカ	33.7	46.6
アメリカ	8.1	11.2
アジア	14.6	20.1
ヨーロッパ	2.9	4.0
オセアニア	0.2	0.3
その他	40.6	17.8
計	100.0	100.0

出典: Sweden's Development Assistance in Figures and Graphs BSD 1991/92

なお、従来、国別援助計画対象国向けの年次プログラムはS I D Aが単独で作成していたが、91年よりカントリー・プログラムについては国会の承認事項となった。

スウェーデンの開発援助の半分以上はS I D Aを通じた国別援助計画対象国向けの長期的な開発援助である。しかし、それと同時に、人権および民主的社会開発促進のための援助の増加が目ざましい。民主化に関しては平等や児童の人権の保護の強化に重点が置かれている。スウェーデンのこの分野への援助は、ラテン・アメリカに対する援助を例にとると、1973年チリで軍のクーデターが発生した際、同国への二国間援助を全面的に中止したが、代わりに南米の殆どの国で人権侵害を受けているグループや家族に対する人道的援助を拡大し、エルサルバドル、グアテマラといった中米で抑圧されている人々にも、かなりの資金提供を行った。人道的援助資金は難民や家を失った人々への援助、政治的捕虜の裁判や医療費用援助、稼ぎ手が亡くなったり政治的捕虜になった家族への奨学金や生活補助に使われている。

NGOもまた、開発援助活動において活動的な役割を果たしており、これらの機関に対する援助も増加している。

出典： *SWEDEN'S DEVELOPMENT ASSISTANCE* (1992/93)

B. 開発援助予算

1. 概要と特徴

スウェーデンのODAの政策・予算は、ディスパースメントベースの単年度予算であり（スウェーデンの予算年度は7月1日開始である。）、前年度以前および当該年度にコミットされた案件についての当該年度の支出予定額が当該年度の予算額になるというものである（ただし、予算繰越は可能）。

スウェーデンの各援助対象国への拠出金額は毎年国会で決定され、個別プロジェクトの予算配分は、国別援助計画対象国に関しては当該年度の国別割当予算の範囲内で、SIDAからの提案に基づき外務省国際開発協力局が決定する。その拠出形態は、プロジェクトごとに2年間支出する予算額をコミットする形をとり、予算額は1年目も2年目も同額となっている。またプロジェクトが3年以上に亘る場合は、年度ごとに国別割当予算から必要な援助額を配分することができるため、プロジェクト実施期間の時間的制限は特になく、長期的開発協力体制を立て易くなっている。

スウェーデンのODAは1978年UNCTAD（国連貿易開発会議）のTDB（貿易開発理事会）決議以降、原則として援助は全て贈与の形をとっている。ただし、政府の贈与資金に輸出信用を併せた譲許的信用(Concessionary Credit)のスキームがスウェーデン国際技術経済協力事業団（BITS）により中所得国を中心に実施されているものの、これについても援助資金はグラントであり、国際資本市場から調達した資金をミックスしている。

1993/94年度のスウェーデン開発援助は経済状況の悪化から減額されることが政府と社会民主党の間で決定された。DAC諸国の中で極めて高い水準を保ってきたODAの対GNP比1%もまた、0.9%強となっている。

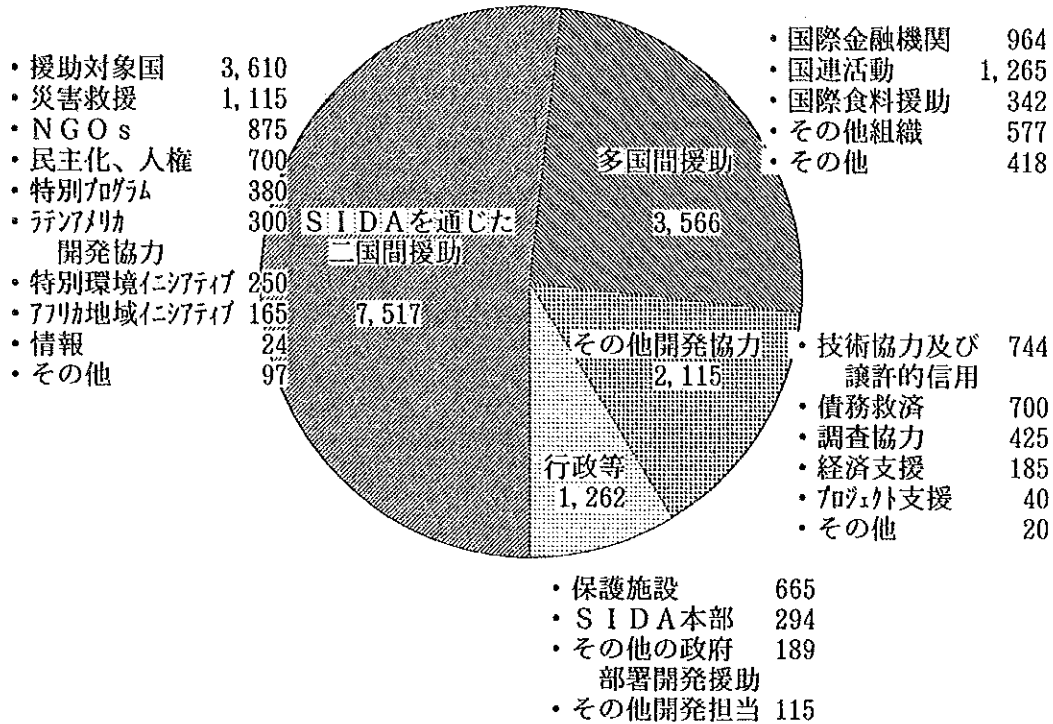
出典：「主要援助国無償資金協力実施手続調査報告書」（1988）

「JICA資料」（1992.2）

『主要先進国の無償援助』（1989）

1992/93年度スウェーデン開発協力の予算割当内訳

合計予算額 14,460 SEK million(US\$2438 million) *



出典：「JICA在外事務所報告」(1994.1.4)
Fact Sheets on Sweden

1993/94年度スウェーデン開発援助の政府予算の内訳

	金額	
	SEK million	US\$ million *
SIDA 多国間援助	3,148	379
SIDA 二国間援助	6,700	807
その他開発援助 プログラム	1,803	217
その他 (admin. を含む)	1,304	157
合計	12,960	1,560

* IMF 1993年12月31日現在の交換レート(1US\$=8.30470-6)を参考に算出。

出典：JICA在外事務所報告 *Official Development Assistance(ODA) Sweden*

2. 無償資金協力

スウェーデンの無償資金協力については、カントリー・プログラムに加えて、次の援助スキームがある。

- ① 地域プログラム
- ② 人道主義的な問題に対する援助－ラテンアメリカ
- ③ 人道主義的な問題に対する援助－南部アフリカ
- ④ NGOを通じた援助
- ⑤ 緊急援助
- ⑥ 特別プログラム（AIDS、環境、エネルギー分野に対する協力や試行的活動実施方法の開発等に対する資金援助）

しかしながら、無償援助のうち無償資金協力と技術協力は予算上の区分がなく、実施手続き上も明確に分かれていない。これは、技術協力でも無償資金協力でも、契約主体が援助対象国になる場合とスウェーデンになる場合があるためである。従って、DACに報告する際には、協力内容によって区分が行われている。

SIDAについても無償資金協力に限定したカテゴリーはなく、各プログラムの中で技術協力と無償資金協力の両方を実施している。また、SIDA関連では、小規模無償資金協力のような制度はない。

出典：『主要先進国の無償援助』

「主要援助国無償資金協力実施手続調査報告書」

3. 技術協力

BITS (The Swedish Agency for International Technical and Economic Cooperation)は、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、そして東欧の国々に知識および技術移転を促進している。BITSによる技術協力は、環境保護／天然資源計画、エネルギー生産／分配、機関設立、公的および地方行政、採鉱、ビジネス経営分野のスウェーデンの特殊技術および技術的ノウハウを供給するための資金援助であるが、その主な技術援助形態はコンサルティング・サービス、トレーニング・プログラム、機関的協力である。

毎年BITSは40程度の国際トレーニング・プログラムに資金を提供しているが、その種類はテレコミュニケーション、産業、エネルギー分野に加え、環境、社会民主化に関連したコースもある。

出典：Fact Sheets on Sweden

4. 借款

1978年のUNCTAD決議を境に新たなODA借款は供与していない。

出典：『基金調査季報』(No. 50 1985)

5. 多国間援助

多国間援助は、全体的に削減された1993/94年度の開発予算の中でもコンスタントな割合を占めており、全ODAの約3分の1が国際機関向けに計上されている。

スウェーデンでは、増加する地球規模的相互依存から国際協力の必要性を認識しており、貧困の削減、緊急援助および難民救済、生態系を考慮した開発、人口および麻薬管理等を扱っている国際機関に対して資金拠出を優先している。技術協力分野ではUNDPを通じた支援に重点を置いている。それに加えて、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR:United Nations High Commissioner for Refugees) や UNICEF (United Nations Children's Fund)、パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA: UN's Relief Agency for Palestinian Refugees) に対する最大のドナー国となっている。

1992/93年度の国際機関を通じた開発協力の内訳

	金額	
	SEK mil.	US\$ mil. *
国連：開発および技術援助		
UNDP (United Nations Development Programme) 及び UNCDF (United Nations Capital Development Fund)	725	124
UNICEF (United Nations Children's Fund)	395	68
UNFPA (United Nations Fund for Population Activities)	145	25
WFP (World Food Programme)	282	48
IFAD (International Fund for Agricultural Development)	60	10
難民に対する援助		
UNHCR (United Nations High Commissioner for Refugees)	235	40
UNRWA	146	25
国際金融機関：		
世界銀行グループ	531	91
地方開発銀行	433	74
その他の機関およびイニシアティブ		
環境イニシアティブ	155	27
IPPF (International Planned Parenthood Federation)	96	16
UNDCP	58	10
ITC (International Trade Commission)	23	4
WMU	19	3
その他	263	45
合 計	3,566	612

* IMF 1992年平均交換レート(1US\$=5.823870-ネ)を参考に算出。
出典：「JICA在外事務所報告」(1994.1.4)

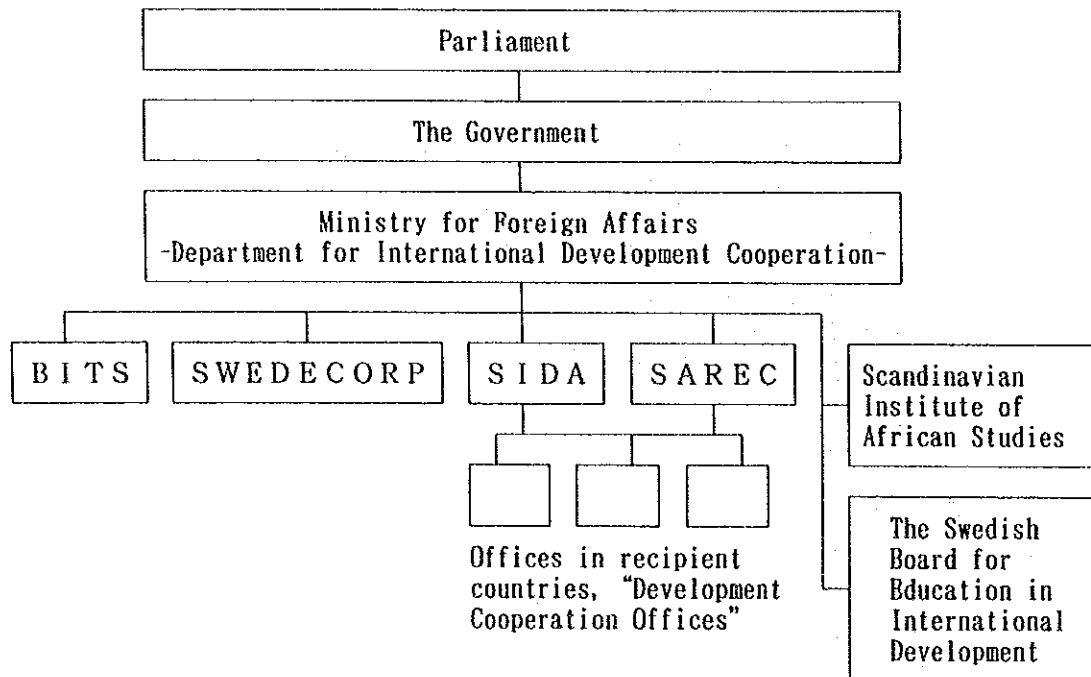
C. 国レベル実施体制

1. 全体の機構

スウェーデンの主要援助機関としては、外務省(Ministry for Foreign Affairs)の統括の下、①スウェーデン国際開発庁(SIDA: Swedish International Development Authority)、②スウェーデン国際技術経済協力事業団(BITS: Swedish Agency for International Technical and Economic Cooperation)が挙げられる。また、その他の機関として、スウェーデン開発途上国調査協力事業団(SAREC: Swedish Agency for Research Cooperation with Developing Countries)、スウェーデン国際企業開発公社(SWEDECORP: Swedish International Enterprise Development Corporation)、スカンジナビア・アフリカ研究所(Scandinavian Institute of African Studies)、国際開発教育におけるスウェーデン委員会(The Swedish Board for Education in International Development)がある。

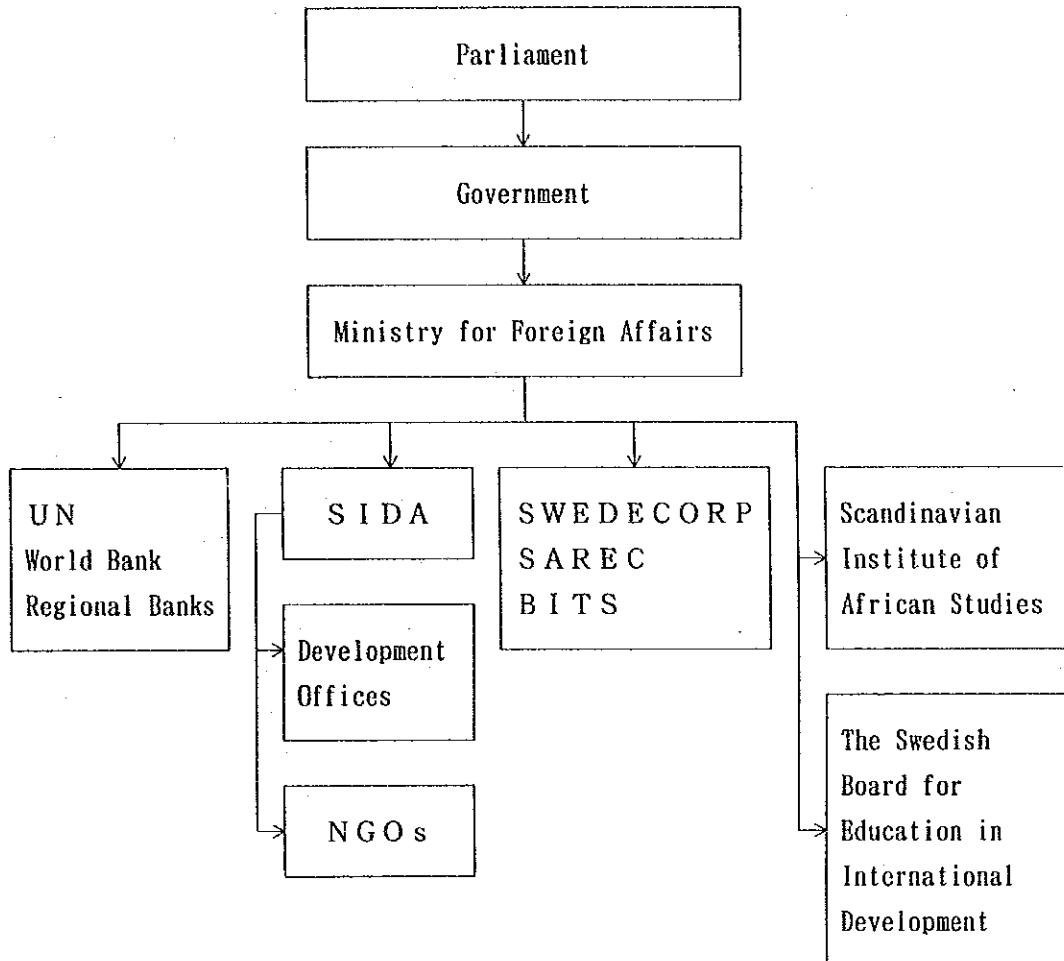
出典: 『基金調査季報』(No. 76 1993)

スウェーデン開発協力組織図



出典: JICA在外事務所報告(1994, 1. 4)

スウェーデン開発協力の流れ



出典：「JICA在外事務所報告」(1994.1.4)

2. 政策立案体制と実施機関の関係

スウェーデンの援助予算はすべて外務省に計上され、また、援助政策の企画・立案・決定も外務省の国際開発協力局(Department for International Development Cooperation)に一元化されている。同局は二国間援助部および多国間援助部の両部から成るが、局全体の職員数は60名程度に過ぎず、実際の援助実施は主にSIDAが行っている(政策原案の作成もSIDAが行っており、SIDAの所掌範囲は非常に広い)。外務省は基本的にはSIDAを中心とするスウェーデンの援助実施機関を監督し、政策の企画・立案・決定をSIDAのサポートを受けつつ行っているということができる。

1965年に各種援助を効率的に実施するための統一的な機関として、スウェーデン国際開発庁(SIDA)が設立され、現在も外務省の外局として国際開発協力大臣(閣内相)の管轄の下にある。援助の実施は、主として国別援助計画対象国19カ国に対する資金協力および技術協力を中心に贈与による協力のみを行っており、スウェーデン援助の約5割を担当している。また国別援助計画対象国以外の国々に対する技術協力および混合借款については国際技術経済協力事業団(BITS)が、開発調査やスウェーデン国内における開発調査研究者への援助については開発途上国調査協力事業団(SAREC)が、そして、途上国の民間部門へのノウハウの提供については国際企業開発公社(SWEDECORP)がそれぞれ担当しているが、SIDAに比べると活動規模は小さい。

出典: 『基金調査季報』(No. 50 1985)
『基金調査季報』(No. 76 1991)
『我が国の政府開発援助 上巻』(1993)

3. 技術協力実施機関概略

a) 関連技術協力機関とその関連機構図

SIDAが国別援助計画対象国への贈与による資金協力および技術協力、BITSがその他の国への技術協力およびAF(Associated Financing)に伴う贈与、SARECが調査・研究協力というように明確な分野調整が行われている。SIDAとBITS間では頻繁な連絡が取られているが、SARECは1979年にSIDAから独立してできた組織であるためか、SIDAとは公式な協議の場を持っておらず、またBITSとSAREC間にも同様に仕事の繋がりはない。(関連機構図についてはC. 1を参照)

出典: 『基金調査季報』(No. 50 1985)
『海外経済協力便覧』(1993)

b) 機関別概要およびその役割

①外務省

外務省の国際開発協力局によりスウェーデンの援助が企画・立案されている。同局は二国間援助担当部、多国間援助担当部から成っているが、職員数が60名程度しかいない為、特に二国間援助に関わる援助政策等の企画立案のベースとなる各種情報等については、S I D Aを始めとする援助実施機関に実質的に頼っているのが現状である。

②S I D A (スウェーデン国際開発庁)

スウェーデンの途上国援助は、もともと協会組織や福祉組織等のいわゆるN G Oにより実施されていたが、これらを政府が取りまとめ1つの組織として1965年に設立したのがS I D Aである。S I D Aはスウェーデンの二国間援助機関の中でも最大の機関であり、二国間援助の計画、実施および評価を担当、国別援助計画対象国向けの資金協力、技術協力を一括して実施している。また、緊急援助、難民支援解放運動、途上国で働く人員の採用等も行っている。

S I D Aでは近年のスウェーデン援助において、従来のプロジェクト援助から、構造調整借款(S A L)、構造調整の社会的側面(S D A)などプログラム援助が増加する傾向にあり、地域各局のカントリー・デスク、セクター局の各課の職員数を増やすとともに、マクロ経済フレームワークの重要性が増したことからプランニング事務局を強化し、国別援助計画対象国のマクロ経済的側面、社会的側面のレビューを行っている。

③B I T S (スウェーデン国際技術経済協力事業団)

1979年に国別援助計画対象国以外の国(アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、東欧)への技術協力を行うことを目的に設立された機関で、その後81年にアソシエテッド・ファイナンス(A F: Associated Financing)による譲許的信用供与スキーム(Concessional Credit Scheme)が導入され、現在は技術協力と資金協力を担当している。組織は長官の下に4つの局(融資業務局、技術協力局、国際研修局、総務局)がある。

業務内容は、技術協力では国別援助計画対象国以外の国に対する専門家（コンサルタント）派遣、トレーニングおよび研修プログラム、制度面への支援等を実施している。

一方、資金協力の面ではスウェーデンにおける唯一の譲許的信用（Concessional Credit Scheme：CC）担当機関として、国別援助計画対象国も含む国々に資金協力を行っており、貸付金はエネルギー、工業などの分野でスウェーデン製の製品、サービスなどの提供に使われる。CCは贈与の援助資金と商業ベースのローンを組み合わせて供与するプロジェクト・ファイナンスングであるが、BITSはこのうち贈与分の供与を実施している。

④SAREC（スウェーデン開発途上国調査協力事業団）

1975年に設立、1979年より独立した機関となったSARECは途上国における開発調査研究者への援助、国際機関・途上国との共同開発調査、スウェーデン国内における開発調査研究者への支援等を実施している。

⑤SWEDECORP（スウェーデン国際企業開発公社）

途上国の民間部門へのノウハウの提供を行う。

出典：『基金調査季報』（No.76 1993）

『主要先進国の無償援助』（1989）

II. 主要援助機関の概要と実施システム

A. 主要援助機関の概要

実施機関名：国際開発庁 (Swedish International Development Authority: SIDA)

1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等

SIDAは1965年、スウェーデンにおける各種援助の実施を効率化するための統一的機関として設立され、スウェーデンの援助予算全体の約52%を執行している最大の実施機関である。二国間技術協力はNIB（国際援助局）から、二国間資金協力は大蔵省から、また人道援助および国際援助機関との協調融資は外務省から受け継いで、外務省の管轄のもとに統合援助実施機関として設立された。

出典：『基金調査季報』(No. 50 1985)

JICA在外事務所報告*Official Development Assistance (ODA) Sweden*

2. 所掌業務

SIDAの主な業務は、開発途上国（通常国別援助計画対象国）の開発協力プログラムの作成、実施及び評価である。また、災害救援や難民救済などの他の援助形態にも責任を有している。なお、借款については1979年以降全て無償化措置を取ったため、新規借款の供与は現在実施していない。

出典：『基金調査季報』(No. 50 1985)

JICA在外事務所報告*Official Development Assistance (ODA) Sweden*

3. 機 構

a) 本部

S I D Aは6つの部門(Department)、11の部署(Division)、7つの事務局(Secretariat)、そしてスウェーデン二国間援助の援助対象国に位置する17の開発協力事務所から構成される。6つの部門のうち、4つは地域別の部門、その他各セクターを統括する部門と管理部門とに分かれている。

出典: J I C A在外事務所報告*Official Development Assistance (ODA)*

Sweden

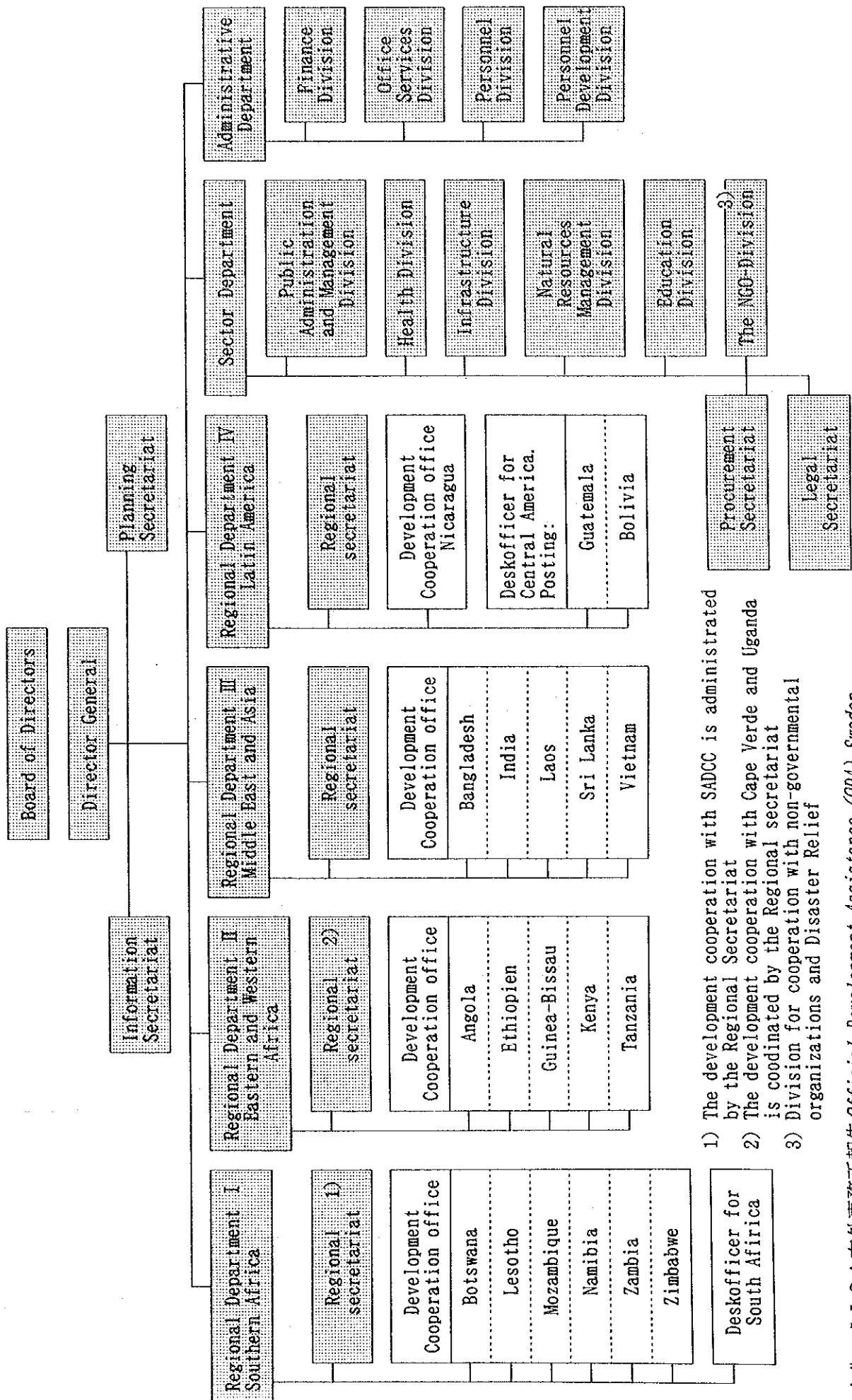
S I D Aの人材状況 (1993年 6月30日現在)

	Permanent Employees	Other Personnel at DCOs				Total
		K A P	B B E	K T A	Total	
Angola	7	13			13	20
Bangladesh	4	1	2		3	7
Botswana	6	3			3	9
Ethiopia	7	4			4	11
Guinea-Bissau	5	4	1		5	10
India	6		2		2	8
Cape Verde					0	0
Kenya	11	17			17	28
Laos	6	1	1		2	8
Lesotho	3				0	3
Mozambique	10	12		1	13	23
Namibia	6				0	6
Nicaragua	5		2	2	4	9
Sri Lanka	3	1			1	4
Tanzania	12	11	2	1	14	26
Uganda					0	0
Vietnam	6		1		1	7
Zambia	8	15	4		19	27
Zimbabwe	7				0	7
Others	5			5	5	10
Total DCOs	117	82	15	9	106	223
SIDA-Stockholm	428	—	—	—	—	428
Total SIDA	545	82	15	9	106	651

注: K A P = Employees on contract
 B B E = Junior Professional Officers
 K T A = Short-term employees
 D C O = Development Cooperation Offices

出典: J I C A在外事務所報告*Official Development Assistance (ODA)*
Sweden

SIDAの組織図



- 1) The development cooperation with SADCC is administrated by the Regional Secretariat
- 2) The development cooperation with Cape Verde and Uganda is coordinated by the Regional secretariat
- 3) Division for cooperation with non-governmental organizations and Disaster Relief

出典：J I C A 在外事務所報告 *Official Development Assistance (ODA) Sweden*

4. 方針、重点項目、実績等

SIDAは開発援助の当初から海外において独自の開発プロジェクトは実施しておらず、協力は相互のプロセスであり、SIDAの役割は援助対象国の自助努力をサポートすることにあるとの意識は変わっていない。

出典：JICA在外事務所報告*Official Development Assistance (ODA) Sweden*

SIDAの主要援助国は19の国別援助計画対象国に集中しているが、そのODAデイスパースメントの内訳は以下の通りである。

1991/92年度SIDAの主要援助対象国

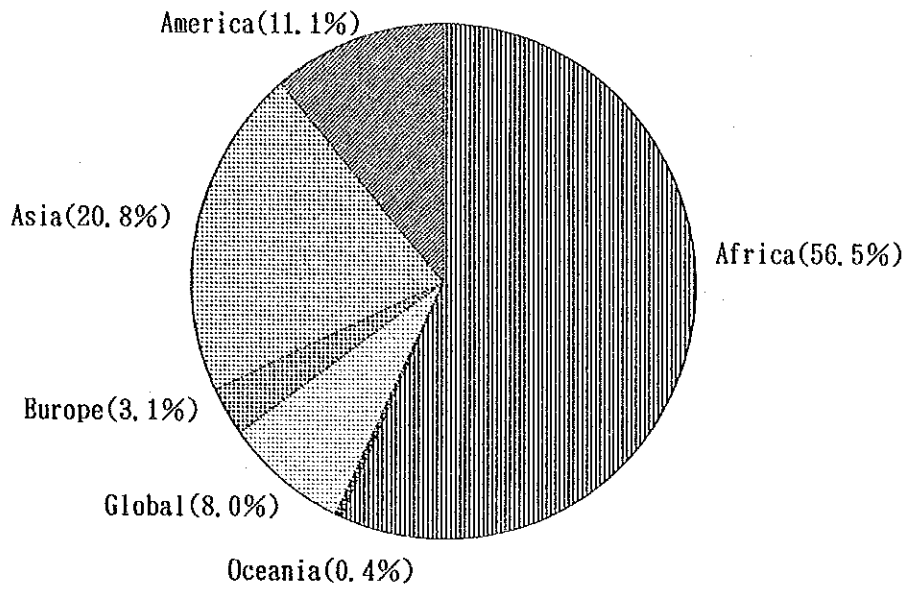
国別援助計画 対象国	金額		その他	金額	
	千SEK	千US\$ *		千SEK	千US\$ *
<u>AFRICA</u>			<u>AFRICA</u>		
Angola	230,672	38,143	South Africa	274,027	45,312
Botswana	87,678	14,498	Sudan	81,139	13,417
Ethiopia	232,517	38,448	<u>ASIA</u>		
Guinea-Bissau	78,318	12,950	China	5,412	0,895
Cape Verde	67,749	11,203	Kampuchea	123,485	20,419
Kenya	166,855	27,591	Thailand	24,873	4,113
Lesotho	43,917	7,262	<u>LATIN AMERICA</u>		
Mozambique	638,540	105,578	Chile	85,201	14,089
Namibia	122,795	20,305			
Tanzania	793,907	131,279			
Uganda	133,985	22,155			
Zambia	358,384	59,262			
Zimbabwe	291,354	48,178			
<u>ASIA</u>					
Bangladesh	228,977	37,863			
India	406,582	67,231			
Laos	98,243	16,245			
Sri Lanka	73,970	12,224			
Vietnam	289,963	47,948			
<u>LATIN AMERICA</u>					
Nicaragua	364,473	60,268			

* IMF 1991年平均交換レート(1US\$=6.0475クローネ)を参考に算出。

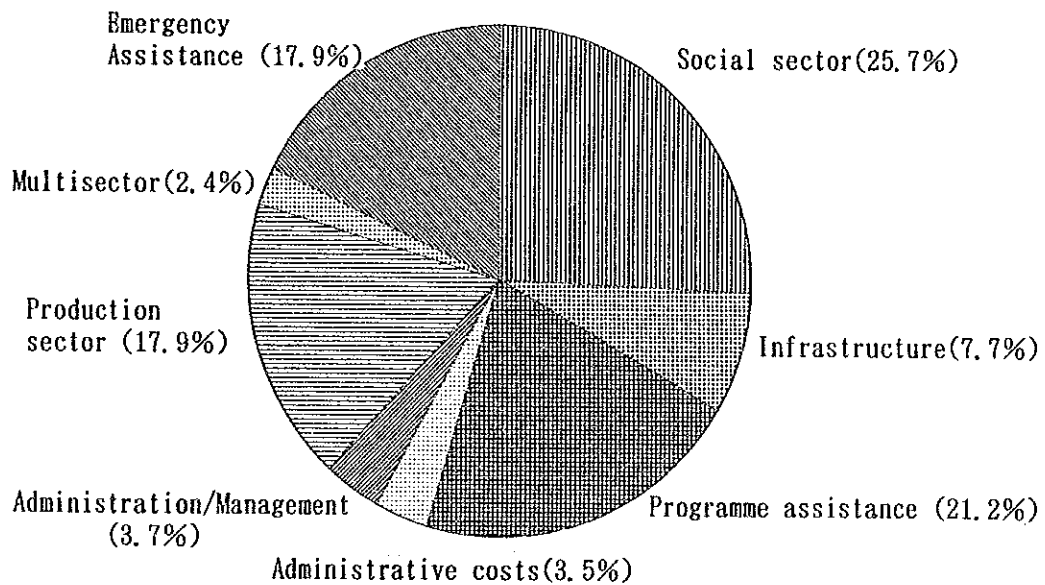
出典: *Sweden's Development Assistance in Figures and Graphs BSD 1991/92*

SIDA's ODA 1991/92 - Disbursements

Distribution by Area (excluding administrative costs)



Distribution by Sector (excl. C1)



出典: *Sweden's Development Assistance in Figures and Graphs BSD 1991/92*

SIDAプロジェクト分野別年間援助額

プロジェクト分野	年間援助額 (概算)	
	SEK mil.	US\$ mil. *
Water Projects	200	34.3
Environmental efforts	225	38.6
Rural development	170	29.2
Fight against AIDS	105	18.0
Humanitarian assistance	500	85.9
Support for public administration	140	24.0
Forest projects	250	42.9
Support to vocational schools	60	10.3
Cultural development assistance	30	5.2
Education	270	46.4
Road construction	100	17.2
Energy projects	350	60.1
Telecommunications	65	11.2

* IMF 1992年平均交換レート(1US\$=5.8238クローネ)を参考に算出
出典: *ON THE RIGHT ROAD*

スウェーデンは長い間厚生・家族計画、教育・森林・飲料水の供給などの分野のプロジェクトを行ってきた。同国の二国間援助において地方での開発は大切であり、農業開発・水の供給・交通機関・土壌保護・森林植林・エネルギー・厚生・教育・小規模工業の分野の開発を目指している。なおこれらの分野での女性の役割が注目されている。

出典: *HOW AIDS WORKS*

スウェーデンの援助実績

プロジェクト名	援助実施期間
Indian project (clean water in Rajasthan)	1986~1992
Soil conservation in Kenya	1974~
Grameen Bank in Bangladesh	1986~1993
Emergency assistance to Chilean human rights	1973~?
Water supply in Dodota Plains in Ethiopia	1982~1986
Statistics at Zimbabwe's Central Statistical Office (CSO)	1983~1992
Educational programs in India	1990~1991
Village forest projects in India	1983~
Vocational school in Vietnam	1984~1990
Road project in Laos	1990~1992
Disaster relief in Zambia	1989
Training of telecommunications teams in Mozambique, Angola and Tanzania	mid 1980~

出典: *ON THE RIGHT ROAD*

実施機関名：国際技術経済協力事業団

(The Swedish Agency for International Technical and Economic Cooperation : B I T S)

1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等

B I T Sは1979年、議会の承認により設立された、外務省所管の政府機関であり、経済及び社会開発の促進を委任されている。B I T Sは低・中所得国への譲許的信用を含むスウェーデンの情報・技術の移転のほか、中央・東ヨーロッパの移行プロセスと環境保護も支援している。

出典：J I C A在外事務所報告 *Official Development Assistance (ODA)*

Sweden

『基金調査季報』(No. 76 1993)

2. 所掌業務

B I T Sは国別援助計画対象国以外の国に対して、スウェーデンの得意とする分野において、以下の4つの主要プログラムを実施している。

①技術協力(Technical Cooperation)

低・中所得国のパートナーとのプロジェクト毎の協力で、スウェーデンからの知識移転を含む。技術協力の主な形態はコンサルティングサービス、トレーニングプログラム、制度的協力である。1992/93年度には、3億2,450万SEK(5,572万US\$)の予算が技術協力を割り当てられた。1993/94年度の予算は3億5,000万SEK(4,214万US\$)*²である。

②譲許的信用(Concessionary Credits : C C)

スウェーデンのサプライヤーが国際入札で競争力を持ち、なおかつプライオリティの高い投資プロジェクトを対象としている。多くのプロジェクトは世銀、地域開発銀行などの国際機関との共同ファイナンスの形を取っている。1992/93年度には、B I T Sは合計31億200万SEK(5.36億ドル)*³の信用を供与した。

③国際トレーニングプログラム(International Training Programmes)

スウェーデンが開発政策上重要な経験と能力を持つ分野に関して、毎年行われるプログラム。1993年には、このプログラムの下、40の分野が対象となった。

④中央・東ヨーロッパとの協力

環境の保護と同様、行政／経済改革のプロセスを支援するため、知識の移転を行っている。1993/94年度にはBITSはポーランド、バルト3国、ロシア、チェコ共和国、スロベニア、ハンガリーにおけるプロジェクト及び活動に資金を提供している。

*1, *3 IMF 1992年平均交換レート(1US\$=5.823870-6)を参考に算出。

*2 IMF 1993年12月31日現在の交換レート(1US\$=8.30470-6)を参考に算出。

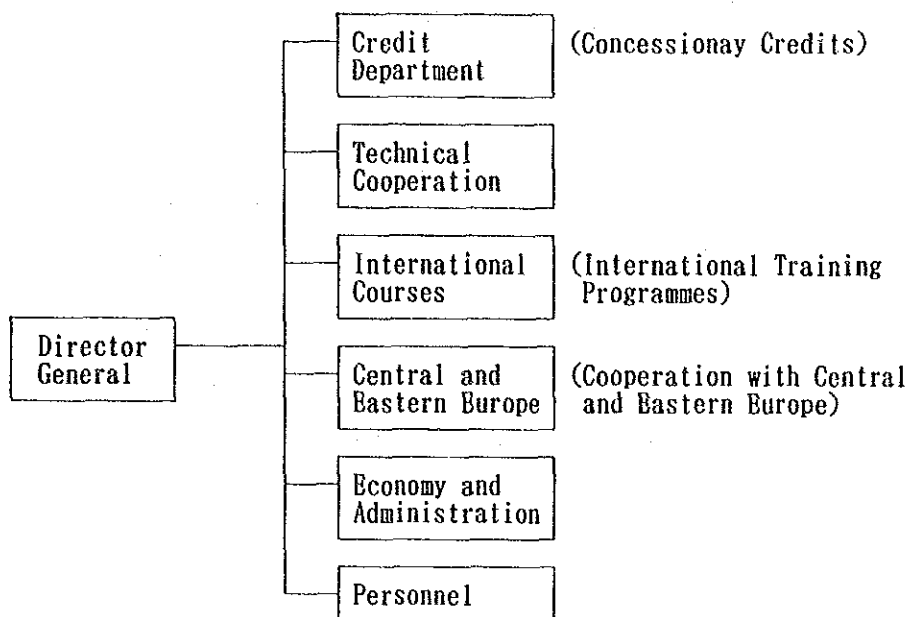
ファイナンス機関としてBITSは、当該国のプロジェクト要請別に相手国とコストシェアリングの形で活動する。BITS支援による当該国の自助努力がアプローチと理念の核をなすことから、BITSは二国間合意は結ばず、特定の国やセクターに対する援助が計画されることはない。各プロジェクトのプロポーザルは、対象となる国やセクターの利益に基づいて審査され、それぞれのプロジェクトは能力を有するパートナー（当該国に直接指示されたもの、もしくはスウェーデン、その他の国での国際入札によって選ばれたもの）によって実施される。どちらの場合も、当該国自身がスウェーデンのパートナーの選定に責任を有している。

出典：JICA在外事務所報告 *Official Development Assistance (ODA) Sweden*
Fact Sheets on Sweden

3. 機構

BITSはDirector Generalの下、36人の専門家と管理スタッフ (Administrative Officers) から構成されている。機構はDirector Generalの下、管理および人事の他に4つの部門が配置されている。

B I T S 組織図



出典： J I C A 在外事務所報告 *Official Development Assistance (ODA) Sweden*

4. 方針、重点項目、実績等

1992/93 年度の予算表によると、B I T S への予算配分は以下の通りである。

全体 SEK 7 億4450万 (1 億2784万ドル) *

うち 技術協力 SEK 3 億2450万 (5572万ドル)

開発信用 SEK 4 億2000万 (7212万ドル)

* IMF 1992 年平均交換レート (1US\$=5.8238クローネ) を参考に算出。

出典： *DEVELOPMENT COOPERATION NEWS NO. 4/1992*

注：これ以降の記述はスウェーデン国としてのものであり、それ以外の機関に関する記述の場合はその旨を記載する。

B. 意思決定と実施システム

1. 意思決定システムと役割

a) 本部

プロジェクトレベルでは、S I D A の意思決定サイクルは以下の通りとなっている。

① S I D A の海外事務所によるレビュー。

- ② SIDAの海外事務所のレビューによる留保がなければ、“Idea-Memo”がSIDAのManagement Committeeに提出される。
- ③ SIDAのManagement Committeeはプロジェクトの“Support-Memo”を委任 (commission)する。プロジェクトはフィージビリティ・スタディをベースに所轄のSIDAの部署で検討され、Management Committeeの承認を受けた後、SIDAの海外事務所は援助対象国とプロジェクト合意を締結する。
- ④ フィージビリティ・スタディ結果が入手できない場合は、“Appraisal Report”作成のため調査団が現地に派遣され、SIDAの所轄部署の責任における“Support-Memo”に変更される。

出典：DONOR PROFILES (1990)

b) 海外事務所等

II. B. 1. a) を参照

2. 外部機関との契約等

① 契約業者および調達先のタイド条件

契約業者および調達先は基本的にアンタイドであるが、タイド条件を課している場合もある。例えば二国間援助協定の中では、商品援助(Commodity Aid)にあたる輸入支援金(Import Support)の一定金額分については、スウェーデンの財およびサービスを調達するよう規定を設けており、混合借款および食糧援助でもタイド条件が課されている。なお1991年スウェーデンの二国間ODAのタイピング・ステータスは、前年よりもタイド率が5.2%増加して16.3%になっている。

また、条件および手続きに関する一般協定の中では、SIDAがコンサルタントを調達する場合、SIDAが指名したコンサルタントの間で入札するよう記載されている。入札手続きおよび入札評価方式については、援助対象国側で入札を実施する場合は援助対象国の慣習に従う一方、スウェーデン側で行う場合は、OECDの「ODAにおける資材調達指針 (Goods Procurement Practice for Official Development Assistance)」に示された国際的慣行に従う。

②ディスバースメント

ディスバースメントの方法は、Agreement on Development Cooperationの中に記載されているが、次の3つのケースに分類することができる。

(1)援助対象国が契約主体となり、ローカルコスト部分の契約を行う場合

四半期ごとなど、定期的にS I D Aから援助対象国（通常大蔵省あるいは中央銀行）に対し必要な経費を前払いする。

(2)援助対象国が第三国から調達する場合

サプライヤー等からの船荷証券等の必要書類の提出後、S I D Aから当該サプライヤー等に支払いを行う（出来高払い）。

(3)S I D Aが調達する場合

S I D Aがサプライヤー等に直接支払う。

また、ディスバースメントはS I D Aが直接行う。

出典：『主要先進国の無償援助』（1989）

「主要援助国無償資金協力実施手続調査報告書」（1988）

C. 関係機関との連携

1. 関連機関との関係

I. C. 1～3を参照のこと。

2. NGOとの連携

a) 協力関係にあるNGOの種類

スウェーデンには約150のNGOがあり、それらは次の4つのグループに分けられる。

①キリスト教の聖職者団体

このグループの中で最も重要なのは20の教会とミッション・グループの頂点立つ組織のSwedish Missionary Council (SMC)である。

②労働および協同組合運動 (labour and cooperative movements)

このグループの2大組織は、貿易組合の頂点組織であるLO/TCOとThe Swedish Cooperative Centerである。LO/TCOはCouncil of International Trade Union Cooperationを通して、草の根レベルでの貿易組合指向の教育支援に大きく関わっている。

③人道的援助機関

最も重要な機関として挙げられるのが、政府の災害援助を指揮するThe Swedish Red Cross と、SIDAから補助金(Project Contribution)を受けるとる2団体、The Swedish Branch of Save the Children とThe Swedish Free Church Aid (DI AKONIA)である。その他の組織として、主に旧ポルトガル植民地にあるAfrica Groups in Sweden (AGIS)やThe Swedish Volunteer Service (SVS)がある。

④女性団体等の各種団体

The Swedish Cooperative Centre (SCC) など。

なお、スウェーデンの主要NGOを以下に示す。

出典：DONOR PROFILES (1990)

スウェーデンの主要NGO

THE SWEDISH RED CROSS

LO/TCO	LO/TCO s Bistandsnämnd-facklig utbildning genom internationalerna
PMU	Pingstmissionens u-landshjälp
RB	Rädda Barnen - Save the Children
SAK	Svenska Afghanistankommittén
SCC	The Swedish Cooperative Centre
SHIA	Swedish Handicapped Organisations International Aid Foundation
SKM	The Church of Sweden Mission
SMR	Svenska Missionsradet
SMU	The Swedish Missionary Council's Youth Organization
SRK	Svenska Röda Korset
SVS	Svensk Volontärsamverkan
UBV	Utbildning för bistandsverksamhet - Education for Assistance Programmes
UG/SCC	Utan Gränser/Swedish Cooperative Centre
AF	Afrikagrupperna
AIC	Arbetarrörelsens Internationella Centrum
ARO	Afrikagruppernas Rekryteringsorganisation -Africa Groups of Sweden Recruitment Organization
BIFO	Information for Development Assistance
DIAKONIA	Council for the Free Churches Development Assistance Committee
UVB	U-lands Volontärernas Bildningsförbund

出典: *Sweden's Development Assistance in Figures and Graphs BSD 1991/92*

を元に作成

b) 当該援助機関との関係

NGO支援は1950年代にスウェーデンの開発協力の先駆けとなった。1952年に募金活動によって開発途上国の開発プロジェクトに資金を提供するスウェーデン技術協力中央委員会(The Central Committee of Sweden Technical Assistance to Underdeveloped Regions) が設立された。10年後にはスウェーデン国際援助局(Swedish Agency for International Assistance = NIB) ができ、政府の組織となるなど、スウェーデンの援助においてNGOは大きな補完的役割を果たしてきた。近年ではより効果的な援助のため、途上国での草の根レベルの活動に強く、また労働組合の結成をはじめ民主主義社会を促進する分野で活躍しているNGOの役割を重視する動きが強まり、SIDA内においてもNGO課が設けられ、NGOとの連携を強めている。具体的にはSIDAのNGO課は、毎年NGOより資金協力申請を受付け、審理の上、NGOを通じた援助額を決定している。また、1986年10月には開発援助問題に対処するため、政府、各種NGOおよび団体からの計20名からなる“Council for Popular Movements” が設置され、意見の交換や協議のためのフォーラムが行われている。

SIDAの援助のうちNGOを通じた援助は約1割に達しており、1992/93年度には、この援助額は、875 MSBK(US\$ 150million)* へ増加した。また、SIDAが援助支援を行うに当たっては、必要に応じ他の先進国NGOも活用、他方援助対象国のローカルNGOとの協力も近年重視している。なお、援助の計画、実施、報告までNGOの主体性を保たせる意味で、全てのNGOに対してその活動費の最大20%までを自己負担させ、残りをSIDAの政府予算から拠出するという形を取っている。

* IMF 1992年平均交換レート(1US\$=5.8238/クローネ)を参考に算出。

出典：『基金調査季報』(No. 72 1991)

『主要先進国の無償援助』(1989)

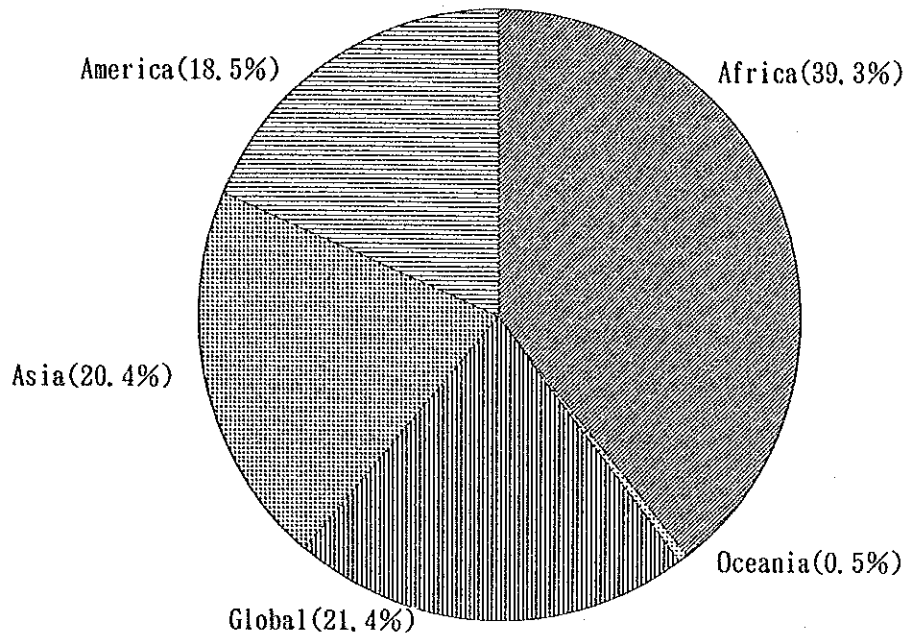
DONOR PROFILES (1990)

Fact Sheets on Sweden

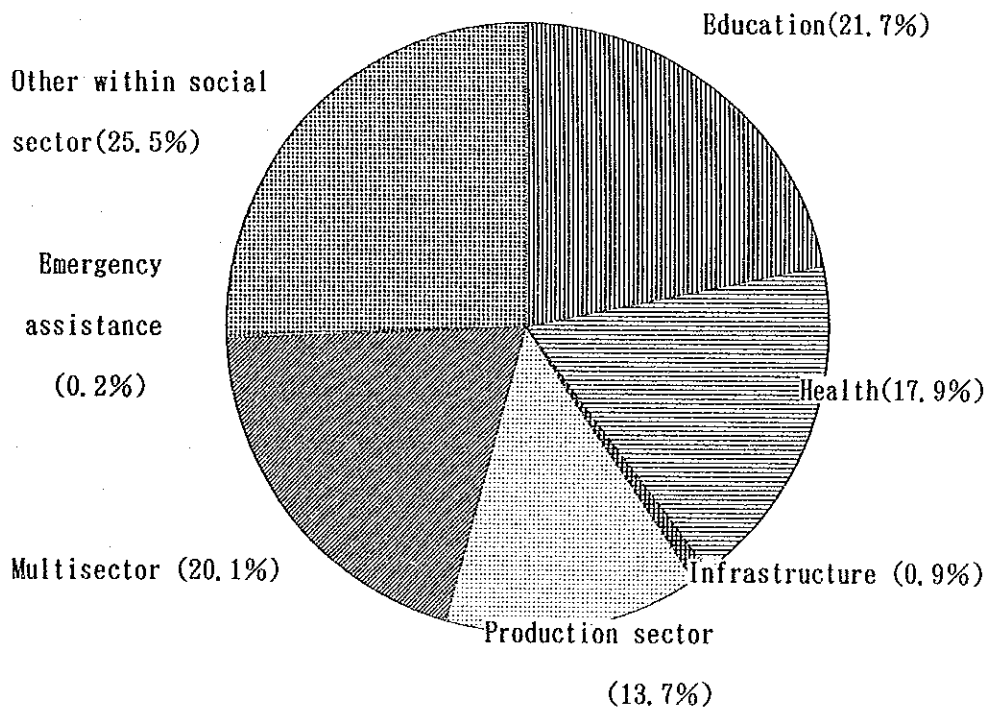
DEVELOPMENT COOPERATION NEWS No. 4/1992

NGO Division's Major NGOs - Disbursements 91/92

Distribution by continent



Distribution by sector



出典: *Sweden's Development Assistance in Figures & Graphs BSD 1991/92*

3. 地方自治体との関係

未調査。

4. 外国機関、国際機関との連携

スウェーデンはその開発援助政策において、国連を中心とする国際機関の合意事項を重視しており、環境や貧困にあえぐ人々の生活環境の改善を主な目標の1つに掲げた1992年6月のUNCED(The United Nations Conference on Environment and Development)の見地から、途上国に有益な問題(保健、水質、土壌汚染、教育、都市問題等)をSIDAやSAREC(The Swedish Agency for Research Cooperation with Developing Countries)の活動として、高いプライオリティを与えている。スウェーデンは、世銀、地域開発銀行を含むその他の国際機関でも、より一層環境問題への関心を呼び起こし、UNCEDの決定が実行されているのを確認するために活動を行っている。

また、SIDAはデンマーク、フィンランド、ノルウェーの援助機関と、互いに、より効率的な開発援助を実施できるよう、政策面での協調、情報の交換について合意している。

出所：『基金調査季報』(No. 72 1991)

SWEDEN'S DEVELOPMENT ASSISTANCE 1992/93

III. 主要援助機関における技術協力

A. 技術協力実績

技術協力に分類されている実績に関する資料の入手は不可。ただし、国別援助計画対象国別の予算（1992/93 年度）は以下のとおり。

国別援助計画対象国予算実績（1992/93 年度）

国別援助計画対象国	金 額	
	SEK 1,000	US\$ 1,000 *
タンザニア	373,281	64,096
インド	359,807	61,782
モザンビーク	368,992	63,359
ニカラグア	227,142	39,002
ザンビア	233,828	40,150
ヴィエトナム	275,732	47,346
ジンバブエ	241,872	41,532
アンゴラ	115,359	19,808
エチオピア	131,568	22,591
バングラデシュ	198,855	34,145

* IMF 1992 年平均交換レート(1US\$=5.8238クローネ)を参考に算出。

出典: JICA 在外事務所報告 *Official Development Assistance (ODA)* Sweden

B. 技術協力サイクル

① 案件発掘 (Project Identification)

プロジェクトは実施中のプロジェクトの過程で派生したり、非公式なセッションや援助指針の年次レビューなどの結果からも生まれたりと、様々な形で発掘される。

② プロジェクトアセスメント (Initial Project Assessment)

プロジェクト案が実際の案件となるために必要な基準（援助対象国内でプライオリティが高く、スウェーデンの援助の目的にも合致している等）を満たせば、SIDAは直ちに正式なプロジェクト・アセスメントを行う。まずSIDAは援助対象国にPre-feasibility Reportでプロジェクト案を示すように指示する。しかし、場合によっては（特に共同の発掘プロセスによりプロジェクト案が出された場合）、SIDAがそのレポートなしにプロジェクト・アセスメントのイニシアティブを取ることもある。プロジェクト・アセスメントの正式な開始時期は、援助対象国内のSIDA海外事務所に、援助対象国から要請が行われた時である。

③プロジェクト形成(Project Formulation)

援助対象国が事前にSIDAとコンサルティングをせずにフィージビリティ・スタディを実施することもあるが、SIDAはアセスメントの結果をもとにフィージビリティ・スタディを委託して実施する。SIDAはプロジェクトの目的、テクニカル・フィージビリティ、必要な期間、資金その他を詳細に審査し、またプロジェクト運営計画を策定する。ただし、プロジェクト形成の最高責任は援助対象国にあり、従って、プロジェクトは援助対象国の開発目的にあったものでなければならない。

④プロジェクト審査と支援準備(Project Appraisal and Support Preparation)

SIDAの準備の最終段階はプロジェクト支援準備である。プロジェクトに関連したすべての情報は最終審査のため短いサポート・メモランダムで集められ、SIDAのマネジメントに提出される。サポート・メモランダムは、プロジェクトのメリットや、プロジェクトに対するSIDAの支援効果に基づいて記述されている。

⑤プロジェクトの実施(Project Implementation)

SIDAの主な業務は、援助対象国と合意を結んだプロジェクトやプログラムの実施に参加することである。この段階はプロジェクト（またはプログラム）の最も長いフェーズであり、セクター支援は10年もしくはそれ以上続く場合もある。援助対象国の機関の実施能力の弱点は、できるだけ準備段階の早い時点で分析し、スウェーデンやその他の外部の力がプロジェクトに必要だとわかれば、その処理に関して援助対象国に責任を持たさなければならない。SIDAの政策は少しずつ援助対象国の機関に資源の配分や管理責任を委譲していくことであり、SIDAの海外事務所は徐々にプロジェクト業務から離れ、その代わり分析、モニタリング、対話に従事する。

⑥モニタリングと評価(Monitoring and Evaluation)

モニタリングと管理は、活動状況と与えられた資源の継続的なモニタリング、プロジェクトの年次レビューやスウェーデンの支援の延長に関する評価によって行われる。年次レビューはプロジェクトの経験について両者が対話できる最も重要な機会であり、プロジェクトの結果がここで評価され、必要なプロジェクトの運営上の修正が行われる。通常のモニタリングはミーティング、経済その他のレポート、インボイス等SIDAと援助対象国のプロジェクト責任者による四半期ごとのプロジェクト・レビューによって、プロジェクトの運営管理の形で実施されている。

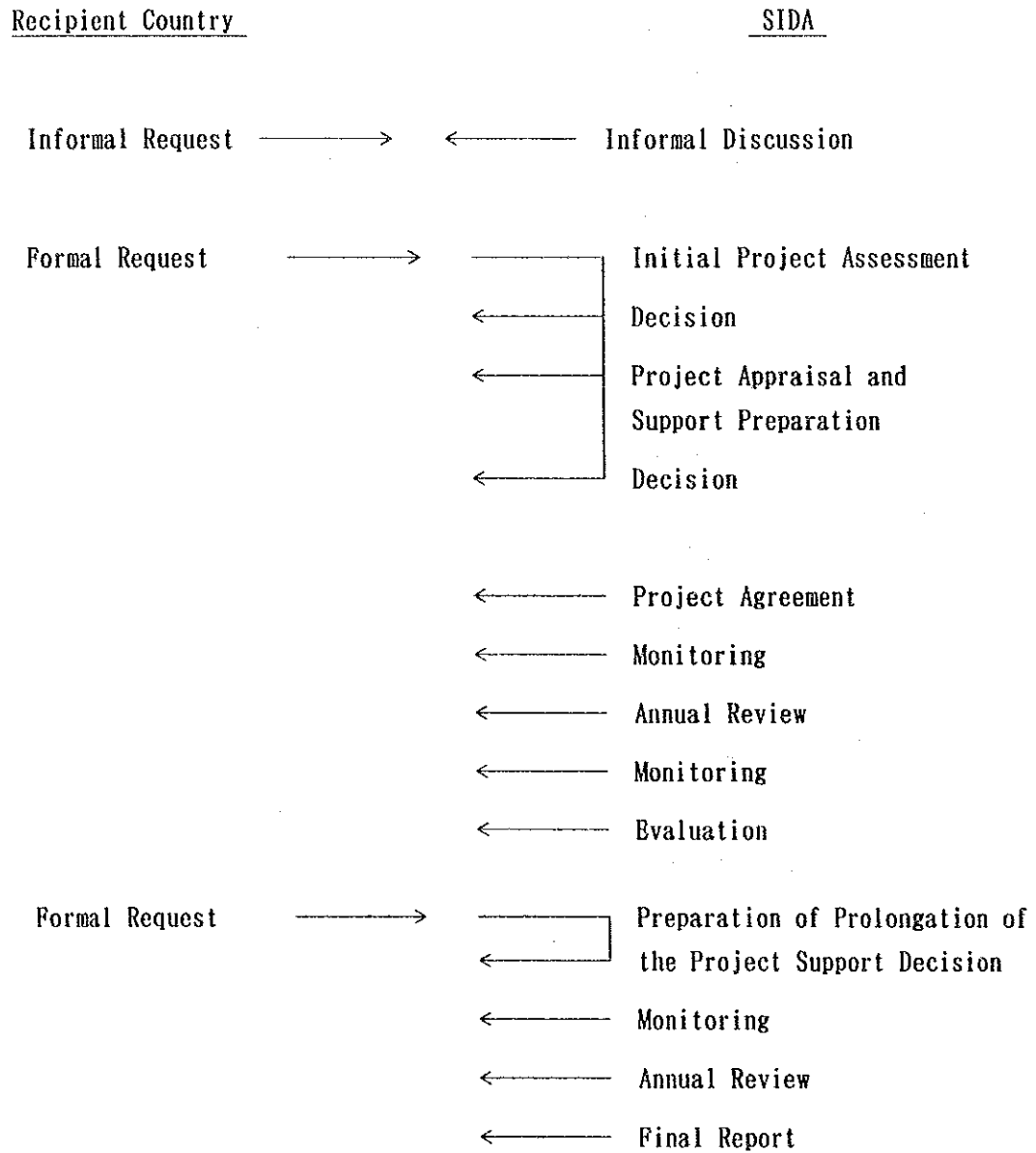
評価は通常、以下の要素から構成されている。

- a. 全段階の目標達成度の分析
- b. 目標達成度の高いまたは低い理由の分析
 - a) 様々なレベルの目標の間に予想される関連性の分析
 - b) プロジェクト実施効果の分析
(どの程度プロジェクト組織がうまく機能したか)
- c. プロジェクトの費用効果の分析
- d. その他予想されていなかったプロジェクトの副作用の分析
- e. ターゲットグループに対するプロジェクトの影響の分析
- f. 分析に基づく結論とプロジェクトの継続推奨：将来の開発援助に役立つ可能性のある経験と教訓

SIDAと援助対象国はモニタリングと年次レビューに関わっているため、直接的には評価に携わっていない。SIDAの役割は評価のための委託条件を作成し、有能な独立した評価専門家(Evaluators)を捜し出し、契約することである。評価とその結果が援助対象国で確かな支持を得るためには、援助対象国が評価の責任を分担して負うことが必要で、援助対象国からも十分に能力のある者が評価に加わるのが重要である。

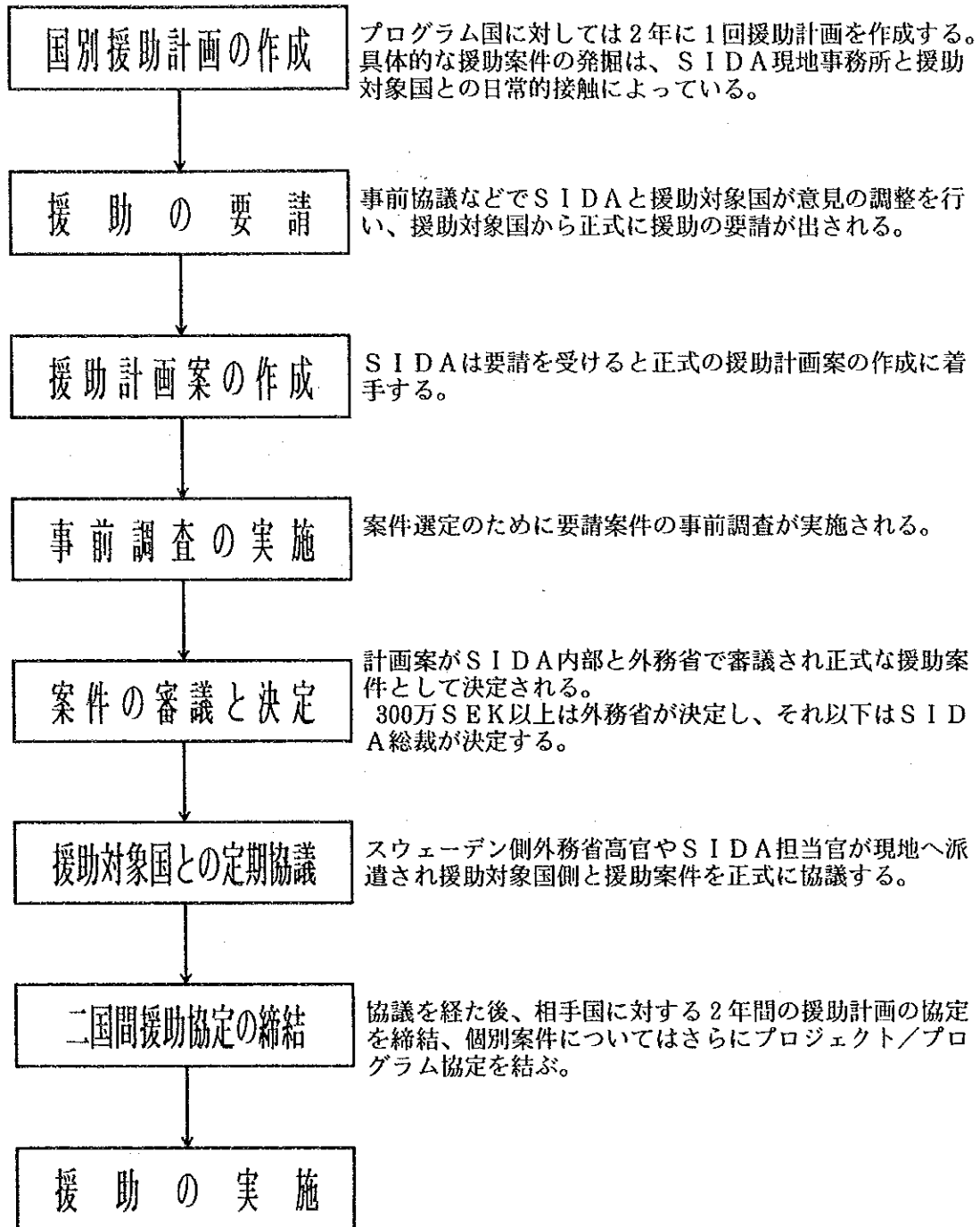
出典：*SIDA's GUIDE LINES FOR PROJECT SUPPORT*

SIDAのプロジェクト・サイクル



出典: SIDA's GUIDE LINES FOR PROJECT SUPPORT

スウェーデンの援助案件の発掘から実施までのプロセス



出典：『主要先進国の無償援助』（1989）

C. プロジェクト等の運営管理手法

SIDAのプロジェクトの運営管理手法として、新しく結果重視のROPPS (Result based plannings management and monitoring) と呼ばれる方式が導入されているが、「プロジェクト・サポートのガイドライン」という形でSIDAの全職員のみならず、援助対象国側の担当者にも徹底されている。その特長はプロジェクトの形成段階から一貫して援助対象国に参加を求め、責任を分担させること、及びモニタリングと評価を重視することにある。

援助の効果・効率・適正使用に関する政策として以下のものが挙げられる。

(1)援助の適正使用確保

SIDAでは適正使用を確保するために、海外事務所を通してモニタリングを実施している他に、各種合意文書の中でも、援助対象国に報告義務を課している。

(2)援助の効果を高めるための措置

供与した援助をより効果的なものとするために、スウェーデンは以下のような措置を実施している。

- ①各プロジェクトに係わる維持、管理、運営費の点では、プロジェクトのリカレントコストについて基本的に援助対象国が負担するものと考えているが、先方が負担できない場合はスウェーデン側が負担している。
- ②商品援助を供与する場合、スウェーデンでは援助対象国の状況に応じて見返り内貨の積立て義務を課す場合と、課さない場合とがある。
- ③SIDAがローカルコストを負担する際、資金を適正に使用するため、特に次の点に注意して実施を検討している。
 - ・援助対象国に為替のブラックマーケットがあり、公定レートと大きく差がある場合。
 - ・IMF、世銀が構造調整のコンディショナリティに為替の自由化をあげている国で、資金の適正使用という観点から公定の為替レートを採用しようとすると、為替の自由化に逆行することになる場合。

出典：『主要先進国の無償援助』（1989）

D. 専門家等の援助要員

1. 技術協力要員養成・確保

a) 養成

(1) 養成機関

The Swedish University of Agriculture Sciences…熱帯農業

The Sandö Center他…言語トレーニング

The SIDA Course Centre…開発援助の手法や各セクターの知識等

出典：J I C A 在外事務所報告 *Official Development Assistance (ODA) Sweden*

(2) 養成システム

スウェーデンでは派遣専門家のランクをStep 1から13に分けており、それぞれのランクに応じて待遇・身分が決まる方式である。

①MFS制度 (Minor Field Study Programme)

全国の10以上の大学、研究所を中心に大学、大学院レベルのスウェーデン人を対象にSIDAが途上国開発協力に関連する課題を設定し、それに応募する学生たちに与える奨学金制度である。

②Young Trainee 制度

スウェーデンが協力している比較的短期のミッションに参加させ、経験を積ませることを目的としており、実務的訓練をその内容として、将来専門家へのステップとして重視している。

③Junior Experts制度

1981/82年に廃止されたPeace Corps 制度の代替として登場した制度であり、35歳以下の若手専門家として位置づけられている。

②③のYoung Trainee 制度とJunior Experts制度が一人前の専門家になるための中間段階に当たり、さらにそれぞれの専門分野において経験を積み、国内の全体的援助体制の中で行政に、学会に、研究所に、コンサルティング企業に、その他民間セクターに散在し活躍することになる。

その他、6か月の援助訓練をThe Swedish Board for Education in International Development (The Sandö Centre) が実施しており、兵役義務免除の恩典もあって多くの若者が入校しているが、技術レベルはそれほど高くないためS I D A等の援助機関には登用されず、多くはSwedish Voluntary Service のようなNGOで働いている。

なお、専門家の研修に関しては基本的に各コンサルティング企業に依存しており、S I D Aが行う研修制度としては、専門家が途上国に派遣される前の1週間にわたる派遣前研修プログラム(Basic Course, Preparatory Course, Methods for Technical Assistance Personnel)や、経験の浅い専門家への実地研修のためのJunior Expert 制がある程度である。ただし、派遣される専門家は長期滞在(任地3年)が原則であることから、業務の効率的達成を図るため赴任国の言葉の修得にはかなりの時間とコストをかけて実施を行っており、例えば、ポルトガル語圏の国別援助計画対象国に赴任する場合(専門家の場合も含めて)、国内で5~7週間学び、さらにリスボンで4週間ポルトガル語訓練を受けることとしている。

出典：「主要先進国における援助要員の人材養成・確保に関する調査」(1989)

b) 確保

(1) 人材状況

S I D Aの採用した海外プロジェクト専門家数(1993.6.30現在)

- ・契約ベース雇用者 …………… 82人
(S I D Aによって採用・給与を受けるが、民間人として援助対象国機関で作業する人)
- ・ジュニア専門員 …………… 15人
(Junior Professional Officers)
- ・短期雇用者(1年以内) ……… 9人

※ 契約雇用者の削減はS I D Aの政策の変化と契約雇用システムの欠陥によるもので、継続の打切りではない。政府によるS I D Aの予算削減も大きな原因となっている。

出典：J I C A在外事務所報告*Official Development Assistance (OD*

A) Sweden

(2) 確保システム

援助業務に携わる人材を確保する方法は、援助行政スタッフの場合と専門家・コンサルタントの場合とに大別される。

外務省の経済協力部局や政府の援助実施機関に所属する援助行政職員は、外務公務員試験や公的選抜試験を経て採用された職員であり、文科系のジェネラリストではなく専門性が重視されており、学歴水準が相対的に高く修士号や博士号取得者がかなり採用されている。

他方、専門家・コンサルタントのリクルート方法として人材登録システムが行われており、約4,000人の専門家が登録されている。また産業部門では年々約150社にのぼるスウェーデンの民間会社との間で絶えず要請に応えられる体制を作っている。派遣要請が出てきた時点で、登録された専門家および非公開で募集された民間産業界の候補者からまず6人に絞り (Short List)、さらに半数の3人を選定 (Active File)、この中から1人の最適任者を決定する仕組みになっている。

出典：JICA在外事務所報告 *Official Development Assistance (ODA) Sweden*
「主要先進国における援助要員の人材養成・確保に関する調査」(1989)

2. 専門家及び職員の安全対策及び福利厚生

a) 過去の被害状況

未調査。

b) 安全対策

緊急電話番号リストはスウェーデン大使館にある。特別マニュアル (People in Crisis) は緊急時に取るべき諸行動を示している。現在緊急サービスは深刻なアクシデントが発生した場合、適切な処置をとる責任は大使館にあり、外務省にまかされているが、SIDAの各海外事務所にも安全対策の担当者がある (SIDA雇用者)。SIDAのあるポストについては夜間の警備を行い、自宅に警備会社を通して「パニック・ボタン」を設置している。また、SIDAは全海外雇用者に対して保健、事故、病気などに関する情報をのせた Major Folder Materials を配付している。

出典：JICA在外事務所報告 *Official Development Assistance (ODA) Sweden*

c) 保障制度

- ・海外手当には基本手当、配偶者手当、Hardship手当("Hardship countries" に分類される国に赴任する場合に支給)がある。

- ・S I D Aでは、被雇用者に対して16~105日の医療給付を与えている。治療が赴任先で受けられない場合、スウェーデンでの治療が可能。

"National Insurance Act"により、被保険者の海外滞在が1年以内の場合は、スウェーデンの保険対象とみなされる。S I D Aの専門家で雇用期間が1年以上の可能性のある者は雇用1年以内の間に"Swedish Social Insurance Office"に登録される。しかしながら、例えS I D Aの契約した専門家がSwedish Social Officeに登録されていなくても、スウェーデン市民ならば病気が重い場合、スウェーデン滞在中に特別のフィーで治療を受けることが出来る。これは患者が緊急な治療で近隣の医療地へ移される場合にも適用される。

1989年1月から医療費の補償は医師との相談1回につきSEK 60までとなっている。その他の治療費の補償は1回につき、SEK 35までに制限されている。

出典：J I C A在外事務所報告*Official Development Assistance (ODA)*

Sweden

3. 第3国専門家等の活用状況

a) 特徴および活用システム

コンサルタントの契約条件については、コンサルタントはスウェーデン籍を有する個人または法人となっているが、スウェーデンでの調達が困難な場合は他国籍のコンサルタントの雇用もある。したがって、必要に応じてローカル・コンサルタントの雇用も認められている。

コンサルタントの契約システムは、公開競争契約を原則としており、2~3社を下限としたショートリスト企業の中から選定されることになっている。

S I D Aのコンサルタント・リストに登録されているコンサルタントの大多数はスウェーデン籍であるが、その他イギリスのいくつかの大学の機関を始め、米国、チリ、ブラジル、フランス、アイルランド、タンザニア、バーレーン、オーストラリア等様々な国から登録がある。

出典：「先進国援助機関・国際機関における開発調査実施方法に関する調査報告書」

b) 実績

未調査

E. 資金協力との連携

SIDAは無償による資金協力及び技術協力を、BITSは国別援助計画対象国以外への技術協力及びAF (Associated Financing)に伴う無償資金協力というように、分野調整が明確になっている。

IV. 開発援助調査研究

A. 主要な研究機関

1. 研究機関概要

The Swedish Agency for Research Cooperation with Developing Countries (SAREC)は1975年に設立され、1979年には独立した政府機関としての地位を与えられている。その目的は開発途上国が自助努力によって自立や経済的社会的発展と平等を支援するための研究を促進することにある。

2. 研究内容

SARECでは以下の4つの分野におけるプログラムを実施している。

- ① 開発途上国との研究協力
- ② 開発途上国と特別研究プロジェクトとにおける研究協力
- ③ 国際研究プログラム
- ④ スウェーデン開発研究

SARECの援助実施活動の一つに、ラテン・アメリカでの人権と民主化のための研究グループ14に対する支援、アフリカでも同様のアプローチを取る3つの放送網と3つのNGO支援が挙げられる。また、アルゼンチン、ボリビア、チリ、パラグアイ等の国々の民主化および人権に直接関係する研究を行うセンターにも援助を実施している。また、“Good Governance”に深く関連した研究も支援している。

出典：*Fact Sheets on Sweden*

CURRENT TRENDS IN SWEDISH DEVELOPMENT POLICY

B. 援助機関と研究機関との関係

若い研究者の途上国研究を支援するMFS (Minor Field Studies)制度は、全国の10以上の大学、研究所を中心として大学、大学院レベルのスウェーデン人を対象にSIDAが途上国開発協力に関連する課題を設定し、それに応募する学生たちに奨学金を与えているものである。

出典：「主要先進国における援助要員の人材養成・確保に関する調査」(1989)

V. 新しい援助課題と今後の展望

A. 地球的課題・新規課題への対応

①WID

スウェーデンにおいては、援助におけるWID配慮は古くから行われており、1985年5月には、SIDAが「開発援助における女性の側面についての行動計画(A Plan of Action for the Women's Dimension in Development Assistance)」を採択、全ての援助プロジェクト・プログラムにWIDの視点を十分取り入れることが取り決められた。また、91/92年のSIDAの予算書の中でも女性の地位の向上に寄与するプロジェクトを、重点項目の一つとしている。

SIDAでは1979年から企画室内にジェンダー担当(Gender Office)が設けられており、各国担当課のジェンダー担当者(Gender Officer)を通じて、業務に対するアドバイスを行い、ジェンダー(Gender Issues)への配慮の方法、トレーニング等に関する研究・計画・立案を行っている。また、多くの国別援助計画対象国の海外事務所にもジェンダー担当者を配置して、WID関連案件を発掘・計画する他、事務所内でのWID関連業務のコーディネーター等の役割を果たしている。現在、WID業務の中心は本部から海外事務所に移ってきている。

WIDに対する戦略として、福祉、公平、反貧困、能率、戦略的な地方のイニシアティブが挙げられているが、すべてのプロジェクトはジェンダーに関係があると考えられているため、プロジェクト・サイクルにおいて以下のようなWID配慮が行われている。

- ①審査、監理、事後評価の各段階において、調査概要(TOR)の中にできるだけ具体的にジェンダーの分析について盛り込むようにする。
- ②調査団の中に可能な限りWID担当者を参加させる。
- ③報告書の中で必ずジェンダーについての記述が本文中に盛り込まれるようにし、

別添書類等にならないようにする。

その他、援助がより一層援助対象国の女性のためになるよう、国別ジェンダー分析 (Country Gender Analysis) の作成および国別特別計画 (Country Specific Plan) が作成されている。

SIDAでは内部における職員研修およびコンサルタント教育、援助対象国におけるWIDセミナーの実施、広報活動にも力を入れており、WID分野でのNGOの活用も図っている。なお、スウェーデンは国連児童基金と連携してWIDプロジェクトを行っている他、国連婦人開発基金等の国連関連機関に拠出金を出したり、女性に対する暴力への国連決議案作成に積極的に関わっている。また最近設立された国際機関等でWID活動を行っている機関にも資金援助を行っている。

出典：『基金調査季報』(No. 73 1992)

②環境

環境問題は、国別援助計画対象国の相当数がアフリカ諸国、それも世銀により低所得債務過大国と規定されている国が含まれていることもあって、環境の悪化は、貧困と深く関わり悪循環をなしているという認識から重点項目となってきた。特にこの問題は、長期的な視野からの援助を目指しているスウェーデンにとって欠かせない分野であり、1988年国会においてこの問題が開発援助の目標の一つに付け加えられた。

その目標の一つである天然資源の持続的利用と環境保護のために、次の項目が掲げられている。

- 環境問題におけるトレーニングおよび情報整備
- 土壌保全
- 森林保護
- 沿岸地域の環境
- 生物学的多様性の保護
- 都市部および工業の環境問題の解決
- 環境にやさしい技術の開発と普及
- 天然資源利用方法の開発
- 環境政策—法律および規範
- 環境団体の支援
- 調査研究
- Built competence in the third world and within development authorities and organizations in Sweden
- 水利用計画の策定

スウェーデンでは二国間援助・多国間援助・地域プログラムを通して、数々の環境

保全のための活動を支援しており、特に砂漠化問題、森林枯渇問題に関しての協力はより一層強化されてきている。また、資源の有効活用という観点から土壌保全や農村地域における造林に近年力を入れている。

出典：JICA在外事務所報告*Official Development Assistance (ODA) Sweden*

「JICA在外事務所報告」(1994.1.4)

「JICA内部資料」(1992.2)

③ Good Governance (GG)

現在GGの重要性が高まってきている。これは行政改革なしには開発途上国の公的セクターの効率の悪さや腐敗は広がり続けるという認識の下、開発援助において行政改革の支援が重要な責任となってきている。

市場経済に対するスウェーデンの比較的高い支持も、援助対象国が民主化を達成するための重要な努力の一環と見なされている。

出典：*CURRENT TRENDS IN SWEDISH DEVELOPMENT POLICY*

B. 現体制の問題点

スウェーデン政府は、現在援助予算全体の50%以上を占めるSIDAの政治的影響力を抑える努力を始めた。現在新しい機構の下、首相が3年毎に援助対象国を訪問し交渉する。3年毎の活動のレビュー、分析、評価と各援助機関の取る方向性を決定する事を考えると、政府が政治的主導権を取り戻したと言える。しかし、増加する情報の蓄積、分析に対する外務省のCapacityには不安がある。

開発途上国にあるSIDAの事務所も同様に、以前は実質的に大使館からは独立していてSIDAに直接連絡を取っていたものが、政府の介入で昨年、スウェーデン大使館の管理下に置かれることになった。以前の政策では、権限を現地組織に分権することになっていたが、新しい政策の下では現地の立場が弱くなるのではないかと心配されている。1995年1月までにSIDA事務所の全てがスウェーデン大使館に組み込まれることになる。

また、スウェーデンには独立している援助機関(SIDA、SAREC、BITS、SWEDECORP、SWEDEFUND)が数多くあるため、援助対象国にとって各機関の要求に合わせるのに時間がかかりすぎて、混乱することが指摘されていた。

政府の調査によると、スウェーデンの援助機関は完全に再構築されて、2つの開発援

助組織に統合されるよう求められている。つまり、長期にわたる飢餓を終わらせることに重点を置いたSIDAとSARECを一緒にした機関と、譲許的信用、投資、貿易等を扱うBITS、SWEDECORP、SWEDEFUND、そしてSIDAのインフラストラクチャー部門（エネルギー及び通信）を合わせた2つの機関にするというものである。現在のところ各機関はこの提案に対するコメントを求められている。この提案の動向は、1994年9月の選挙によって左右されるものと考えられている。

出典：JICA在外事務所報告 *Official Development Assistance (ODA) Sweden*

C. 今後の対応

スウェーデンの援助の主な対象が今後ともサブサハラ地域であることは、同国の援助が最貧困・最貧層を主なターゲットとしていることから疑い得ないところであるが、今後具体的にどの国を国別援助計画の対象国としていくかについては、必ずしも従来の対象国が引き続き主要援助対象国となっていくとは限らないものと思われる。

これまでのところ、スウェーデンは多くの西側諸国が政策的に援助を避けてきたソ連寄りの社会主義諸国（エチオピア、モザンビーク、アンゴラ、ニカラグア、ベトナムなど）に「人道的」名目から援助を行ってきたが、ソ連・東欧の民主化、旧社会主義体制の崩壊が加速しているなかで、今後援助政策の見直し、国別援助計画の対象国変更を迫られていく可能性もあろう。

出典：JICA在外事務所報告 *Official Development Assistance (ODA) Sweden*

参考文献・資料リスト (スウェーデン)

文 献 名	発行年	著者・発行所
主要先進国の無償援助	1989	外務省経済協力局監修 (株)国際開発ジャーナル社発行
海外経済協力便覧	1993	海外経済協力基金編 (株)国際開発ジャーナル社発行
基金調査季報 No. 50	1985	海外経済協力基金
” No. 72	1991	
” No. 76	1993	
先進国援助機関・国際機関における開発調査 実施方法に関する調査報告書	1987	国際協力事業団 国際協力総合研修所
主要援助国無償資金協力実施調査報告書	1988	外務省経済協力局 無償資金協力課
J I C A 内部資料 ・ SIDA 要人の JICA 企画部長への訪問議事録 (1992. 2)		J I C A
<i>DONOR PROFILES</i>	1990	UNDP
<i>HOW AIDS WORKS</i>	1989	S I D A
<i>SWEDEN'S DEVELOPMENT ASSISTANCE 1992/93</i>	1993	Ministry for Foreign Affairs
<i>Sweden's Development Assistance in Figures and Graphs</i>	1993	S I D A
<i>Fact Sheets on Sweden</i>	1992	The Swedish Institute
<i>Swedish Development Cooperation</i>		S I D A
<i>SIDA's Organization</i>	1993	S I D A
<i>ON THE RIGHT ROAD</i>	1993	S I D A
<i>DEVELOPMENT COOPERATION NEWS NO. 4</i>	1992	Ministry for Foreign Affairs
<i>SIDA's GUIDE LINES FOR PROJECT SUPPORT</i>	1991	S I D A
<i>CURRENT TRENDS IN SWEDISH DEVELOPMENT POLICY</i>	1993	Ministry for Foreign Affairs
<i>DEVELOPMENT AID in the 1990s</i>	1990	S I D A
J I C A 在外事務所報告 ・ <i>Official Development Assistance (ODA) Sweden</i>	1994	J I C A
J I C A 在外事務所報告 (1994. 1. 4 付)	1994	J I C A

調査項目（各国共通）

- I. 援助の目的と制度
 - A. 開発援助政策
 - 1. 法的枠組
 - 2. 目的と理念
 - 3. 援助の重点政策
 - 4. 援助対象国
 - B. 開発援助予算
 - 1. 概要と特徴
 - 2. 無償資金協力
 - 3. 技術協力
 - 4. 借款
 - 5. 多国間援助
 - C. 国レベル実施体制
 - 1. 全体の機構
 - 2. 政策立案体制と実施機関の関係
 - 3. 技術協力実施機関概略
- II. 主要援助機関の概要と実施システム
 - A. 主要援助機関の概要
 - 1. 設立の沿革、目的、設立年、法的根拠等
 - 2. 所掌業務
 - 3. 機構
 - 4. 方針、重点項目、実績等
 - B. 意思決定と実施システム
 - 1. 意思決定システムと役割
 - 2. 外部機関との契約等
 - C. 関係機関との連携
 - 1. 関連機関との関係
 - 2. NGOとの連携
 - 3. 地方自治体との関係
 - 4. 外国機関、国際機関との連携
- III. 主要援助機関における技術協力
 - A. 技術協力実績
 - B. 技術協力サイクル
 - C. プロジェクト等の運営管理手法
 - D. 専門家等の援助要員
 - 1. 技術協力要員養成・確保
 - 2. 専門家及び職員の安全対策及び福利厚生
 - 3. 第3国専門家等の活用状況
 - E. 資金協力との連携
- IV. 開発援助調査研究
 - A. 主要な研究機関
 - 1. 研究機関概要
 - 2. 研究内容
 - B. 援助機関と研究機関との関係
- V. 新しい援助課題と今後の展望
 - A. 地球的課題・新規課題への対応
 - B. 現体制の問題点
 - C. 今後の対応

目次

1. 調査項目
2. 国別要覧編
3. 国別詳細編

- (1) アメリカ
- (2) フランス
- (3) ドイツ
- (4) 英国
- (5) カナダ
- (6) スウェーデン

JICA